

の結果共倒れの状態、此の通弊を矯正し行くことにより、今日の此の歎かはしき社会は救はれ健全なる社会状態を成立し得るなり。之が救済は兒童の自他共存共榮的生活の訓練に俟つこと大なり。

第二節 社会的訓練の根本方針

- 一、共動的態度たること
 - 1 徹底したる國民的自覺と、國民的感情、徹底したる社会的自覺と、社会的感情を得せしめ、人間生活の眞實相は共動一致して、國家社会の共同目的實現のため、相互扶助によつて努力するといふ精神を教養すること。
 - 2 結局單なる個人に止らず、社会全体、國家全体の一員であるといふ一體觀に立つて居る所以を理解せしむること。
- 二、自治的態度たること

頼他的慢心を戒め、自治的に行動するといふ精神を教養すること
- 三、奉仕的態度たること

職業勤勞に對する社会的意味を理解せしめ、自己を捨てて社会國家のために盡すといふ犠牲的精神を教養すること。
- 四、創造的態度たること

徒らに消極的に流れず、積極的に創造性の發現によつて、自己を發達進歩せしむるといふ活動的な性格を教養すること。
- 五、責任的態度たること

緊禪一番、國家社会に於ける正義觀念の振起と、職業に對する責任感の重大なる所以を理解せしむること。
- 六、社会的生活を生活させることによつて、社会的生活の訓練をなすことが出來得るのである。此に於て學校及學級を

協同生活の社会的一團と觀る。



- ### 第三節 社会訓練に關する施設と實際
- 一、各科に於ける公民的材料を、一層重視し、之によりて徹底的なる精神訓練をなす
 - 二、制度に關する方面

○自治會制度。 兒童役員制度。 兒童當番制度。 級長制度。

○兒童自治團自治精神を實踐化する實行機關

○兒童自治會自治團の行動を反省し、その精神を高調し實踐上の活問題を議する機關である。

(毎月一回) 自他共榮の實をあげ、學校生活の統一を計り、よりよき校風を樹立し、社會的としての基礎訓練を養ふ。(體驗によつて教養す)

イ、自治會
目的を立てる會合 ↓ 教師は暗示の態度たること
實踐計畫を定める會合 ↓ 教師は相談の態度たること
反省する會合 ↓ 教師は批判の態度たること

事業

一、校訓、級訓の徹底に關する協議。

二、其の級に於ける悪弊の矯正。

三、學級向上進歩を圖るための協議申合せ。

四、展覽會、奉仕作業、出席獎勵等の取極め。

五、其他學校、學級一般自治に關する事項。

ロ、校内自治會

尋一、二は自治會を組織せず自治的精神(個人的自治)の培養に盡す。

尋三に至つて學級自治會を組織し、進んで上級學級の自治會を徹底せしめ、全校自治團を組織す。

ハ、校外自治會

兒童の校外生活を自治的に改善し、其の風儀を一層向上せしめ以つて自治公民としての基礎訓練をなす。

事業

一、其の班の風紀改善につき相談。

二、危険又は、害ありと認むる遊戯の禁止。

三、禮儀作法、言葉の矯正。

四、兒童相互の懇親融和を計り、友情を厚くすること。

五、奉仕作業と出席獎勵。

六、其他必要と認むる事項。

三、勤勞作業に關する方面

掃除整頓、校具の整理、運動具の整理、學校園の手入、動物の飼育、實習地、工作場の作業、其他。

共同作業(學校作業)

A 愛校精神の養成 B 團結心の養成 C 恭儉なる精神の養成 D 奉仕精神の養成

E 個性發揮 個性矯正

各種作業

A 校内清潔整頓(從來の組分け、通學區域別を廢し、毎日全級の者の責任とす。(最後に自發的希望による自治的掃除に導く))

―モットー― 全校掃除は全校兒童で二十五分。三十分。

- B 校庭掃除 校内に同じ
- C 學習補助作業 授業時間に必要なる準備を整へること。
花瓶の花、配水、理科實驗準備、机椅子の整頓、黑板の掃除、教具の修繕
- D 校舍修繕作業 上級生の作業とす。一週一度校舍を巡視させ、修繕を要する箇所につき自治的相談をな
さしめ、自分で出来る所はそれをなし、手に應へぬ所は教師に申し出づ。
- E 校内整理作業
- F 植樹作業
- 四、儀式集會等に關する方面 (訓練施設活用の項参照)
朝會 (奉安殿禮拜、皇宮遙拜)。四大節儀式。其他臨時の儀式。卒業式。修業式。始業式。展覽會。集會等
- 五、體育に關する方面
遠足會。運動會。競技會。合同體操。早起會等
- 六、時事教育に關する方面
映畫教育。見學。講演會等
- 七、校外教育に關する方面
神社參拜。神社掃除。墓參勵行。道路愛護掃除の實行等
- 八、行事教育に關する方面
週間訓練 週間全校職員。兒童小使が步調を整へて同一目的のため、最善の努力を盡すといふ事によつて、
共同一致、連帶責任、協力協調の社會精神の訓練に努む。

自治週間。衛生週間。勤儉週間。學校美化週間。體育週間等

九、兒童相互の慶弔 慰靈祭

一〇、共同購入部の設置 必需品のみを自治的に購入せしむ。

二、揭示及學校新聞

一般社會的記事、兒童生活に關する記事、自治會に於ける議決事項等

三、ポスター作製

一般社會 交通安全週間。道路愛護週間。保健週間。ムシバ豫防デー。防火デー等

學校社會 學校自治會の實行事項

三、郷土行事との關聯 (郷土魂との交流) 郷土愛

とんどばやし、節分、桃節句、花祭、端午の節句。さんけんさんばい。半夏生。六月一夜。七夕節句。彼岸
郷土祭。開村記念日等

第四章 經濟的訓練

第一節 國民經濟の現下の狀況

現代に於ける社會的現象即ち政治問題、社會問題は本より社會のあらゆる階級の人が生活に悩み經濟に苦しみ、金を
問題としなければならぬ所を見ると、百事經濟問題と表裏の關係を有して居ないものはない。

是等百般の社會的事實は總て經濟に左右せられて居るといふも敢て過言でない。即ち吾人の生活は或意味に於て經濟

生活なりと言ふ事を得る。

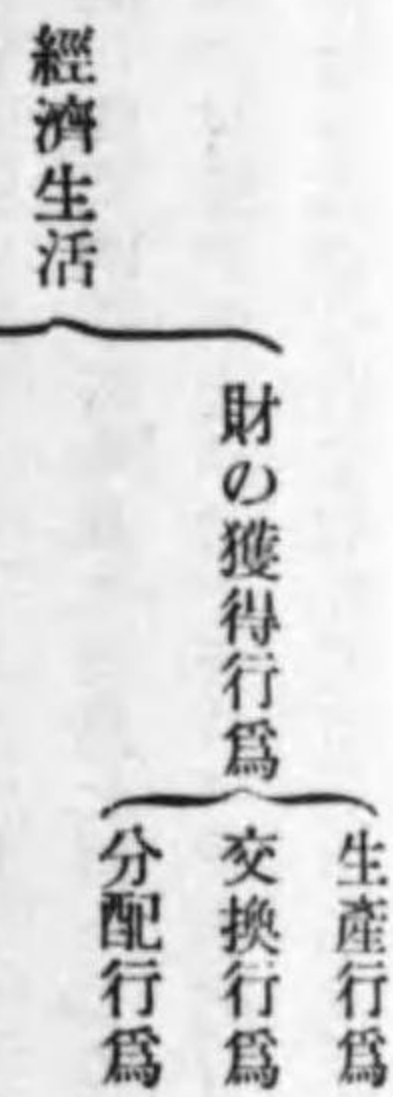
我が國近年の財政難、政府の打開策が果して豫想通りに實現されるであらうか、インフレ景氣もどこまで健實性を有するか、國家の運命は畢竟國民各個が之を擔はなければならぬ。その重大なる責任を負擔してゐる國民も、亦經濟的破綻に頻してゐる現状で、誠に悲痛事といはなければならぬ、國家がその難局を打開して、善運命を開拓しなければならぬと同様、各個人も亦それ／＼前途をして光明あらしめる事に努力しなければならぬのである。

日本は戦に勝つてもやがて經濟的に負けはしまいかと、この際個人經濟の道についても、乃至は國家財政のことに關しても、君國に對する忠愛の精神におとらない眞剣なる態度による奮闘が加へられなければならないのである。

彼の人口寡少にして經濟の人生生活に於ける思想（經濟觀念に乏しきを誇とする）傳統に支配せられて、それを顧みざるの現状は兒童の現在並に將來の生活を不幸ならしむるのみならず。國家國民の盛衰幸福の如何にも關係する重大問題である。人口増加と聯盟離脱に伴ふ經濟的變化は益々人と人との密接なる依立關係を實にし、相互奉仕の理想を愈々確立するの要求を生み、茲に於てか道德と經濟と兩者の融合一致、生活の經濟化、生活の充實と簡易化は、今後の國民生活上頗る喫緊なこととなる。従つて國民教育の重任を負擔せる小學兒童の教育に於て此の大任を自覺し、其の任を全うし以つて次代の國民生活を完全に營ましむることは刻下の急務である。

第二節 小學兒童の經濟生活

經濟的訓練の根本方針を決定する前に小學兒童の經濟生活を省察するを生ず。一定の主義（經濟主義）計劃に基づいて、其の慾望を満足させる爲めに財を獲得し、又利用しようとする秩序的な行爲をさして、經濟活動、經濟生活であると云へば、小學兒童には此の經濟生活を營んでゐる者は先ずないといつても差支ない。



財の獲得行爲に於ては、生産行爲、交換行爲、分配行爲の三つに分れる。

財の獲得行爲には殆んど關係してゐない兒童其のものは、不生産者にして勿論交換行爲にも分配行爲にもあづかつて居ない。唯消費行爲に參與してゐるといつてよからう。然し直接には參與しなくても、生産行爲、分配行爲、交換行爲も或は部分的に、或は間接的に經驗はしてゐるのである。嚴密なる意味から言ふ時は、兒童が經濟生活を營んでゐるとは言へないで、經濟的生活を營んでゐるのである。此の經濟的生活が成長して經濟生活を成す基礎となるものであるから此の經濟的生活を圓滿に發達指導して行くことが大切である。

兒童の經濟的生活

一、生産行爲 Ⅱ A 家庭の職業見習、 B 兒童の遊戯、 C 學校に於ける學習 Ⅲ 試作地の實習、一坪農業の經營、

D 工場、鹽田其他の勞働

二、交換行爲 Ⅱ A 農産物販賣、 B 商家の兒童の店番、 C 商業遊戯

三、分配行爲 Ⅱ 兒童生活中には表はれない。

四、消費行爲 Ⅱ 兒童が一般に經驗して居る行爲といへば、此の消費行爲である。先づお菓子を買ふ、玩具を買ふ、觀劇に行く、遊山に行く等随分と子供は不生産的の消費を行ふものである。併し兒童は生産と消費、収入と支出の勘定、必須的消費、應分的消費、奢侈的消費であると一向頓着がない。消費そのものに樂を以つて

行ふものである。

右によつて見るとき、小學兒童の經濟的生活も仲々多くある事に氣がつくのである。生産にせよ、分配にせよ或は交換、消費にせよ、兒童の經濟的生活は見逃すことの出来ないものである。此の外にも尙多くの大小事項を或は見聞し。或は經驗して承知してゐる。それを今迄教師が全く知らん顔をし、相不關焉とすましこんで居たから兒童よりも遠ざけられるばかりでなく寧ろ馬鹿にされてしまふ。少くとも現在の教師は是等を指導するだけの根氣と、親切と、力が欲しうものであると思ふ。

第三節 經濟思想の養成と訓練の根本方針

- 一、戊申詔書並に國民精神作興に關する詔書の御趣旨貫徹を期すること。
- 二、我が國現下の農村、山村、漁村の疲弊困憊、中小商工業の萎靡沈滞等財界の不況を知らしめ、其の因果を批判せしむることによつて
 - 1 正しき職業觀を樹立し、職業尊重の念を高むること
 - 2 勤勞を尙び時間を活用し努力して、事に當る習慣を養ふこと。
 - 3 常に文化を利用し進んで發明發見、創造力の涵養に努むること
 - 4 消費を節し冗費を省き以つて貯蓄心を旺盛ならしむること。
- 三、社會的、國家的の趨勢並に恩惠を悟らしめ以つて
 - 1 共存共榮、奉仕の念を養ひ、我利的行爲を斥くこと。
 - 2 自治團體並に國家的經濟寄與の念を高むること。

四、經濟と道德との調和をはかりつゝ、各教科の經濟的方面の徹底をはかり、更に郷土との關係を明かにすること。

五、滿洲移民が實現されて、この先住民族と我が大和民族の共同團體が造らるゝ時、現在の我が國民の經濟觀念そのまゝを以つては、經濟的に劣收し、いつの日にか總退却せねばならぬことは、火を見るよりも明かなることを十分に知らしむることに努むること。(粗食の習慣をつけることに努む)

第四節 兒童經濟訓練の施設と實際

一、戊申詔書は勤儉の詔書ともいはるる程の大御心であるから、兒童經濟訓練の見地から特に注意して取扱ふ必要がある。

各學年に於ける取扱

尋一、二學年

- 1 詔書の御存在を知らしめること。
- 2 詔書記念日、前日に於て、詔書奉讀に對する兒童心得作法を授くること。

尋三、四、五學年

- 1 詔書の御存在を知らしめること。
- 2 各學年相當の程度に於て内容に關する説話をなすこと。

尋六學年

- 1 詔書全文の讀方及び意解を授くること。
 - 2 毎月一回詔書に對する反省會をなし實行に努めしむ。
- 二、學用品に就ての諸問題
- 1 特殊の學用品は學級、學校共同購入をなす。

- 2 石盤は低學年のみならず高學年に於ても使用せしむること。
- 3 高學年には帳簿の代用として大和洋紙を用ひしむること。
- 4 書方には相當古新聞を用ひ、半紙にても表裏に書かしむること。
- 5 國産品を使用せしむること。

三、學用品使用上の訓練

- 1 經濟觀念養成上高價なるものを使用せしめざることを。 2 贅澤品の使用をなさしめざることを。
- 3 品質の良否に關する鑑識眼を養ふと共に、價格の廉否を知らしむること。
- 4 帳簿は一定の方式を定めて使用せしむること。 5 石筆、鉛筆、墨の短きものゝ使用方法を授くること。
- 6 帳簿、草紙をみだりにやぶり取り、もまざるやうになさしむ。
- 7 毎月一回（下學年程回数多くす）學用品の點檢を行ひ、使用上の指導をなし、展覽會を開き兒童相互の参考となすこと。

四、兒童服裝についての問題

- 1 質素簡便を旨とすること

イ、皮製のカバン、遠足用のカバンは全廢のこと、家庭が一樣でないから一定すると云ふ事は困難なれども絹物の衣服は一切廢すること。

ロ、草履の製法を會得せしめ、自給法を講ぜしむること。

五、貯金獎勵についての問題

- 1 親類や其他の人から貰つた金は全部貯金せしむ。

2 祭りや祝事に貰つた小遣錢は半額を貯金せしむること

3 手傳や、使等勞力に對する駄賃として得た金は全部貯金せしむること。

4 内職又は副業から得た金は、その一割を父兄から貰つて貯金せしむること。

5 毎月統計的結果と、積立方法等感心すべき事柄を兒童の參考に供すること。

六、廢物利用法についての問題

1 毎日捨てらるゝ紙屑の處理を十分ならしむること。 2 古雜誌で封筒の製作、又は紙袋の調製

3 古葉書の蠅叩き、土瓶敷、夏季用座薄團の製作（手工として課す） 4 草履屑の推肥製造。

5 野菜屑を家畜飼料に充當。 6 反古紙の打拂。 7 兒童に自ら工夫考案せしむ。

七、修繕方法についての問題

1 障子の切張りの仕方指導。 2 掛圖表具の修繕を手傳はせ、一寸の注意から耐久性あることを知らしむ。

3 机、腰掛、羽目の小破損は高學年の兒童自らなさしむること。

4 女子には低學年兒童、高學年男兒の着物のほころびを繕はせること。

八、時間についての問題

1 登校に要する時間、歸宅するに要する時間を豫め計らしめ、毎日無用な時間を費さぬやうにすること。

2 學園、農園の手入又は掃除等も方法を工夫して一刻も無駄を省き、目的を達するやうにすること。（計劃を定めて作業に當らしむ）

3 集合解散の迅速。 4 時間毎の教室の出入等に際して時間を豫め計らしめ、自發的に行動せしむること。

4 毎月早起週間を設け、早起勵行をなし、時間勵行をなさしむ。

九、公經濟に關するもの

一般に日本人は公私觀念を混同して、公共物を私的に使用したり、公共物を粗末にする氣風あり。自己の利害得失を離れて、公經濟並に國家的産業發展の爲に盡す精神を養ふこと。

- 1 電燈、ガス、水道の水等を無駄に使用せしめぬこと（寝る時は消燈）
- 2 害虫驅除、苗代時代の螟虫驅除、誘蛾燈、黒穗拔取は出來得る限り兒童をしてなましむること。
- 3 税金、諸會費は期日内に兒童をして納付せしむること。
- 4 發明發見家の肖像を掲げ以つて、尊敬と人類に與へたる遺徳をたゞえ、國家人類に對する貢獻の念を養ふ。

第五節 兒童經濟訓練と家庭との聯絡

兒童は學校に於て生活すると等しく、家庭に於て生活する者故家庭と學校の方針が一致することを要す。

一、聯絡機關

- イ、父兄會。
- ロ、戸主會。
- ハ、主婦會。
- ニ、學校開校日。
- ホ、公開教授日。
- ヘ、通俗講演會。

二、聯絡すべき事項

- 1 農作物販賣、製作品販賣の主旨を兒童によく話し貰ふこと。
- 2 家庭に於ける兒童の試作は父兄之に手を入れざること、又家庭用に使用などと思はざること。
- 3 貯金の意義及び目的を話し、貯金に當り意味なき金は與へぬこと、又家庭の用に兒童の貯金を引き出さぬこと
- 4 購入通知表によつて通知せざる物品は不必要の品なること、又印を押す時に其通知表と物品を引き較べること

- 5 服裝其他身回り具に對する注意
 - 6 兒童の生活確立に起る。洗面。遙拜。朝食。學用品服裝の自己決定。登校。歸宅。
- 自習。入浴。夕食。祖先靈禮拜。父母に挨拶。就寢。

第五章 國際的訓練

第一節 國際精神の現状

明治二十八年露、獨、佛の僅かに三國の干渉に對してあれまで隱忍しなければならなかつた我が國が、日支紛争、滿洲獨立承認に關する國際聯盟會議に於ける帝國全權の態度並に折衝は、堂々と我が大日本帝國の所信を披瀝し、一步も譲らなかつた事に誰か帝國の異常な躍進に驚かない者があらうか。然し、此の躍進を見て狂喜して居る譯には行かない。一步退いて之を内面的に帝國の現状を見れば如何。國家の現状はあらゆる危機を未だに藏してゐる。畏くも 聖上陛下に於かせられては、國際聯盟を離脱するに當つて優渥なる詔書をお下しになり、懇篤に國民の進むべき道を諭し給はれたのである。國民は聖旨を奉體して國家を泰山の安きに置き、皇威を世界に輝すべく一意邁進し以つて宸襟を安じ奉らん事を誓はざるべからず。

此の點に對して國民の持つ方策は、帝國の自主的態度を自覺してそれに添ふべく心掛けることである。我が國は徳川幕府三百年の鎖國實行により、明治、大正を通じて諸外國と比肩すべく、西洋模倣の弊に陥入り沐猴にして冠すとも言はれ、我が國民の自尊心、自主的態度を傷つけたことが尠くなかつた。畏くも 今上陛下さきに御踐祚の勅語に『模倣ヲ戒メ創造ヲ励メ』と御諭し遊された。昭和の指導精神が漸次吾々日

本國民の精神的態度を新に日本的なるものに立て直す運動として現はれ「日本に歸れ」「祖國日本」「日本國民主義」の語が日本國民の心地を動かしつつあり。この際大いに爲す所あらざれば、悔を千載の後に残すであらう。新日本の教育は帝國の現狀を理解して將來の發展に役立つべく、養成される第二の國民の魂の教育であらねばならぬ。この意味より留意すべきは「模倣ヲ戒メ創造ヲ勵ム」根柢をなす自主の精神涵養にあると思ふ。

第二節 國際精神の涵養と訓練の根本方針

- 一、自立自營、自主獨往の精神を涵養し、不屈不撓、奮闘努力の實行力を鍊磨すること。
- 二、我が國の國是たる國際正義の觀念を明瞭にし、舉國一致愛國の熱情と正義の念とを以つて、我が國權擁護に當るの意氣を養ふこと。
- 三、日支滿蒙關係、並に東洋唯一の文明國たる上より、東洋民族の正しき指導者たる重大使命を理解せしめ、その貫徹に對する自覺を得しむること。
- 四、國際信義並に國際協調の精神を尊重すると共に、國防觀念を強調し、國民皆兵の自覺を得しむること。
- 五、『今こそ舉國一致義勇公に奉ずるの秋』常に國際に關する材料によりて以上の念を養ふこと。

第三節 國際的訓練に關する施設と實際

- 一、時局に關する教材の重視（別紙参照）
- 二、時局に關する訓話
- 三、時局に關する掲示 掲示板を設け時局に關する記事並に、ポスター、寫眞等の掲示（兒童の作品と共に）

四、時局に關する映畫觀賞。

五、出征兵士の歡送迎並に慰問文。

六、傷病兵に對する慰問（衛戍病院地に在る關係 兒童の自發的慰問）

七、時局に關する献金及寄附

八、團體的、鍛練的体育の強調 登山、遠足……毎學期數回、學年別に左記の如く行ふ。

- 1 終日行ふ場合。
- 2 一日の内二時間行ふ場合（午後）
- 3 徒歩を本体となす場合。

○徒歩主義勵行。 ○教練、競技、遊戲、合同体操等にて團體訓練の根柢を培ふと共に、心身の鍛練士氣の養成。

第一學期 海軍記念日（五月二十七日）

第二學期 滿洲事變記念日（九月十八日）

第三學期 陸軍記念日（三月十日）

九、非常時訓練 每學期一回 非常時訓練上の注意點 1 傳令系統を活動し得る様訓練すること。 2 傳令以外のことについては一切

口を緘すること。 3 絶対服従の要求。 4 勝手な想像的行動を警戒すること。 5 指揮者か

ら目をはなさぬこと。 6 自由に各種の隊形をとり得る様練習のこと。

一〇、校旗製定 此の校旗の尊嚴性を保ち、この偉大性を直觀することは、やがて國家の尊嚴性、偉大性を意識するもの

なり。 校旗を汚すな。 校旗を守れ

儀式の場合、重大なる合同訓話をなす場合、入學式の場合、卒業式の場合、運動會等の場合に用ゆ。

二、校歌の制定 小學校には比較的校歌が少い。愛校心。協同融和等の精神涵養に是非必要なり。

運動會、學藝會、遠足、校技、朝會等に合唱せしむ。

第六章 訓練事項徹底の諸件

第一節 訓練徹底の主體としての教師

一、今日の情勢は只管その施設とその方法の苦策にのみ耽り、之を活かす魂の熱度にかけては居ないか。かくては如何に透徹せる方案も、凡百の施設も、何等の効果を奏し得ざるのみならず、そは一つの形にすぎざるものとして終らざるべからず。特に訓練は兒童の生活を道徳的に向上せしむるための精神的態度の練磨作用なり。教師に燃ゆる魂の熱ありて、始めて眞の訓練をなし得らるものである。依つて學校訓練徹底の第一は學校職員にあり則ち、個々の教師が校長を中心に一團となり、所謂教師團を作り（校長人格的統合團、こゝに最も注意を要することあり。お互は人間であり全人にあらず。人を批判的に見るをさけ、共々に其の人格に信頼し、共々に信頼し合ふ處に人々相互の力は百倍す、今迄はこの偉大なる力を生ずることを忘れていなかつたか）個々の兒童を打つて一丸とした大同體結（全校兒童を對象として行はれざるべからず。學校の人的要素が皆一體となる）ところにあり。

一、一つの訓練に對して全職員が一團となり、兒童の一團に當ることなり。五年は整頓の訓練、六年は禮儀の訓練に力を入れ、高一は交通の訓練をなす、以上の如きにては其の學校お互の訓練も完全に効果を發揮することは出來得ない郷土行事に重心を置ける見地に立ち、各學年の修身指導体系を縦に連絡づけて、全校が同一時期に同一の雰圍氣精神に浸る様に、同一の實踐的方向に全校一致の力を以つて進むべく考案すること。則ち訓練に一定の指導体系を必要す

第二節 從來誤まられたる諸件

一、兒童に學校意識、郷土意識、國家意識を喚起せんとする具体案なること。依つて之を継続的に毎年徹底的に實施すること。何れも三日坊主に終らぬ様、徹底的に永續的なる所に効果は見ゆるものなり。

一、校訓を徳目の形で示し、兒童の眼前に『額』にて提示しこれにて校訓は徹底せるものと思はれをりはしなかつたか『書くよりは言へ』『言ふよりは思へ』『思ふよりは行へ』の主義により常に頭に浮び、日常の生活中に活動されるものでなくてはならぬ。故に校訓は學年相當の言葉と、意味に譯し示すべきである。下學年にありては實踐事項によりて示すべきである。尋常一年より高等二年まで同様に掲ぐは其の要を得たるものにあらず。

一、從來の訓練は兎角高壓的、支配的、奴隸的であつて兒童の良心に訴へる點に缺けてゐたかの感あり。かくして命令と威嚇と懲罰で押通して來たものである。これにては其の時の訓練も爲し得ざるのみならず、訓練の將來に向つて發展する萌芽も得られざるに至る。

一、兒童がそれ／＼異なる場所と場合に對して正しく行動し得る様訓練づけること必要なり。之れには訓練の根底的教養として「場所」「場合」の觀念を明確にして置く事が最も肝要である。

一、從來の自治會は、教師の示せる通りの整つた形式にならひ、口角泡を飛ばして問題を議す點に重點を置き、協定せられたる貴重なる事を、實際に實行する自治團の影が誠に薄い爲多く三日坊主で沙汰止みとなれる事が寧ろ普通でつあた様に思はれる。

一、從來の儀式を考へるとき、十日以前より其の儀式の唱歌練習、前日儀式の豫行練習をなすを普通とす。兒童は以上に於て、一向心から儀式を舉行するといふ魂の持ち合せはない。かくして迎へられる儀式が所期の目的を達せられ様

か、儀式の精神を貫徹せんと念せば、儀式のもつ精神を各學級に於て指導し、儀式に對する心情を喚起高調一週前より、全校をあげて此の儀式を迎へる嚴肅さと、敬虔なる態度に満ち満ちたる雰圍氣を醸すべきである。儀式の訓練は當日よりも、むしろ儀式以前の緊張せる學校生活にあることを忘るべからず。

一、家庭訓練が訓練上に重大使命を持つて居ることは、今更議論の餘地なきことである。家庭の力が學校訓練の方向が一致せず、之に反して逆行する時は、學校の努力は全く其の價値を減ぜられ、學校訓練の現状を維持せしめることすら困難である。修身教授に於て禮儀につき授け、その實踐指導をなし家庭に於て實行せしめる時家庭によりて破壊される例は少くないのである。ここに於て學校の望む生活へ兒童を導き入れんとするとき、勢ひ之等の兒童を圍繞する家庭に手をかけ、之を訓練化する事が緊切である。然らざる時は、兒童は學校と家庭との板挟みとなる。これにては決して訓練の効果は擧るべきものではない。依つて學校の力を強め兒童を通して家庭を學校に引きつけるべく心懸けざるべからず。

連絡方法

一、父兄會に於ける訓練の連絡

訓練の根本問題を最も平易に而も實際化して話し、父兄の頭を學校の考へに同化する様努力すること。
校長一人でなく全教員が父兄と相談合意をなすこと。

二、學校通知

學校訓練の精神、計畫、希望等（毎週又は毎月の學校訓練の實踐事項を記載して、之を家庭に通知す）をのべそれに對する家庭訓練實施後の父兄の感想を隨意に、無記名にて學校へ通知していただくこと、かくすることが父兄より積極的に、學校に連絡を求めくる原因となるなり。

理窟づめの通知ばかりでなく、直觀的に判る様に家庭に學校教練の「ポスター」を送ることも必要なり

三、集合の利用

運動會、學藝會、音樂會、卒業式

右は父兄の最も學校に對する意識の高調せる好機なる故之を利用すること。

四、家庭訪問

訓練上特殊の事情にある兒童については、その一家の事情と其の兒童の天性を十分に調査し、其れを理解した上に家庭と協力することが肝要である。

一一、訓練の徹底を期するに當つて、特定の場合のみに留意して居ては決してその効果は擧るべきものではない。日常生活上に留意して、機會ある毎に適當なる指導を行ふと同時に、各教科と相關聯して共々に所期の目的を果すべく努力すべきである。（別紙参照）

結 び

教師

教育は人と人との接解作用、心と心の流動作用に外ならぬ。教師先づ其の必要を體得し、己の修養を怠らず絶えず其の思想中に没入して實行を期せずば眞の徹底は望まれない。即ち教師自身の燃ゆるが如き精神が兒童の内心に徹底して始めて、兒童の行動に主義があり、理想が生じ、其の光明が永へに内心の焔と燃えて失せぬのである。吾々は自己を治めて生活力を豊かにすると共に、其の生きた教育的要素を以つて、どこまでも強ひるのではなく感得させねば止

まぬ態度に出づること、師表の徳化
教師の信條

- 一、時局の正解者にして常に發展的的研究者たること。
 - 二、眞の郷土愛、祖國愛に燃ゆる指導者たること。
 - 三、一步一步大地に立つてあせらざる指導者たること。
 - 四、常識に透徹して明快なる補助者たること。
 - 五、淺間しき現實をよく慚愧し、感謝報恩の念深きこと。
- ◎『荒蕪を開くに荒蕪の力を以つてす』の力の教育者たれ。
◎『上求菩薩下心衆生』の至誠の教育者たれ。

(各科と相關聯の一例—尋六の一部)

修身		讀方		國史	
課題	指導要項	課題	指導要項	課題	指導要項
一 皇大神宮	1 皇大神宮ノ御事郷土ノ神ヲ知ラシメ皇祖社ニツキテ深テ附託シ之ニ對スル心ヲ養フ 2 皇室御尊崇厚キ先崇拜ノ美風ヲ	三 上 海	2 國家ト密接ナル關係ノ上カラ上海ヲ見サセル	三四 豊臣秀吉	1 秀吉ノ勤王精神ヲ理解セシム
二 皇大神宮ノ御事郷土ノ神ヲ知ラシメ皇祖社ニツキテ深テ附託シ之ニ對スル心ヲ養フ		三 上 海	2 國家ト密接ナル關係ノ上カラ上海ヲ見サセル	三六 徳川家康	1 政治勢力ノ推移ニツキ知ラシム 2 家康ノ善政ニツキ

國家		家		的	
課題	指導要項	課題	指導要項	課題	指導要項
三二 國運發展	1 維新ノ國是五ヶ條御誓文ヲ知ラシメソノ後ニ於ケル各方面ニ亘ル發展ノ跡ヲ理解セシム	五 忠君愛國	1 君國ニ對シテ忠誠ヲ致スノ精神ヲ養フ 2 君國一體忠孝一本ノ我ガ國民道徳ノ根本ヲ理解セシム	一七 憲法	1 國家社會生活ニ對シテ法ノ絕對的ニ必要ナルコトヲ知ラシム 2 憲法ノ精神ヲ涵養ス
六 裁 判	1 國家社會ニ於ケル公正ナル生活上カラ法ノ必要ナルコト法ヲ破リシ者ノ制裁ノ必要ナルコトヲ理解サセル	一 明治天皇ノ御製	1 明治大帝ノ御精神ヲ理解セシメ國家的精神ヲ養フ	二 出雲大社	1 出雲大社ノ由來ヲ授ケ國民的精神ヲ養ヒ敬神思想ヲ養フ
三九 後 天 明	1 徳川氏ノ專横ニツキテ知ラシム	四二 新井白石	1 白石ノ政治上ニ於ケル種々ナル改革ニツキ知ラシム	四六 高山彦九郎	1 尊王心ニツキテ理解セシム
四〇 徳川光圀	1 光圀大義明分ニ明ラカナリシコト大日本史ノ編纂トソノ影響ニツキ知ラシム	四三 徳川吉宗	1 其ノ善政ニツキ知ラシム	四五 本居宣長	1 宣長ノ國學研究ト國體ニ對スル信念ニ基ク尊王論トノ關係ヲ理解セシム

修 身		讀 方		國 史	
課 題 目	指 導 要 項	課 題 目	指 導 要 項	課 題 目	指 導 要 項
一九 國民ノ務 (二)	1 國家ガ國民ノ爲ニ行フ政治トソノ經濟關係ヨリ納稅ノ必要ナルコトヲ理解セシム 2 國家ガ國民ノ爲ニ行フ政治トソノ經濟關係ヨリ納稅ノ必要ナルコトヲ理解セシム	一七 間宮林藏	1 國土開發ノタメニ一身ヲ顧ミズ活動セシ精神ノ理解	五〇 武家政治ノ終	1 王政復古ノ政治的大變化ヲ知ラシメテソノ國體ヲ尊嚴ニ基クテ然ラズニ道ナルコトヲ確乎ニスル
二〇 國民ノ務 (三)	1 議會制度ノ大要ヲ理解セシム 2 帝國議會ノ構成ヲ知ラシム 3 選舉ノ意味方法ヲ其ノ心得ニツキテ知ラシム	一八 法 律	1 法律ノ國家的生活ニ必要ナル所以ヲ知ラシム	五一 明治天皇	1 明治維新ノ興國の氣分ヲ味ハシム 2 憲法發布ノ國家生活ニ於ケル意義ヲ於ケル意義ニツキ理解セシム
二四 教 育	1 教育ノ大切ナル所以ヲ知ラシム 2 學校教育ノ系統ヲ教フ	二七 我ガ國民ノ性ノ長所	1 我ガ國民性ノ長所短所トニ對スル自覺ヲ促シ長所ノ發揮ト短所ノ矯正ニツキ努力ヲ振起スル	五二 大正天皇	1 天皇ノ御仁慈ニツキ理解セシム
二五 スル教育ニ關スル勅語	1 ソノ大精神ヲ理解セシメ國家的國民の信念ヲ確シム	二八 鐵眼ノ一	1 社會の大事業ニ精進セシ鐵眼ノ大精神ヲ理解セ	五三 今上天皇	1 今上天皇ノ御即位ト當時賜リテ勅語ニヨリテ天皇ノ御精神ヲ理解セシム 2 我等國民ノ覺悟ヲ十分ニ理解セシム

社 會		修 身		讀 方		國 史	
課 題 目	指 導 要 項	課 題 目	指 導 要 項	課 題 目	指 導 要 項	課 題 目	指 導 要 項
一一 自立自營	1 社會的國家的生活ノ上カラ自立自營ノ必要ナルコトヲ理解セシム	九 植 林	1 植林事業ノ愉快ヲ味ハシメル	三三 織田信長	1 當時ノ社會ノ實狀ヲ窺ハサセル	四九 孝明天皇	1 當時ノ社會事情ヲ知ラシメル
一〇 工 夫	1 國家社會ヲ益セシムルコトノ大切ナルコトヲ知ラシム	一五 貨 幣	1 經濟生活ノ發展ノ跡ヲ辿ラセ貨幣ノ重要性ヲ知ラシム	四一 大石良雄	1 國民性ノ一面ヲ味ハシメル	四七 攘夷ト開港	1 當時ニ於ケル社會思想ノ一般ヲ知ラシメル
七 祖先ト家	1 我ガ家族制度ト祖先崇拜ノ精神ヲ養フ	二五 自治ノ精神	1 地方自治制ノ大樣ヲ知ラセ自治ノ精神ヲ養フ	二七 ガラス工場	1 産業生活ノ一面ヲ知ラセル	四三 大石良雄	1 國民性ノ一面ヲ味ハシメル
二二 公 益	1 各自ソノ分ニ應	二八 鐵眼ノ一	1 社會の大事業ニ精進セシ鐵眼ノ大精神ヲ理解セ	二五 自治ノ精神	1 地方自治制ノ大樣ヲ知ラセ自治ノ精神ヲ養フ	三三 織田信長	1 當時ノ社會ノ實狀ヲ窺ハサセル

材 教 的 濟 經		課 題 目	指 導 要 項	備 考
一一 自立自營	一二 勤 勉			
1 社會的國家的生活ノ上カラ自立自營ノ必要ナルコトヲ理解セシム	1 一家經濟社會國家經濟ノ上カラ勤勉ノ大切ナルコトヲ知ラシム	1 工夫發明シテ産業ノ發展ニ資シ國家社會ヲ益セシムルコトノ大切ナルコトヲ知ラシム	1 經濟生活ノ發展ノ跡ヲ辿ラセ貨幣ノ重要性ヲ知ラシム	1 我 國 の 木 材ニ對スル常識ヲ養フ
1 社會的國家的生活ノ上カラ自立自營ノ必要ナルコトヲ理解セシム	1 一家經濟社會國家經濟ノ上カラ勤勉ノ大切ナルコトヲ知ラシム	1 社會生活ノ發展ノ跡ヲ辿ラセ貨幣ノ重要性ヲ知ラシム	1 經濟生活ノ發展ノ跡ヲ辿ラセ貨幣ノ重要性ヲ知ラシム	1 我 國 の 木 材ニ對スル常識ヲ養フ
1 社會的國家的生活ノ上カラ自立自營ノ必要ナルコトヲ理解セシム	1 一家經濟社會國家經濟ノ上カラ勤勉ノ大切ナルコトヲ知ラシム	1 社會生活ノ發展ノ跡ヲ辿ラセ貨幣ノ重要性ヲ知ラシム	1 經濟生活ノ發展ノ跡ヲ辿ラセ貨幣ノ重要性ヲ知ラシム	1 我 國 の 木 材ニ對スル常識ヲ養フ
1 社會的國家的生活ノ上カラ自立自營ノ必要ナルコトヲ理解セシム	1 一家經濟社會國家經濟ノ上カラ勤勉ノ大切ナルコトヲ知ラシム	1 社會生活ノ發展ノ跡ヲ辿ラセ貨幣ノ重要性ヲ知ラシム	1 經濟生活ノ發展ノ跡ヲ辿ラセ貨幣ノ重要性ヲ知ラシム	1 我 國 の 木 材ニ對スル常識ヲ養フ

材 教		課 題 目	指 導 要 項	備 考
一三 共 同	一四 慈 善			
1 社會生活上カラ1 共同一致ノ大切ナルコトヲ理解セシム	1 社會生活ノ實狀1 全ヲ窺ハシメ同情慈善ノ大切ナルコトヲ理解セシム	1 社會生活家庭生活ノ構成ノ上カラ男女ノ地位義務責任ヲ理解セシム	1 宗教的の信念ニ立ツテ社會ノタメニ奉仕セル大精神ヲ理解セシム	1 全體ニ對スル個々ノ重要性ト責任トヲ自覺セシム
1 社會生活上カラ1 共同一致ノ大切ナルコトヲ理解セシム	1 社會生活ノ實狀1 全ヲ窺ハシメ同情慈善ノ大切ナルコトヲ理解セシム	1 社會生活家庭生活ノ構成ノ上カラ男女ノ地位義務責任ヲ理解セシム	1 宗教的の信念ニ立ツテ社會ノタメニ奉仕セル大精神ヲ理解セシム	1 全體ニ對スル個々ノ重要性ト責任トヲ自覺セシム
1 社會生活上カラ1 共同一致ノ大切ナルコトヲ理解セシム	1 社會生活ノ實狀1 全ヲ窺ハシメ同情慈善ノ大切ナルコトヲ理解セシム	1 社會生活家庭生活ノ構成ノ上カラ男女ノ地位義務責任ヲ理解セシム	1 宗教的の信念ニ立ツテ社會ノタメニ奉仕セル大精神ヲ理解セシム	1 全體ニ對スル個々ノ重要性ト責任トヲ自覺セシム
1 社會生活上カラ1 共同一致ノ大切ナルコトヲ理解セシム	1 社會生活ノ實狀1 全ヲ窺ハシメ同情慈善ノ大切ナルコトヲ理解セシム	1 社會生活家庭生活ノ構成ノ上カラ男女ノ地位義務責任ヲ理解セシム	1 宗教的の信念ニ立ツテ社會ノタメニ奉仕セル大精神ヲ理解セシム	1 全體ニ對スル個々ノ重要性ト責任トヲ自覺セシム

る手段をとつたのである。以上をもつて我が校訓練の指標と實際とした。

第一章 小學校に於ける道德教育の使命

第一節 生活と道德

凡そ人類のあらゆる生活に於て道德は最も本質的根本的なものである。凡ての價值、凡ての文化は道德を無視しては存在の意義をもたない。西普一郎博士は之をその著「教育と道德」に於て次の如く言はれた。「道德は人間生活を統一する原理で、もし之を失へば生活は根本を失ふ。自滅である」と。實に道德は政治家にも宗教家にも又實業家にも、軍人にも、勿論教育家にも、さては大臣大將にも一介の乞食にも、道德の世界は嚴として存在しなければならぬ。人は道德によつてのみ初めて生活の原理を得、生活の統制を保つことが出来るのである。

第二節 現代の社會機構と道德教育

原始時代の社會に於ては、何等の教育的制度も施設もなく、生活に必要な知識技能及び道德教育は社會共同生活そのものによつて、意識的に半ば無意識的に自然に行はれた。更に時代が下つて農業時代以後に入つては家庭が之を引受け社會が之を助成した。家庭は古來教育の府として永い歴史を持續して來た。殊に我國に於ける家庭は、他國と大いに異り、獨特に家族制度の堅實な發展をなし、その間國民生活に必要な道德は凡てこの搖籃の中に極く自然的に、根強く醸され育まれたのである。國民精神の根幹たる忠孝の精神も、敬神崇祖の美風も、武士道精神も、且又最近歐羅巴あたりから奔流の如く押し寄せつゝある社會協同の意識も、古く我が家族制度の中に極めて健全に強く養はれて來たものである。

ある。

而して物質文化は、十八世紀の終から十九世紀にかけての産業革命を機として恐るべき進展の域に達した。これが人生に與へた福利は又非常なもので、今日の我々日常生活にはいかなる山間僻地に於ても之が恩恵を蒙らないものは殆んどない。然し又物質文化の進展が與へた弊害も見逃すわけに行かない。中でも私は家族制度を中心とした道德について之を見る。

産業革命は家庭に於ける手工業の社會組織を一變して、生産を凡て大資本による工場に移轉した。こゝでは精巧な機械によつて大量生産が行はれるやうになつた。人口は都市に集中し、集中された多くの人は、給料生活者として渡世の道求めた。曾ては一家揃つて労働と共に、人の道を教へられつゝあつたものが、今では父は銀行に母は會社といつた風で、これまで家庭に於て養はれ來つた健全な道德生活もこゝに大きな缺陷を生じつゝある。からした社會機構の急激な變遷は、家庭をしていつまでも子弟の道德生活教養の場所たらしめず、却つてこの地位を剝奪しつゝある。是が現代社會機構のもつ大きな特質であると思ふ。

更にこゝに今一つ大きな問題がある。それは從來の家庭に於て養はれた道德生活と、こゝに新しく擡頭した社會機構による新道德生活との矛盾葛藤である。凡そ道德は時代の社會機構が異れば具體的道德はその機構に即して變形さるべき性質を多分にもつ。幕府時代に是認された復讐の思想は今では明かに否認され、君の御馬前で功名を立てることが最も勝れた忠と考へられてゐた忠觀念も今日ではその形が大いに改められた。然し由來道德は習慣になづみ易いものである。一度社會的に行はれた道德は之を取去るに非常な困難がある。こゝに新舊道德の矛盾が醸される。この矛盾葛藤は屢々新聞紙上に報道されるが如き家庭悲劇を時には演ずるのである。こゝで私は現今の家庭は約言すると子弟の道德教養に二重の意味での缺陷をもつてゐると言へようと思ふ。即ち一は社會進展中止むを得ずかくされた給料生活者（サラ

リーマン)に見る教養せんにもし得ない缺陷と、他は社會機構に伴はざる從來の家庭道德と新機構によつて生じた新道德との矛盾衝突である。こゝに家庭道德は、その永い道德教養の歴史に新なる一頁を劃すべき時期に到來してゐるのである。

而して右に述べた如き家庭は、子弟道德教養の直接の責任を學校に轉嫁したのである。學校は今やこの大責任を擔つて兒童の道德教育に十全の効果を期すべき立場にあるのである。

第三節 兒童期と道德

「三つ子の魂百まで」の古諺にもあるやうに少年時代に養はれた性格や習慣は、人生一生の羅針盤となる。「成人後の種々の判断は、複雑した知識によつて行はれる場合が多いが、それがいよゝ一大危急の場合には、そんな理窟はどこへか逃げ去り、幼時父母、教師、兄弟によつてなされたものが力強く甦つて來るものである」と回想優位の説を唱へた人もある。かゝる説の如何にかゝはらず、我々生活の全野を見渡す時、少年時代に受けた感化薰陶、さては養はれた性格習慣は牢として抜く能はざる力で生活の奥深くに充滿してゐる。時としては世路の辛苦の裡に、尙此の樂しき感化薰陶が力強く我々を導いてくれる事さへある。

又兒童期に於ける兒童の生活は極めて信頼に富み、模倣暗示性強く、無邪氣無遠慮無分別樂天的で、本能的活動力は旺盛で、その上感情の自由活潑實に天を摩す大木の轟々と伸び行くの濺刺さがある。然して斯る生命こそ人としての道を學ぶに意義ある生命の相である。彼等は何等の不安なく現在に安心し、父母教師を信頼して、極めて大膽に人生の軌道を學んで行くのである。私は他の教育もさうではあらうが、道德教育は特にかうした時期にその基礎を根強く培つて置くべきであると思ふ。

私は小學校に於ける兒童の道德教育を以上の「生活と道德」「時代と道德」「兒童期と道德」の三つの觀點から眺めその責任に千鈞の重みを感じるのである。

第二章 道德教育に於ける訓練の任務

第一節 道德教育に於ける訓練の位置

從來學校での道德教育を受持つたものは、大部分修身教授であつて、訓練は修身教授の延長として、或は實踐指導の意味で取扱はれて來たものである。然してこの主なる原因は明治維新以來日本の教育を風靡したヘルバルト派教育、主知主義教育のものたらした一つの弊であるといへよう。即ち道德教育に於ても兒童の徳性の涵養は、觀念を整理し統一する教授のみが唯一手段と考へて訓練の事には言及しなかつた。中でこの事に多少でも着眼してゐた者が、教則に示された「修身ハ教育勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス」の實踐指導を以て訓練を解したことは前述の通りである。そこで訓練は甚だしく輕視されて來たのである。

然るに現今盛に唱へられて居る主意主義に於ては徳性は實踐體驗によつてのみ涵養されるもので、實踐なくては道德的知見も、情操も、意志も、何物をも養ふことが出來ないと主張して、徳性の涵養を専ら體驗實行のみに求めようとするのである。こゝに主知主義と主意主義、換言すれば知と行についての認識がなければならぬ。この對立は古來東西に於て論ぜられたもので、哲學史や倫理學史に、知徳合一論(ソクラテス)とか、知行合一論(王陽明)として殘されてゐる。私は知のみ存して行の伴はないものは眞の知でなく、又同様に行のみ存して知を缺いたものは、牛馬や藝猿の行爲と何等異らぬと思ふ。知は行を伴つての知であり、行は知を宿しての行であつてはじめて眞の知、眞の行といふ

べきである。而して具体的な我々の道德生活に於ては、この關係が極めて密接に行はれてゐる。我々は何等の知識なくしては、何物をも行ふことが出来ず、又何等の知識を與へない行爲もないのである。修身教授に於て最初に生活發表をなさしめてゐるのは近代の流行であるが、この流行の奥に今までの實行によつて得た道德意識を整理してゐるのである。次に教授によつて斯る意識は更に高次な意識に統制される。この高次に統制された意識を又實行に移せば、そこに實行による確かなる意識となつて把握され、或は豫期しない種々の道德意識が伴生する。かくして實行と教授は互に因となり、果となつて道德生活は向上進歩するものである。この關係は時間的に見ると、宛かも因果的であるが、本質的に見れば、決して別々なものではなくてむしろ同一物の両面ともいふべきものである。外から見れば行爲であり、内から見れば知である。これが現實具體の道德生活である。

斯る意味で修身教授は當然訓練を豫想し、訓練は修身教授を包攝してゐなければならぬ。兩者は個々に獨立して、その目的を達するものではない。從來の修身教授が訓練と獨立して別々な存在として取扱はれてゐた結果、修身教授は勿論訓練も共に不徹底となつて、結局道德教育不振の憂ふべき現象をもたらしたと考へるのである。こゝに訓練は道德教育に於て確固たる信念のもとに、その正當な地位が與へられなければならぬ。

第二節 訓練の意義

訓練といふ言葉は始終我々の使用してゐる常套語で格別意義を記する必要も今更ないやうに一應考へられる。それにもかゝらず敢てこゝに述べんとするのは、それほど使ひなれて來た言語でありながら、甚だ曖昧多義に使用されてゐるので、以下訓練について、述べる上には是非私の立脚點を明かにしておく必要があると思ふからである。私は從來使用されてゐる訓練の意義を次の様に分類した。

イ、訓練を單に教育的賞罰と解するもの。

普通日常的には此の意味が屢々使用されてゐる。例へば、ひどく叱責してゐる教師を見て某々の訓練は實に徹底してゐると稱するが如きもの。

ロ、訓練をあらゆる文化價值全體を陶冶する教育手段と解するもの。

森岡常藏氏はその著「現今訓練上の諸問題」中に訓練を定義して「學者が之を説明する爲に用ふる言義は一樣ではなくて、其の間に巧拙の差はあるにしても（訓練の多義を述べられてある）教授は知育の義、訓練或は訓育は德育の義、養護は體育の義と解するが一般である……教授訓練の區別についても、間接直接の差異といふ見方を改めたい。余は實際の事實に照して、教授は理會の道より進んで教育の目的を達しようとする手段、訓練は實行の道より進んで教育の目的を達しようとする手段と説明する。理會の道より進むと言へば知性に作用することを必要條件とするが、必ずしも知育のため、即ち知を啓くことを目的とするものではなくて、教育の目的とする所を目的とするのである。實行の道より進むといへば實踐躬行せしめることを必要條件とするが、必ずしも德育の爲め即ち意志陶冶を目的とするのではなくて、又教育の目的とする所を目的とするのである……教科目の教授が其の種別によつて、知、情、意、身體の中でその關係する所が異なる如く、訓練の手段中にも種別があつて、各々その主とする所を異にするものである之を通俗的には知的訓練、美的訓練、道德的訓練、身體的訓練と言つて區別し得る」と述べられてあるが如きはそれである。又是と稍似てゐるものに、

大澤作次、福田正造兩氏はその著「小學校に於ける新訓練の理論及び實際」中に「訓練は一切の價值を包攝する全人格的價值に關係するものであるが故に、單に徳性の陶冶に限らるべきものでない。私は實踐躬行によつて主として情意を陶冶し、習慣を形成せしむるによりて體得せしめる一切の身體的傾向及び精神的態度を訓練と解する」と定義

されたものがある。

ハ、訓練を道徳的價値の陶冶に關する教育手段と解するもの。

吉田熊次博士はその著「思想問題と學校教育」中に「訓育とは直接に被教育者の情意を陶冶して、其の人格を道徳的ならしめることを意味する」と述べられてあり。

西晋一郎博士は「教育と道徳」中に「訓育の本質は理を事に寓して」之を心身一致の具體境となすを力むるにあるのであらうと思ふ。故に只教訓によつて思想を傳へ、談義によつて感情を喚發するのみでは訓育とならぬ又只身體を鍛錬し、勞苦に遭はしめ、作法を習得せしめるのみでも訓育とは謂ひ難い。思想感情を身體の動作と結びつけて、身體の動作は思想感情の實現となり、思想感情は身體の動作の主人となるやうに馴致するのを訓育といふのであらう……して見れば學校の課業全體に一箇道徳的精神が貫通するのが、即ち學校訓育といふべきである。但し右は理想であつて、實際に斯くいたすのは至難のことである。よつて何か若干の動作作法をとつて、特に教訓と結びつけて、教訓を事實に現はし、日常反復せしむる方法を案出するのが訓育といふことならむ」と述べられた。

小川正行博士はその名著「最近訓練原論」中に「之を要するに訓練は主として被教育者の實踐躬行を促し、之によつて直ちに情意を陶冶し、善良な習慣を養ひ、性格の育成を期せんとする繼續的作用であると云ふ事が出来る」と述べられた。

私も右の訓練の意義より以上に出るものではない、然らば右の意味の中何れをとるか、こゝに問題がある。而して今回の調査研究の趣旨が、道徳的意味のものであると考へ私は第三の意味で以下考へを進めたい。そこで小學校に於ける訓練の意味を次の様に考へたい。

訓練は兒童生活を根基として、國民としての人格生活の中樞たる徳性の涵養を圖ることを目的として、體驗實行を

通して兒童の感情意志を直接に働かし、善良な性格の育成にまでの一つの重要な教育作用である。

而して教育の本質は唯一のもの、時代を超越すべきものであつても實際教育は、その時代思潮なり、教育思潮なり乃至は環境や兒童性によつて、具體的教育内容や方法が定められなければならない。訓練に於てもその本質は以上の如きものであると考へられるが、是が實際は以上の條件に制約される。私は我校訓練の理想と訓練體系を立てる基礎として、契機として、時代思潮、教育思潮、環境の研究調査を試みた。以下章を追ふて多少之に觸れて見たい。

第三章 現代思潮及び環境と學校訓練

第一節 現代の時代性と時代思潮と學校訓練

「一切萬物は流轉す」といふことが絶對の眞理でないにしても、時代思想が徐々に動きつゝあることは、誰しも認める所である。而して我々は時代の要求する人物に兒童を養成しなければならぬ。地味な教育が往々にして動ける時代思想より取殘され、之によつて教育された人物が、時代的遊離の人となつて不遇な一生を終へることはまことに慨かたしいことである。特に修身教授や、學校訓練が時代錯誤的なものになつてゐることは遺憾である。而して時代性なり時代思潮が現代ほどに複雑混亂したものは未だないであらう。そこに研究の困難があるが、私は今極くその著しいものを次の様に考へる。

一、物質主義

現代に於ける物質主義(詳しくは物質偏重主義)の勢力は精神生活を人間生活の一隅におしこめた感がある。従つて人間

の價値を定めるのに、精神的な學問、藝術、人格とかよりも物質力、早く言へば月給いくら、いくら財産とかで以てきめるのである。多くの史家が文化史的に我國の發達を述べられて、古代は意志の時代、上代は美の時代、中世は聖の時代、近世は學問の時代、最近世は經濟の時代とされた。現代を流るゝ最も大きな思想は物質の思想である。名譽も地位もともすると物質で換算される時代である。第一義的な精神生活が忘れ勝なことは誠に悲しむべきことである。古來我國人は物質を以て第二義と觀て來た。特に武士階級に於ては「武士は食はねど高揚子」とか「渴しても盜泉の水を飲まず」等といつて物質が極端に否定され、金錢を口にする事は武士の恥辱とさへ考へられてゐたのであつた。この二つの考へは眞に極端で共に誤れるものと言はねばならぬ。物質の價値はそれが生命實現の爲の方便的價値とする所に眞の意味があると思ふ。斯る正しき考へのもとに物質が尊重されなければならぬ。學校教育に於ては斯る意味で物質に對する正しき理解を與へておきたい。

二、自由平等の思想

歐洲大戰によつて疲れ傷つた交戰國の民衆が、救世の福音の如く讚美と歡呼で以て迎へたものは實に自由平等のデモクラシーの思想であつた。凡ての規範や拘束から脱しようとする自由思想は從來の因習や傳統に反抗し、破壊して、自我の自由な活動に生きようとしてゐる。而してこの自由思想は二つの方向をとつてゐる。一つは徹底した無責任、氣儘、放縱の生活を展開してゐる例の不良青少年、處少女のそれであり、他は舊來の傳統や拘束を否定してゐながらも尚新しき規範に服従してゐるスポーツ青年、何々主義青年等といはれるものである。スポーツに於けるルール、主義者青年の鐵則の如き黨規黨則等は偉大なる拘束力をもつてゐる。この意味の自由思想は獨創を尊ぶ今後の社會には是非必要な徳といはねばならぬ。時代に對して敏感な青年達が、從來の半ば盲信的絕對服従の道德に満足出來ず、自由に新しき

規範を求めつゝあることはむしろ喜ぶべき現象である。ただそれが所謂放縱氣儘の心理自由に墮することなく、自我の内面的自發性に基いての規範的自由である事を欲する。

次に平等思想について見るに、是にも二つの意味が含まれてゐるやうである。即ち一切の差別例へば個性、環境、歴史等をも無視して「人間は凡て平等なり」といふが如きはそれである。斯る考が發展すれば、國家としての個性も、歴史も無視されて、日本を以てソビエツトたらしめんとするが如き思はしき共產主義運動ともなり、社會的には、各種社會階級を否定して階級闘争を煽る社會運動ともなつて來る、これは平等の意味をはきちがへたものである。そこで平等は次の意味におきかへられなければならない。

「人格は目的として取扱ひ、決して手段として取扱ふべからず」とカントが言はれた言葉の中に平等の思想を考ふべきである。即ち人格の平等である。人格は皆目的としての存在で決して手段としての存在ではない。

然し個々身體の人格は夫々遺傳により境遇によつて同一ではない。長所もあれば短所もある。長短相補ふて人生生活に完全な進歩發展がある。協同扶助、共存共榮が道德の指標となるのは此の意味からである。平等思想がこの意味に置換へられるなら、現代の多くの國家革命的共產主義や階級闘争は解決されて、更に一段と向上の道を辿る事が出来ると思ふ。

三、煽情的享樂主義

カフェー、カクテル、ジャズ、ポップ、モボ、モガ、エロ、グロ、イツト、ナンセンス、テロ、ダンスホール、ステッキガール、モチ、シユンカン等々だん耳にする近代語をならべても相當にある。是等は一体何を表はし何を物語るか。尖端的、暴露的、頹廢陶酔の時代相が躍如としてゐるのではあるまいか。更に流行歌を見ると「酒は涙か」「丘を

越えて」「島の娘」「ほんとにさうなら」「つよくなつてね」「初戀の歌」「酋長の娘」「まどにもたれて」「涙の渡り鳥」等々。その歌詞に曲に現代の空虚な青年の心を惹くに十分の魅力をもつてゐる。夜の銀座は知らないが、モボとかモガとか呼ばれる者が横行してゐることは事實であらう。そしてカフェーに、ダンスホールに、カクテルやジャズや脂粉の香などが待つてゐることも事實であらう。そこに尖端を誇る空虚な青年の群が、ロマンチックな感激に陶酔の境を彷徨してゐることも又可能なことである。感激を欲するのは青年の特質である。感激であれば何でもよい。計畫的なものでも、偶然的なものでも。一は甘き酒、異性の肌の香である。一は先覺者、偉人、救世主、志士の氣分である。これらは何れも感激に生きようとする青年を陶酔せしめるに十分なものである。現代の都市は斯る青年をエロチズムに引入れるべく十分に準備されてゐる觀があるとは、記憶に新しい誰かの言葉である。斯うした社會に於ての學校教育學校訓練は又至難といはねばならぬ。

四、個人主義

この主義も現代思潮の一方を代表してゐる。この思想の根柢は自我意識の覺醒即ち自覺に初まる。近世哲學史上にコペルニカスの轉回を與へたものは、實にこの自我の覺醒であつた。これは近代人の生活に最も有力なイデオロギーとして個個現實の行爲の指導原理となつてゐる。富める者、貧しきもの、地位あるもの、無きもの、職業の各階級を通じ、男女を問はず多くの人々はこの主義によつて行動してゐるやうである。日々の新聞は是等を雄辯に物語る。潰職、詐欺、横領、さては大官連中の次々と犯罪行爲あるに至つてはまことに撃墜すべきことであるといはねばならぬ。然らば個人主義的思想は全然排斥すべきものかといふにさうではない。自己を他の一切と切離して天上天下唯己のみといつた風な誤られた個人主義、いはゞ利己主義は排斥すべきである。然し眞の個人は決して斯るものではない。元來個人とは普遍的な

人間性を宿した特殊な相である。特殊と普遍は概念としては、明かに矛盾してゐるが本質から言へば同一物の両面であつて、觀方の相違である。普遍を宿さない特殊もなければ、特殊を藉らない普遍も又考へることが出来ない。個人をこの意味で考へるなら、個人の自由な進展こそ人間生活に當然要求さるべき性質のものである。

五、理想主義

物質、自由平等、個人、享樂等の主義や思想に對して、嚴肅味を以て現代に君臨するものに理想主義がある。哲學、倫理學、教育學等において特に強く叫ばれてゐる。曾て土田杏村氏が某誌上に、「教育者は元來理想主義者であらう。理想主義者でなくては教育の仕事にあたるものではない」と述べられてあつたことを記憶する。理想主義は人間を單なる事實の存在と見ず、理想とか價値を認めて本來の自然性を純化し、淨化して、價値の創造實現を圖るものと考へるのである。理想主義が教育上是認されなければならないのは人間の本質に立脚してゐるからである。然し從來の理想主義は屢々理論倒れの感がする。餘りに嚴肅に失した。今少し人間の發達階段に即して、自然性を滅却しないで、それをそのまま純化して行きたいものである。即ち所謂小乘佛敎でいふ煩惱を斷つて涅槃があるといふのではなくて、煩惱即菩提の大乘佛敎的ならしめたいと思ふのである。

第二節 現代の新教育思潮と學校訓練

現代に於ける教育思潮は實に多種多様である。獨逸を中心として起つてゐるものに、勤勞學校(作業學校)、行動學校、能産學校、生活學校、體驗學校、協同社會學校等があるらしく、次に亞米利加に於てはプロジェクトメソッド、ダルトンプランがあり、我國には勸導的教育、創造教育、自由教育、自學主義、作業學校、學習學校、生活學校、體驗學校等を舉

けることが出来ると思ふ。而して斯る新教育思潮が共通的にもつ原理に、自由の原理、生活の原理、個性の原理、勞作の原理がある。次に是等の原理について少し吟味して見たい。

一、自由の原理

自己活動、獨立活動、自由活動、創造活動、等種々の名稱でよばれてはゐるが結局自由の原理であると思ふ。この原理は一体何を根據として教育上の根本原理となつてゐるか。是は兒童の精神の内面にある高く脈搏つ自發性によるのである。兒童は環境に鋭敏に反應し、自發自展する天性を具へてゐる。教育はこの天稟の性に即して行はなければならない。従來の教師中心や、教授中心の教育法は無暗と兒童を拘束するのみで、兒童の天性を無視してゐると唱へるのである。斯る自由主義が教育の對象たる兒童の自發性に立脚した点はまことに意味があると思ふ。然し自發性は往々にした潜在的である。この潜在的なものも一度教師のヒントにより觸發されて動き出す場合が多い。唱歌の嫌ひな子供が堪能な教師が教へるやうになつて、急に興味を覺え、圖畫手工が不得手であつた者が藎藎ある教師の注意によつてだん／＼進境に入るなどは屢々見る例である。そこで皮相的に二三の事實で天稟を云々することなく、教師は兒童と教材との間に立ちて或時はヒントを與へ、或時は適當な指導がなければならぬ。斯る觸發作用までも有害なる干渉や拘束と稱するならそれこそ自發自展の美名のもとにかくれて躰進する猪突漢であるといはねばならぬ。この拘束は自由と共に教育に於ける二大方法原理である。作藤熊次郎博士が「現代教育思潮批判」中に「人格の發達を上げしめる事を目標とするものには拘束は毫も自由と扞格するものではない。むしろ缺くべからざる自由の姉妹である」と述べられたのは味ふべき言葉である

訓練に於ても是と同様なことが言へる。従來訓練は社會的規範を實行によつて習慣づけるものとして、全く教師中心

的であつた。學校には校訓、級訓、訓練要目などがあつて兒童は教師の命ぜられるまゝに行つたのである。然るに新教育では自由活動自己活動を重んずるため従來の訓練の方法とは矛盾扞格する結果となつた。然しこの兩者は互に一つの増嶋で熔け合はねばならぬ、性質のものである道德法が我々にある義務を課する時之を外部から與へられたものなりと考へるなら、自由主義者の蛇蝎視する拘束となる。だが之を自己の發展の中に取入れて、之を自覺してかへつて自己目的として行ふなら受動は直ちに能動となり、拘束は自由となるわけである。外部法則をして内部法則たらしめるそこに人間生活の意義ある境地がある。この意味で新舊訓練が調和されねばならぬ。

二、生活の原理

この原理は前述の自由の原理に内面的繋りをもつ。生活の解釋には種々あるが私は今之を生物的生活、兒童心理に立脚する生活、價値的生活に分けて考へたい。

1 生物的生活 スペンサー流の人間生命を單に生物生命と解し、生物が個體保存と、種族保存の本能によつて活動してゐる如く、人間も亦この本能的な生活以上には出ないとするものである。そこで自己保存の教育、即ち實用的教育のみを以て教育の全部とする。斯る教育は人間の靈的な存在を無視してゐるので、結局人間を最も進める動物以上には進め得ない。實用は人間生活に必要なが、全部ではない。人間には人格の一面があることを忘れてはならぬ。

3 兒童心理に立脚する生活 兒童現實の生活をそのまま生活の概念とするもので従來の生活準備説に對する語である。準備説によると童話は大人の世界に何等交渉價値をもたないから教材から削除すべしといひ、生活主義者は童話は兒童の心理に適合したもので、審美感を養ふに最も必要意義ある教材であるとなす。この二主義は表面的に是

又矛盾してゐるがこれもまた調和すべきである。例へば童話にしても遊戯にしても全然將來と交渉をもたない童話や遊戯はあり得ない。童話によつて養はれた人間的感情は大人の世界へ連続し、遊戯によつて得たる身體的精神的訓練はやがて大人の精神や身體の働きの根底となる。試みに最も簡單な手先の訓練にしても、幼時よりの遊戯によつて訓練されてゐるからこそ自由に働かし得るのであつて、何等の遊戯をなし得なかつたとしたら恐らく人間は今日の文明を築き得なかつたであらう。斯る考は全体ものを部分的に見る所に誤謬がある。現在なくして將來なく將來のない現在も亦あり得ない。生活は過去、現在將來への一つの連続である。子供の生活に即して然も將來なものたる事は當然の事實である。だからこそ我々教育の實際も全く之に外ならないのである。

3 價値的生活 生命を單に生物的生命に解せず價値を實現して行く本体となすもの。人間は價値を具現して人格となる。教材は價値を内蔵する。この内蔵する價値を人間が攝取してそこに價値當体としての人格が生れる。この考へは又訓練にも通ずる。校訓、練訓、訓練要目は一の價値内蔵体である。これを兒童が自覺し、自己生命の中に攝取して人格生活に向上がある。兒童は動物的生命から人格的生命への進展をなすのである。校訓、練訓、訓練要目はこの意味で、從來用ひられた美辭麗句のものより、實踐的で然も十分な價値を具有するものであるべきである。

三、個性の原理

個性尊重も現代教育思潮の一方を代表する。凡て人間には他と置き換へることの出来ない獨自性がある。是を個性といふ。文化はこの個性が發揮され、ばされる程進歩するものである。然しこの個性は絶對的な差別性ではない。獨自性とか個性は同時に普遍性を藏してゐなければならぬ。差別とか比較とかいふことは共通な点があるからこそ出來得るので、最もよく似た者に於て最も明瞭に比較し得る。そしてその差別性や個性が明らかになる。例へば一塊の土と一片

の花を比較せよといはれたら如何に比較してよいか分らないが、櫻花と櫻花を比較せよといはれたら容易に比較し得る更に二輪の櫻花を比較せよといはれたら尙更比較し易い。この様に獨自性とか個性とかはそこに共通性があるから可能なのである。この共通性は即ち一般性である。櫻花が美しいといふのはこの一般性を最もよく具現した時である。而して一般性は個々の櫻花を藉らずしては表はせない。この考を教育作用にあてはめて考へて見ると次の様に言へる。一般性を主として見れば、普遍的な型に人間をあてはめることが教育であると考へられ、又獨自性を主として見れば、表面的一時的な差別がそのまま價値として認められこれを實現する事が教育であると考へられる。舊教育と言はれるものは前者に多く、新教育を標榜するものは後者に多い。道德に於ても亦この事實がある。從來道德が社會的普遍的な要求である理由のもとに、鑄型で石膏細工でも造る如く考へられ、一つの道德的要求に何等特殊の事情を顧みず萬人を一樣に屬らしめようとしたるが如きは前者に屬する。又兒童の意欲の凡てを満足させ矢鱈に氣儘放縱に委した新教育は後者に屬すると言へよう。然して前者は道德教育をなしながら却つて結果は反對に、道德は無意味な不實行なものとの感を抱かした。後者は非社會的な無規範無責任な人物の養成に墮したのである。是等は共に個性は同時に一般性を包含し、一般性は個性を通してのみ顯現するものであるとの思考を缺いてゐたからである。

四、勞作の原理

勞作の原理は靈肉一如の活動で、兒童の自發性に立脚して創造創作の世界に教育の根本を求めらるのである。而してこれが教育原理として採用されるには二つの重要な意味がある。一は目的論の上からで、他は方法論の上からである。

A 目的論上から 子供は成人の域に達した曉には當然自己の爲めに延ひては社會國家の爲に一定の職業に従事しなければならぬ。職業に従事することによつて共存共榮の義務を果すことが出来る。そこに職業的陶冶勞作教育が

必要となつて来る。職業の人たる前に人間として考へたルソーでさへも、エミールに百姓や大工の仕事を學ばしめたといふことである。勤勞を通じて、正しい意味での職業精神即ちあらゆる職業が人間文化活動に如何に貢献してゐるかといふ認識と、現代職業のもつ分業負擔による社會性と、社會奉仕の精神を養ふのが目的論上から勞作教育が叫ばれる理由である。

B 方法論上から 「思考と實行は人の呼吸の如し」詩人ゲーテが喝破してゐる様に勞作を伴はない知識は、眞の知でない。藝術的陶冶にも、社會的陶冶にも、宗教的陶冶にも、道徳的陶冶にも勞作を離れては眞の價値を陶冶することが出来ない、こゝにあらゆる價値の陶冶に於て教育方法論から勞作が取り入れられて知的勞作、美的勞作、意的勞作等となつてゐるのである。兒童の徳性の涵養が行を離れてに到底出來得るものでないことは曩に「道徳教育と訓練」中に述べた通りで、道徳教育が勞作的に改められなければならないことは今更申すまでもないことである。

第三節 環境と學校訓練

孟母三遷の教をまつまでもなく環境が兒童に及ぼす影響感化の偉大であることは誰しも之を知悉してゐる。或受性と模倣性に富める兒童が家庭や社會の影響を受けることは實に甚だしい。私は環境影響の一例として流行歌の調査を尋常六年男子四十四名について試みたものを擧げると次の通りである。知つてゐる數から言へば、二つ知る者二名、三つ四名、四つ五名、五つ七名、六つ五名、七つ五名、八つ五名、九つ一名、十が二名、十一が三名、十五が二名、十六が一名、二十一が一名、一番多いのが二十八で一名あつた。歌詞から言へば。高松小唄、坂出小唄、讃岐小唄、鹽田小唄、滿洲行進曲、子守唄、等は稍よい方で、酒は涙か、丘を越えて、島の娘、涙の渡り鳥、酋長の娘等が次にあり更に進んでは、戀はやさし、初戀の歌、つよくなつてねといった風なエロチックな物に至るまで歌つてゐるのである。いかにし

て覺えたかについては、一番多いのが家庭でのレコード、次が街頭を歌ひ行く人からの聞き覚え、それから女學の校姉さん、各種中等學校の兄さん、活動寫眞等である。而して歌つての感想がまた格別である。節が面白いから、又句が面白いから、歌ひ易いから等は普通であるが。陽氣で歌つてゐると踊りたくなるからといった者もある、私はこの調査を終へて實に無心な兒童に現代環境の與へた否現に與へつゝある餘り好ましくない影響を見逃すわけに行かなかつた。社會機構が異り道徳教育の責任の大部分が學校に轉嫁されたとは言へ、高松市の如き小都市に於ては尙家庭は子弟の徳育に與ることに於ては一方の府である。我校に於ては秩序規律正しい家庭の子供も相當にある。言語等は家庭で使用してゐる方が遙かに叮嚀な者も相當に多い。斯る兒童には秩序、規律、言語等の特別な訓練はなくてもよい。然し比較的裕福に育つた子供達が自然忍耐、敢爲の氣象に乏しく、物品を粗末に取扱ふなどは又一層意を用ひなければならぬ点である。斯うした種々の意味で私は環境調査の一として兒童の家庭調査を試みた。我校教育の資として次にこの表を掲げる。

調 査 項 目		一尋	二尋	三尋	四尋	五尋	六計	百分比
1	農 業	一	一	一	二	一	一八	三、七%
2	商 業	一三	一八	一四	二二	二七	四〇	二五、五
3	工 業	四	一	一	三	四	一六	二、七
4	公務自由業							

5	4	3	2	1	9	8	7
六	一七	四二	二四	三五	一一	二二	四八
七	三六	三三	三七	六二	一二	三七	五八
四	四九	五	三四	一八	三四	四七	三四
三	五二	三八	六七	七七	五一	三五	五四
二二	七八	一一	六二	六二	三六	五九	六二
四三	二九	九八	四九	六九	四二	六六	六一
八五	二五八	八四	九三	九三	二一	〇四	一三
一七	四四	七九	四三	五三	三三	二五	五四
二	六	三	七	三%	八	四	〇

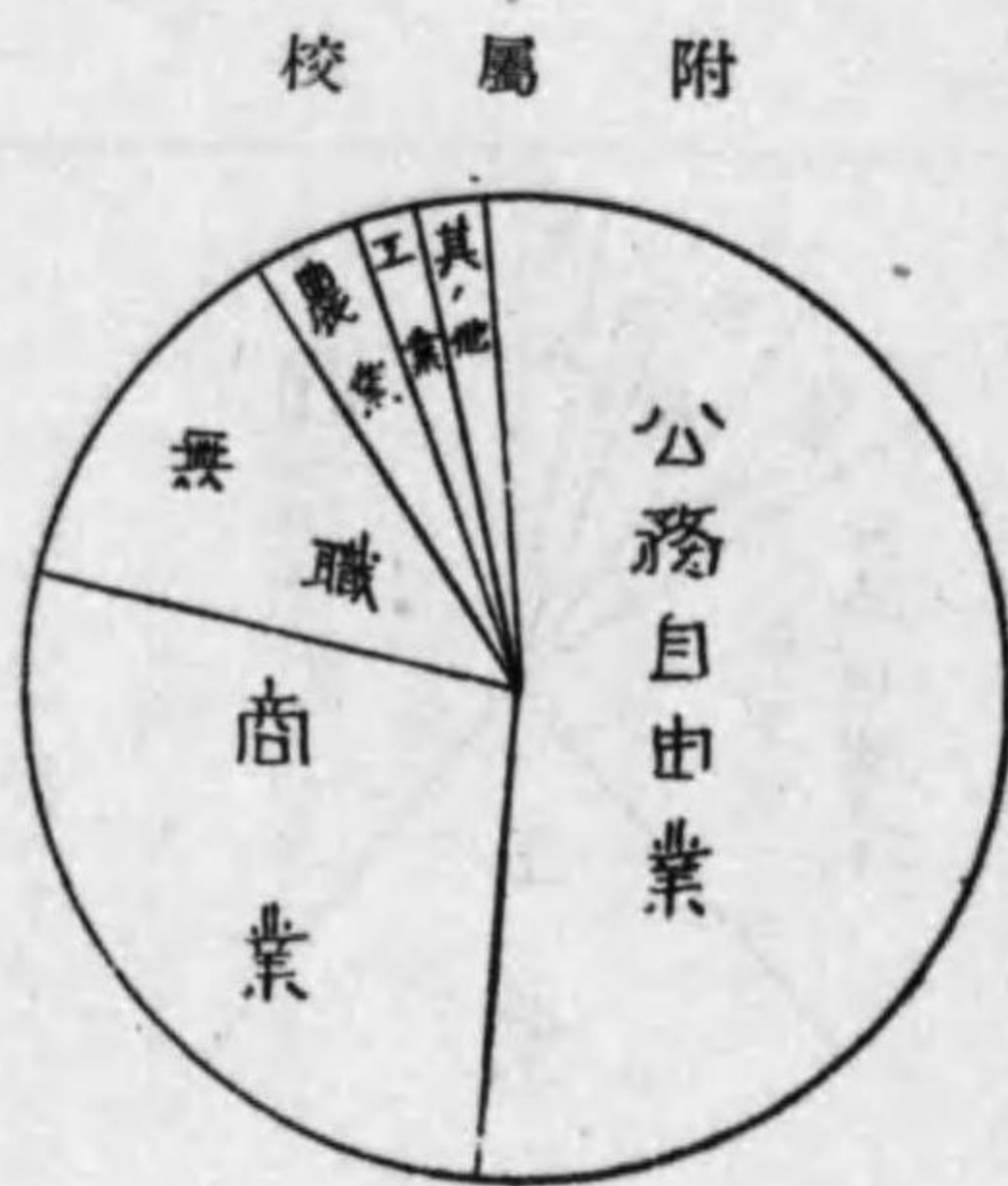
六、規律的生活

起床時間のきまつてゐるもの
 同 ぬないもの
 就寝時間のきまつてゐるもの
 同 ぬないもの
 無理をいつてもきいてくれるもの
 同 ぬないもの
 父母のいひつけを直ぐ守るもの
 同 なかく守らないもの
 毎日記をつけてゐるもの

6	5	4	3	2	1	10
二〇	四三	一五	四一	四二	二七	五三
四一	五四	三五	五八	九三	六	七二
二七	五四	一九	四七	二二	六	七一
三五	五四	二四	七五	六一	七	八八
六二	六〇	三七	八二	二九	二	一〇
五九	六九	四六	五〇	六七	二	一一
三四	三三	一七	三八	五九	八	一二
五〇	四九	三〇	六七	四二	一〇	二七
七	三	〇	九	〇	五%	八

五、教育

貯金してゐるもの
 同 ぬないもの
 父母共に中等以上の教育をうけてゐるもの
 同 ぬないもの
 父母の中一方が中等以上の教育をうけてゐるもの
 豫習復習を見てくれるもの
 同 ぬないもの
 新聞をとつてゐるうち
 同 ぬないうち
 雑誌をとつてゐるうち
 同 ぬないうち
 電話をとつてゐるうち
 同 ぬないうち
 ラヂオをとつてゐるうち
 同 ぬないうち



をなせるはこゝにもその意義がある。
 ハ、父母共に外に出て働くもの一六(二、七%)教育の全責任が學校に委されてある所謂前述の現代社會機構によつて生れた家庭であると考へられる。

ニ、どちらか一方が外に出て働くもの三三五(五六、二%)教員、銀行員、會社員、官吏、公吏、軍人等である。家庭教育は先づ母によつて行はれてゐるものゝその半は學校に委ねられてゐると考へられる。

二、信仰について

イ、現代人は物質生活の急迫の爲、信仰生活と言つた如き靈的生活が欠け勝である。我が校に於て之を見るに、佛壇なきものは別としても神棚のないもの、或はあつても禮拜しない者の多いことは遺憾である。更に幼折いの敬度の念の如何に根強いものであるかは東西古今の宗教家が多く幼少時よりの敬度の念深き裡に育つた歴史に於ても之を見ることが出来る。

ロ、神佛に毎朝禮拜する兒童一七九名(四一、五%)時々禮拜する兒童二八六名(四三、二%)殆んど禮拜しない兒童六六名(一五、三%)は他との比較がないから何等の結論を出し得ないが、多少此の點も家庭に於ける空氣の反映とも思はれて遺憾な氣がする。

三、禮儀作法について

イ、容儀作法はいつでも之を修める事に力めなければならぬが、出来るだけ年少期にある程度の善良な習慣は作りおくべきであると思ふ。すべての習慣は年少期に作る事が適當であるが、特に禮儀作法は格別さうである。かゝるものはその道理が別に深遠でなくむしろ實行によつて習熟することを必要とするものである。受教性に富んだ兒童はそれが最も有効に行はれる。成長してから禮儀作法のことで他から指導を受ける時は却つて反感を生ずる事により、又人も之を指導し批判することを憚る様になる。且つ年少期についた悪い禮儀や作法は容易に改めることが出来ない。悪姿勢と知りつゝ改めることの出来ないのは我々の經驗する所である。所で我が校の家庭に於ける此の方面は全体的に見て相當によい成績をあげてゐると思はれる。

ロ、父母に朝の挨拶するもの二〇七名(三六、七%)寝る時父母に挨拶するもの二四五名(四三、六%)登校下校の際挨拶するもの五五九名(九三、三%)等について考へて見るに一二年よりも三四年、三四年よりも五六年と學年の進むに従つて多少悪い傾向を示してゐる。この事を子供について聞くと「阿呆らしくなつた」「何だかつまらない」「何だかきまりが悪い」といふのである。私はこの事について三四年頃は道德生活についての一つの轉換期にあると思ふ。即ち今まで「何の反省も批判もなく行つて來た道德に、習慣的行爲に對して、内面的な反省批判が芽生えつゝあるのではないかと思ふ。かゝる時期に於ては、空虚になり形に捉はれ易い、禮儀作法に更に新なる精神を入れてやるやう心掛くべきである。禮が單なる肉塊の運動でなく、親和、尊敬、謝恩の表はれであることに氣づかしたい。無意味な大人の爲の拘束といふ感じをいつまで排つておく事は、たゞでさへも潑刺たる兒童を更に目覺めつゝある兒童を萎縮させ、反感を抱かしめる結果となるであらうと思ふ。

ハ、來容に對しては挨拶するもの五四三名(九一、七%)親類知人の家に行つた時挨拶するもの五一三名(八五、四%)等は却つて前述の結果と反對に學年の進むに従つてよい結果を表はしてゐる。家族に對してはきまづい、阿呆らし

四、勤勞經濟的生活について

イ、勤務的生活の必要なことは曩に「勞作の原理」の條に述べておいた通りであつて、我校に於ては特にその必要がこの調査で裏書されるのである。

ロ、召使を使つてゐるうち二一五名(三七・五%)餘り勤勞的作業のない家庭で、かくまで多くの家庭が召使を使つてゐることは兒童の勤勞的作業の大部分を奪つてしまつてゐることを物語る。働くにも働く仕事のない兒童である。自分の寢具の始末から机、部屋の掃除など召使にさせてしまへば彼等は働く何物をも許されない。金錢を得るために働くもの六百人中僅か十四人である。いかに職業的勤勞に縁遠いものであるかはこれで以て萬事おしはかる事が出来る。

ハ、現代人が物質を過重視してゐるに對して我校兒童は却つて反對の結果を示してゐる。いつも金錢をもつてゐる者一二八名(二三・二%)物品をなくしても餘り叱られないもの二四三名(四二・六%)落し物等は餘り取りに來ない。その理由は「もう買つて貰つてゐるから」といふのである。落し物をした時無暗に神經を尖らせることも考へものであるが、かと言つて殆んど問ひ質もしないで済ます事も兒童が品物に對する尊重の念を失はしめ物を粗末にする惡習の因を醸するものとなると思はれる。

五、教育方面

イ、我校父兄の教育は全体的に最も進んでゐる。所謂知識階級と言はれる方面の人々である。隨つて教育に對しても相當の見識と理解をもつてゐられるので、實際教育に於て連絡を圖り助成を受けてゐる。新聞、雜誌、電話、ラヂオは著しく多く取つて居り、子供雜誌等を毎月とする家庭も五四%で多いのは數種に及んでゐる。そこで兒童の常識は發達し、日常の社會事業等に對しても餘程の關心と興味をもつてゐる。試みに去る五、一五事件について尋常六年の男兒が何等の豫告なしに書いた感想を擧げると次のやうである。

◇五、一五事件について

尋六 廣瀬京一郎

犬養さんが殺された。その報道が傳つた時僕はぎくつとした。次の瞬間悪い奴等だと思つた。その上殺害したのが帝國軍人であつた。犬養さんはさぞくやしかつたらう。殺害した犯人としては犬養さんは悪くはないが政治の仕方が悪いと思つてやつたのだらう。だが 天皇陛下から内閣を組織せよとの勅を蒙つた人ではないか。それに犬養さんは今の政治家である。もし犬養さんが悪いと思つたのなら堂々と面會して自分の考へを述べてからでもよいではないか。とに角國民に模範を見せるべき軍人がこんな事するのは最もいけない。普通の人でさへいけないのに彼等は 陛下の御心をさがせし、國民の心をそそのかし、大政治家を殺害し、家屋に爆彈を投げ、秘密に同盟を結んだ大悪人であると思ふ。

◇五、一五事件について

尋六 太田 伶

- 一、赤穂義士の討入のやうな感じがする。
- 二、犬養首相を殺したのは悪い。でも愛國心からであるから罰するにしても、死刑や無期はかはいさうだ。
- 三、皆年が若く頭がよく大膽な人々である。是等の人々を殺すのは惜しい。もう一度心を入れかへて軍務についてもらひたい。

四、罰するなら禁錮八年位がよいと思ふ。
其他意見は種々あつた。是等は一通りある指導が要求されねばならぬと思ふ。

六、規律的生活について

イ、時と力を善用するには規律をたてるのが大切である。一日の生活全体を考へて適當な時に適當な事を割當て凡てのことが順序よく行はれるやうするのが規律である。學用品、物品の始末、起床時間、就寝時間等が規律に行はれてそれが習慣となれば無駄が省けて物事が秩序正しく差障りなく行はれるやうになる。學用品の始末の悪い爲に或は夜更しした爲に遅刻して終日不愉快な一日を送ることは一寸した規律を欠いだ爲である。人間の精力には限りがある。いかに活動旺盛な兒童でも無益な精力の消費は禁物である。教育を方法的に考へる今日斯様な所に少しの意も用ひられてないことは一考すべきである。我校に於て兒童の此の方面の生活は比較的よいと思はれる。特に大人でも困難な日記をつける事なども學年の進む程よい傾向をとつて居り、食前に手を洗ふなども清潔の習慣と共に相當によく勵行されてゐる。然しながら都市的生活といふ一面もあらうが、起床や、就寝の時間が今少し規律的に行はれたい氣持がする。

七、身体的方面

イ、身體が人格の凡てではないが身體のない人格も亦考へられない。何れが重いかと言ふに何れも重い。是は人格の二大方面をなせるものである。身體の價値を第二次的手段的のものと考へずに、所謂靈と肉とは一體で取離して考へる事は出来ない。靈はもとより尊いものであるが、身體を單なる肉塊として卑しむべきでもない。然して我校兒童

の身體は概して虚弱である。田舎の兒童に見るが如き頑健なものが極めて少い。彼等はロビンソンクルソーの生活は讀書によつて知つてゐるが、田園の子供の様之に似た生活はしてゐない。こゝに身體的鍛練が著しく欠けてゐる。今まで重病に罹つたもの二八四名五五、三〇%而して重病としてあげられるものに肋膜炎、肺炎、腦膜炎、赤痢、窒扶斯、麻疹等がある。兒童が斯るむづかしい疾患に犯されてゐる事は、消極的には餘り身體を保護し過ぎるのと、積極的に運動をとらないとによるのである。即ち前者にあつては、冬等になれば毛絲のシャツを數枚、多い子供になると五六枚も重ねてゐる。是ではたゞ身體を守るのみで進んで運動をとる等は到底出来ないものである。ハ、毎日齒を磨いてゐるもの三四三名(六二、四%)殆んど磨いてゐない者、三二名(五、八%)等は最もよい成績をあげてゐる。で家庭が保健衛生には格別意を用ひてゐることも知られる。
ニ、右の様な有様であるから、數年前から毎週水曜日第六時限に登山實施を行ひ兒童の保健體育に格別の注意を拂つてゐる。去年の九月頃には腹痛頭痛のため毎日靜養室に来る者平均五六人であつたが今年は三四人に減少してゐる事は我校としては誠によろこばしい現象と思つてゐる。

第四章 我が校訓練の理想と實際

第一節 我が校の教育理想

聖旨を奉戴し、兒童の自發性に立脚して、時代と環境に即せる教育方法を講じ、誠實、剛健、創造、堪能にして勤勞を愛好し、自己及び郷土社會の運命を開拓し、以て皇運を扶翼し、新日本の發展に奉仕する、實際的にして、而も「うるほひ」のある國民の養成を目的とする。

第二節 我が校の訓練理想と訓練体系

私はこれまで述べて来た時代思潮、教育思潮、環境調査を参考として我が校訓練理想を次の様に考へる。
 児童身體の發達に特に留意し、自治協同の精神、勤勞愛好の精神、健全なる日本精神を理想として、児童の自發性を基調としての實行體驗によつて、かゝる精神の練磨を行ひ、善良な性格の育成を企圖するものである。之を今少し詳言すると

一、保健體育の重視

強健なる体力はあらゆる活動の根源をなす。それは恰も太陽の放射するエネルギーの如きものである。而して我校児童が之まで述べて来た様に身體劣勢であるに鑑み特に身体的鍛練の必要を認めるのである。

二、児童性の尊重

教育の對象は児童である。児童を知らず、児童に立脚せずしては木によつて魚を求めるとの譏りを免れない。現代教育の一大功績は児童性の發見にある。児童の内面的自發性に立つて個性の進展を圖らねばならぬ。そこに當然生活を通じて生活創造への教育が尊重されるわけである。

三、自治協同の精神養成

現代社會は靈を去つて物への人生の逆流に掉さしてゐる。斯る世相の善導には自治協同の精神が教育の規準となら

ねばならぬ。現代教育はこの時代性から特に制約される。

四、勞作精神の涵養

教育思潮から言つても、時代の要求から考へても、將又我が校児童の環境から思つても當然勞作的に教育方法が改善されなければならない。而して勞作の場所として郷土が重要視され、更に郷土愛の涵養も現代に於ては種々の意味で高唱されつゝある。

五、日本精神の作興

世界は擧つて我が國をして孤立たらしめんとし、非常時日本の感は日一日と身邊に迫る。身邊にせまつて初めて我を知る。そこに日本精神の作興が強調され、大和魂の内からの高鳴りを聞く。巨人日本は今初めて東亞の一角に自己の颯爽たる風姿に我を眺め、甦る力に我が行手の巨砲を打碎かんと身を構へつゝある。日本精神、日本文化、日本教育、日本藝術等々あらゆる角度から祖國日本は大鷲の大空に羽搏つ力で立上りつゝある。道徳に於ても思に對する思想は古來我國では最もうるはしい思想であつて大いに作興されなければならないと思ふ。

右の訓練理想から我が校には次の十三の訓練要目を設けて、修身教授との連絡をとり之が實行の徹底を期してゐる。今此の訓練理想と、訓練要目と、修身教材との關係を次の表に掲げる。

六、訓練、体系一覽表

訓練理想	訓練要目	高	二	高	一	尋	六	尋	身	五	尋	四	尋	教	三	尋	材	二	尋	一
保健體育	保健體育			身體				衛生		身體		健康				からだを丈夫に食べ物を気にせよ				

勞作愛好	自治協同				兒童性				
	誠實	禮儀作法	親切協同		自治獨立	獨創	規律	從順	元氣
習業 習能	至誠	恭儉	皇運扶翼 公益世務	朋友愛 博愛	自立自營	工夫	國憲國法		
職業 勉學	至誠	禮儀	敬老	親類 家容情	自立自營	工夫	規律		勇氣
勉教育			公益	共同 慈善			憲法		沈勇
勉學	誠實	禮儀	公益	朋友義 兄弟愛	自信		忍耐		勇氣
勉強 仕事にはげめ	忠實	禮儀	公益	兄弟 人の名譽を 重んぜよ	自立自營 志を立てよ 志を固くせよ		規律。法令を 重んぜよ。上 克己習慣を作れ		
學問 仕事にはげめ	自分の物と人 正直	行儀	公益	近所の人 友達 共同 慈善 寛大			辛抱強くあれ 堪忍		勇氣
勉強せよ	正直	不作法なことを するな	年より親類 であれ	兄弟仲よくせ 親類 兄弟仲よくせ	自分のことは 自分でせよ	工夫せよ	規則に従へ きまりよくせ よ		臆病であるな 元氣よくあれ
遊ばす なまけるな	よく學びよく なまけるな	行儀をよくせ 上	家庭 近所の人	おもひやり 兄弟仲よくせ おもひやり	人に迷惑をか けるな 友達に助け合 え		時を守れ 時刻を守れ	親のいひつけ を守れ	

日本精神	實素儉約	實素	儉約	儉約	物をそまつに 扱ふな
報恩謝徳	忠孝 義勇奉公	忠君愛國 孝行	忠君愛國 孝弟	忠孝 恩行義	皇室を尊べ 明治天皇 能久親王 靖國神社
					忠君愛國 皇后陛下 恩を忘れるな
					忠義 天皇陛下 恩を忘れるな
					忠義 天皇陛下 恩の恩にせ

第三節 訓練の實際

一、各月訓練法

訓練の理想が明らかになり、訓練要目が示され、訓練体系が定まつた。然らば斯る要目を如何にして實施するか。ここに訓練で最も大切な實施の具体案が示されねばならぬ。之には種々の方法があるであらうが、我が校には從來往々にして試みられてゐる各月訓練法を採用する。即ち原則的に一ヶ月一訓練要目の教育を期し、一年を通して全要目の實行をなさしめようとする方案である。勿論之は原則的なもので、教育が兒童の生活に立脚する以上時處により必要と認められる場合には順序の變更、或は他種徳目の附加が行はれる。尙我が校に於ける特に欠點短所と思はれる教育、忍耐、勤勞等の方面が特に重視されて二回或は三回と繰返し實施される場合もある。而して何故この一ヶ月主義を採用するかについては多年の經驗と實際により次の理論的根據をあげ得ると思ふのである。

イ、兒童心理の發達の上から

訓練の原則として、一時に多くの命令禁止は精神能力の薄弱な兒童に於て實行不可能の弊に陥らしめる。所謂「言ひ得べくして、行ふべからざるもの」とい嫌惡、忌避更に輕侮の感を抱かしめる。「二兎を追ふ者は一兎を得ず」の

悔を残すをやめて、一要目を主要目として之に内面的關係の深い補助徳目を加へて實行せんとするのである。

行爲はこれが習慣となるまでには相當の日月が必要である。兒童期に於ては習慣形成は比較的容易に行はれるが、然し如何なる習慣もそれが性格の一部をなすまでには相當の日子が必要である。私はこれまで隨時的にも行ひ、週間的にも行ひ、月單元でも行つた事がある。特に月單元では、夏休みを利用して兒童各自に實行要目を作らしめて行はしめた。是等の結果から見ると永續性をもつたものは一ヶ月單元がよいと思はれる。

ハ、修身科との關係

從來徳育不振の大なる原因が訓練が修身科との連絡を失つてゐた所にあつた事は識者の認める所であり、私もこれまで屢々述べて來た。而して修身の教材は大抵一週一教材に配列される。そこで修身科の教材により訓練要目をたてると各週で實行要目が異つて來、習慣とならぬ中に早くも次の實行要目にうつらなければならぬ様になる。斯る煩雜さを除き、實行の徹底によつて習慣の形成をなさしめるため、一週一教材の修身教材を更に高次な徳目に分類して前後教材が互に連絡あり而も學校訓練要目と一致する様にしたのである。是等の同類的徳目が教授されると同時に並行的に是等の徳目に交流する訓練要目の實行を期するのである。かゝる内と外、教授と實行の一體に於て徳育の完全な相が實現される。而して是が一學級だけではなく、全學年、全教師いはゞ學全校体がかうした一脈相通する雰圍氣に置かれて、訓練手段の理想たる「學校空氣による訓練」が行はれるのである。

1 講堂訓話

毎月始めに全校兒童を講堂に集め、その月の訓練要目の趣旨を主事から説明する。徳目の意義、價值及び具体例について話すのである。これが學校訓練空氣の中心となる。

2 學級自治會

講堂訓話で話された訓練要目徹底の實行要目を各級で學級自治會で決定する。一二年頃までは教師が主となつて相談的に實行要目を選ばしめ、四年以上の學年に於ては、學級自治會でなるべく自治協同的に實行要目を作らしめるかくして各學級に於て實踐要目を作らしめるのである。

3 學級實行要目を學校意識の問題とする

各學級で決定された實行要目を朝會に於て全校兒童に公表して學校意識に關聯せしめるのである。更に一時的でなく廊下等の掲示板に發表する。こゝに學級問題は學校意識中に織込まれる。

4 實行

全校一齊的である。勿論各級に於てその實行する實行要目には相違があるが、究極する所同一精神をもつものが同時的に尋一から高等科に至るまで各學級各學年を通じて行はれるのである。之には別に嚴しい監督がないと言へばない。然しあるといへばより以上の監督がある。個人を監督するに學級があり學校がある。學級を監督する他學級學校全体があるわけである。然しこれは外部的強制的なものでなく、自己内面的、良心的なものがある。そこに自發性が必要であり、責任感がなければならぬ。

5 結果の反省

要目實踐の結果は實踐表に記入せしめ、月末に之を調査し、適當な鼓舞激勵賞讃を與へ更に新しい奮起を促す。

二、各月訓練立案様式

1 生活環境と訓練方針

訓練要目の配當には兒童の國家的、地方的、季節的生活環境を考慮に入れて之に即した訓練要目を配當した。學校訓練が、家庭や、社會等によつて破壊される部面もかなりあるが、四季を通じて行はれる家庭的行事は、兒童をして不知不識の間にこの空氣の中に浸らせてゐる。かうした家庭的、社會的行事や季節を考慮に入れて、國家學校の行事を主にして、各訓練要目を各月に配當した。

2 修身科との連絡教材

右の方針によつて各月に訓練要目が配當され、之に關係ある修身教材を連絡事項として附記しておいた。今各月に配當された要目をあげるなら次の通りである。

四月	誠實勤勉
五月	元氣従順
六月	保健體育
七月	規律忍耐
八月	自治獨立
九月	親切協同
十月	體育勤勞
十一月	獨創忍耐
十二月	質素儉約
一月	禮儀作法
二月	協同奉仕

三月 報恩謝徳

3 實行要目

訓練要目を實行するに當つての個々具體化したものを示した。なるだけ實行し易く、日常生活に屢々繰返されるものとを主としてとる事にした。

三、各月訓練の實際

1 四月の訓練、誠實勤勉

イ、生活環境と訓練方針

新學年、新學期の開始として兒童も教師も新しき希望と意氣に燃え、喜びと緊張の中にある。この氣分を善導して、學校生活では特に大切な誠實と勤勉の良習慣をつけさせたいものである。學習に作業にあらゆる學校生活に延いては家庭生活にも社會生活にも誠實勤勉は必要な徳である事は言ふまでもない。この學習訓練に主力を注いで、四月二十九日は天長節であるから特別な儀式訓練を行はねばならない。

ロ、修身科との連絡教材

尋一	よく學びよく遊べ	過をかくすな	うそをいふな	天皇陛下	
尋二	勉強せよ	正直	天皇陛下		
尋三	學問	皇后陛下	正直	仕事にはげめ	自分のものと人のもの
尋四	勉強	忠實	仕事にはげめ	皇室を尊べ	靖國神社
尋五	勉學	誠實	勤勉		

尋六	教育	勤勉
高一	勉學	勤勉
高二	習學	智能
		習業
		職業
		至誠

ハ、實行要目例

- 1 何事も眞心こめて一生懸命にやりませう。
- 2 正直にしましせう、決して嘘は言ひますまい。
- 3 勉強は一心にしませう。
- 4 分らない事は分るまでしらべませう
- 5 仕事は喜んでしませう。
- 6 行にはかけひなたなくやりませう。
- 7 自分がしなければならぬ事は責任をもつてやりませう。
- 8 皆が大勢集る時はきちつと集りませう。
- 9 大勢集つた時は口をとちて靜かにしませう。
- 10 お式はつゝしみの心できまりよくしませう。

2 五月の訓練、元氣從順

イ、生活環境と訓練方針

青空高く吹き流れる鯉轍の大群、海軍記念日、校内運動會、菖蒲節句、八幡様の市立、春の野原等々此の月は自然にも人事にも元氣潑刺たる月である。兒童達はこの自然の生氣を自らの中に感じて躍動する。この時に元氣の

徳を養はねばならぬ。然し元氣が亂暴と混同されてはならぬ。そこで特に消極的勇氣とも思はれる從順の徳をもつて來て此の月の訓練方針を元氣從順としたのである。

ロ、修身科との連絡教材

- | | | |
|----|--------|-----------|
| 尋一 | 元氣よくあれ | 親のいひつけを守れ |
| 尋二 | 臆病であるな | 忠義 |
| 尋三 | 勇氣 | 忠君愛國 |
| 尋五 | 勇氣 | |
| 尋六 | 沈勇 | |
| 高一 | 勇氣 | |

ハ、實行要目例

- 1 手は元氣よくあげませう。
- 2 答は元氣にはつきり答へませう。
- 3 十五分の休み時間には必ず外に出て元氣に遊びませう。
- 4 困難にあつたら「ナニクソ」でやりませう。
- 5 善いと思つた事はぐす／＼しないで、思ひきつてやりませう。
- 6 悪いすゝめにしたがふのは意氣地なしです。
- 7 元氣と亂暴とをはきちがえないやうにしませう。
- 8 父母や先生のいひつけはすぐ守りませう。

9 呼ばれた時には「ハイ」とすぐ返事をしませう。

3 六月の訓練、保健體育

イ、生活環境と訓練

晝も夜も、昨日も今日も降り続く梅雨の鬱陶しさ、六月四日の齧齒豫防デー、春から夏への氣候の變化等此の日には保健衛生に十分意を用ひなければならぬ月である。そこで訓練方針として保健體育の項を選んだのである

ロ、修身科との連絡教材

尋一 食べ物に氣をつけよ

尋二 からだを丈夫にせよ

尋三 健康

尋四 身體

尋五 衛生

高一 身體

ハ、實行要目例

1 朝は早く起きませう。

2 朝晩齒を磨きませう。

3 毎朝深呼吸、ラオヂ體操をしませう。

4 乾布摩擦、冷水摩擦等もよい。

5 食前には手を洗ひませう。

6 食べ物、飲物には氣をつけて、食べ過ぎなどはしないやうにさせよう。

7 自分の身のまはりはいつも清潔にさせよう。

8 夜は早くねて十分にやすみませう。

9 學校では十五分の休みに外に出て日のあたる所で運動しませう。

10 胸をはつて、いつもよい姿勢をとりませう。

11 トラホーム其他病氣のある人は早く治しませう。

12 痰唾等はどこへでも吐かないやうにさせよう。

4 七月の訓練、規律忍耐

イ、生活環境と訓練方針

梅雨霽水の空にやがて灼熱の日が輝きそめる。緑樹の間に岩にしみ入る蟬の聲も間もなく聞えて来る。飛沫と戦ふ大場の水泳に我を忘れて疲労を感じる。遅刻も段々この頃から初まり、學期末の倦怠氣分が暑氣に煽られて子供達は物うげな顔をのぞかす。こゝに緊張した學校の空氣が必要である。暑さにめげず根氣よくやる忍耐の修練もかゝる時に養はねばならぬ。殊に暑中休暇を前にしての事であるから訓練方針として是非規律忍耐の習慣を養つておかねばならない。

ロ、修身科との連絡教材

尋一 しまつをよくせよ 時刻を守れ

尋二 規則にしたがへ きまりよくせよ

尋三 規則にしたがへ 整頓 辛抱強くあれ 堪忍

- 尋四 規律 法令を重んぜよ よい習慣をつくれ 克己
- 尋五 忍耐
- 尋六 憲法
- 高一 規律
- 高二 國憲國法

ハ、實行要目

- 1 起床、就寝の時間をきめませう。
- 2 豫習復習の時間と、遊び時間をきめて守りませう
- 3 遅刻は決してしますまい。
- 4 道草はしないやうにませう。
- 5 自分の机、部屋の整頓を正しくしませう。
- 6 履物は正しく並べませう。
- 7 道は左側を通りませう。
- 8 道でボール投げや、自轉車のけいこはしないやうにませう。
- 9 鞆、帽子、辨當、傘等はおく所をきめておきませう。
- 10 兒童館、水飲場、遊戯場等のきまりを守りませう。
- 11 集合の時刻を守りませう。
- 12 何事も辛抱強くやりませう。

5 八月の訓練 自治獨立
イ、生活環境と訓練方針

實行要目 月日	朝起きた時刻		家を出た時刻		家に歸つた時刻		豫習復習をはじめた時刻		起床の時刻		寢床についた時刻	
	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
感想												

- 13 出来ないからとあきらめないで二度、三度出来るまでやりませう。
- 14 何事も「ナニクソ」で最後までがんばりませう。
- 15 次の様な實行表を作つて毎日記入しませう。

児童にとつては最も楽しい夏休みである。實に待ちに待たれた休である。山に行く者、海に行く者、蟬をとる者、學校といふ統制ある生活から離れて児童は自由に地上を駆け廻る。従来往々にして八月の訓練を疎かにした爲折角第一學期に養はれた訓練が臺なしになつて九月から出直しといふ事は誠に遺憾な事である。第一學期の引續きとして、尙斯る休暇の興へる獨自の訓練が考へられなければならない。かくしてこそ休が單なる所謂休みとして終ることなく新しき意義を以て迎へられるのである。

學校や教師や、友達から離れて児童は家庭の子となる。時間的統制から脱して、自由な生活にひたる。児童は皆思ひ／＼の生活に自らの規範をたて、之に従つて進む。この時に於てこそ獨立自治の訓練が實行されるのである。かゝる意味で本月の訓練方針を自治獨立としたのである。

ロ、修身科との連絡（七月の終りに取扱つておく）

尋二 自分ことは自分でせよ

尋四 自立自營 志を立てよ 志をかたくせよ

尋五 自信

高一 自立自營

ハ、實行要目

1 自分の事は自分でしませう。

2 自分の寢床は自分でとりあげませう。

3 自分の机、自分の部屋のお掃除は自分でしませう。

4 宿題等も自分の力で考へ、自分の力でやりませう。

5 登校の準備は自分の手でしておきませう。

6 髪は自分で梳りませう。

7 ハンカチの洗濯、靴の手入は自分でしませう。

8 お休中の實行表を自分で作つて實行しませう。

6 九月の訓練 親切協同

イ、生活環境と訓練方針

自由な空氣の家庭生活から再び統制ある學校生活へ。長らく顔をあはさなかつた先生、友達。あつて見るともう話したくてたまらない。休中の楽しい語らひがそこ／＼に始まる。一方休中に養はれた精力で児童は何からでもやりたくてたまらない。この親密感と、この精力で先づ一ヶ月打捨てられた校舎校庭の清潔整頓から初められなければならない。更に九月一日の大震災火災記念日、乃木祭、白峯御陵祭、秋季皇靈祭、夏季休業作品展覽會等等親切協同の意識に俟つものが非常に多いである。この意味で親切協同の社會意識を以て第二學期訓練の出發點とした。

ロ、修身科との連絡教材

尋一 人に迷惑をかけるな 友達は助け合へ おもひやり 兄弟仲よくせよ 家庭

近所の人

尋二 人の過をゆるせ 人の難儀を救へ 約束を守れ 友達に親切であれ 兄弟仲よくせよ

親類 年よりに親切であれ

尋三 寛大 慈善 共同 友達 近所の人 公益

- 尋四 博愛 人の名譽を重んぜよ 兄弟 公益
- 尋五 度量 博愛 兄弟 信義 朋友 公益
- 尋六 慈善 共同 公益
- 高一 同情 寛容 家 親類 共同 敬老
- 高二 博愛 朋友 友愛 公益世務 皇運扶翼

ハ、實行要目例

- 1 學校や學級を立派にするため皆が心と力を協はせてやりませう。
- 2 割りあてられた仕事は皆で責任をもつてやりませう。
- 3 學校や學級の恥や、迷惑になることはつゝしませう。
- 4 當番や、役員は自分の任務を精出して、大勢の爲に盡しませう。
- 5 友達は互に助け合ひませう。
- 6 過は互に許しあひませう。
- 7 學校の機械器具は大切にしませう。
- 8 互に約束を守りませう。
- 9 上學年は下學年をいたはり、よい模範を示し、下學年は上學年の言ふ事をよくきいて仲よくしませう。
- 10 他の者が遊んでゐる場所を無理をして奪はないやうにしませう。
- 11 校舎や校庭に木片、反古等を散らさないやうにしませう。若し散らばつてゐたらすぐ拾つて塵箱に入れませう。

- 12 お掃除其他作業は皆で力を協せて最後まで責任もつてやりませう。
- 13 學校園其他道路等に生えてゐる樹木は大事にしませう。
- 14 樂書は決してしますまい。

7 十月の訓練 勤勞體育
イ、生活環境と訓練方針

空は高く青く澄みて、田には黄金の波が光る。そここゝから村祭の太鼓の音が聞える。やがて曉を破る煙火の音に運動會の幕は切つて落される。實に此の月ほど心身に爽快味を感じる月はない。肉の躍動が奔々と迫る。本月訓練として特に體育を選び勤勞を選んだのは一つは斯る季節的行事の關係と此の要目を二度まで繰返したのは格別我が校に必要視される要目であるからである。

ロ、修身科との連絡教材

- 尋一 なまけるな
- 尋二 勉強せよ からだを丈夫にせよ
- 尋三 仕事にはげめ 健康
- 尋四 仕事にはげめ 身體
- 尋五 勤勞 衛生
- 尋六 勤勉
- 高一 勤勉
- 高二 習業

ハ、實行要目例

(四月、六月の條参照)

8 十一月の訓練 獨創忍耐
イ、生活環境と訓練方針

兒童の最も力癩の入る展覽會が、本校でも附屬でも開かれる月である。徒らな模倣をやめて工夫に工夫を重ねて獨創ある作品を作らしたい。その爲には辛抱強く倦まずたゆまずやらねばならぬ。そこで本月の訓練方針を獨創忍耐とした。忍耐を二度まで出したのは我が校兒童の一大通弊であるからである。尙明治節を中心として儀式訓練が必要である。

ロ、修身科との連絡教材

- 尋 二 工夫せよ
- 尋 三 辛抱強くあれ
- 尋 四 克己 明治天皇
- 尋 五 忍耐
- 尋 六 忠君愛國
- 高一 工夫
- 高二 忠

ハ、實行要目例 (こゝには獨創としての要目例のみを掲げる事にした。忍耐の要目例は六月の要目例参照)

- 1 人の眞似ばかりしたり、教へて貰ふばかりしないで自分で考へ自分で工夫しませう。

- 2 よい勉強の仕方を考へませう。
- 3 圖畫、手工、手藝等の作品は出来るだけ自分で考へて、一つからでもよいから工夫して思ひ切つたものを作りませう。

- 4 他の人が工夫して作つたものは敬の心で研究させてもらひませう。
- 5 人がよい工夫をした時は妬まないで自分も一生けんめいで工夫しませう。

9 十二月の訓練 質素儉約

イ、生活環境と訓練方針

いよ／＼今年もこの月で終である。店頭には大賣出し旗が賑やかに飾られる。道行く人も忙しさうである。年末の緊張気分が社會に漲る。然し兒童は來るべきお正月の樂しさに指を折る。もう心はお正月、双六、かるた、風揚げ、羽子つきに走つて緊張が失はれる。古きものは捨て新しき物に憧れる。この時に心をひきしめて、儉約に身を持ち、物品を無駄にせず大事に使ふやう訓練したのである。斯る點から本月を以て質素儉約の訓練要目實行の月とした。

ロ、修身科との連絡教材

- 尋 一 物をそまつに扱ふな
- 尋 三 儉約
- 尋 五 儉約
- 高一 質素

ハ、實行要目例

- 1 物品は大切にしませう。
- 2 自分の持物には必ず名をつけませう。
- 3 失くした時には先生に届けませう。
- 4 落し物は必ず取りに行きませう。
- 5 教科書は大切に扱ひませう。
- 6 鉛筆帳面等は最後まで使ひませう。
- 7 要らぬものは買はないやうにしませう。
- 8 學用品や、其の他身のまはりは質素にしませう。
- 9 儉約してためたお金は貯金しませう。

10 一月の訓練 禮儀作法

イ、生活環境と訓練方針

門松、しめ縄で飾られた門に早朝から國旗が翻る。自然も人も清淨な新年に昨日までの世界が一新される。新年程人心を新にするものはない。「あけましておめでたう」と壽ぐ中に自らなる心の正しさが表はれて、挨拶も慇懃、言葉も丁寧である。年始廻りに、來客に、禮儀作法が訓練される月である。尙一月一日の儀式訓練がある。

ロ、修身教材との連絡

- 尋一 行儀をよくせよ
- 尋二 不作法なことをするな
- 尋三 行儀

尋四 禮儀

尋五 禮儀

高一 禮儀

高二 恭儉

ハ、實行要目例

- 1 朝起きた時、夜ねる時には挨拶しませう。
- 2 登校、下校、外出の際には挨拶しませう。
- 3 先生や目上の人にあつたら丁寧な禮をしませう。
- 4 友達を呼ぶには「君」「さん」をつけてよびませう。
- 5 言葉遣は丁寧にきれいにしませう。
- 6 人の前を通る時には走らないで、かるく禮をして通りませう。
- 7 教室では帽子をとりませう。

11 二月の訓練 親切協同

イ、生活環境と訓練方針

紀元節を迎へて國民は祖國の悠久を偲ぶと共に幾多先人の協力によつて得た發展の跡を顧みて感謝の念を起さねばならぬ。祖國に還れ、日本精神に還れの聲の喧々たる、實に今日程盛んな時代はないと思ふ。日本は今西洋文明を清算して、新日本の建設にかゝつてゐる。而して一方將に來らんとする一九三六年の國際危機に直面してゐるのである。今や國民は大いに奮起、協同一致して事に當らねばならない。更に現代社會の要求からも、教育思

潮からも、協同奉仕の精神は特に強く叫ばれてゐる。こゝに本要目を二度繰返す必要を感じたのである。尙二月十一日の紀元節を迎へて儀式訓練がある。

ロ、修身科との連絡教材

- 尋一 人に迷惑をかけるな おもひやり 近所の人
- 尋二 人の難儀を救へ としよりに親切であれ
- 尋三 近所の人 公益 共同
- 尋四 博愛 公益 人の名譽を重んぜよ
- 尋五 信義 博愛
- 尋六 公益 共同
- 高一 寛容 同情 共同
- 高二 公益世務 皇運扶翼

ハ、實行要目例（九月の要目例参照）

12 三月の訓練 報恩謝徳

イ、生活環境と訓練方針

學年末である。一年間の學校生活の最終であり、六年生にとつてはその大部分が小學校生活の終を告げる月である。學校行事としては卒業式、先賢講話、國家行事としては地久節、陸軍記念日、五ヶ條御誓文發布記念日、春季皇靈祭等を通して報恩感謝の念を培ふべき月である。地久節、雛祭を通して女子としての諸徳の訓練に特別意を用ひねばならぬ。

ロ、修身科との連絡教材

- 尋一 忠義 親の恩 親を大切にせよ
- 尋二 忠義 恩を忘れるな 孝行 祖先を尊べ
- 尋三 皇后陛下 忠君愛國 恩を忘れるな 師を敬へ 孝行
- 尋四 能久親王 孝行
- 尋五 忠義 孝行 謝恩
- 尋六 忠君愛國 忠孝 師弟
- 高一 忠君愛國 孝行
- 高二 孝 忠孝一致 義勇奉公

ハ、實行要目例

- 1 恩を知りませう。恩を知らないのは禽獸と同じです。
- 2 親には心配をかけないばかりでなく、親を喜ばせませう。
- 3 からだを丈夫にして、しつかり勉強させませう。それが何より父母や先生をよろこばせることであります。
- 4 毎朝神様や佛様にお参りさせませう。
- 5 毎朝東の方へ向いて皇居を遙拜させませう。
- 6 神社の前を通る時には禮をして通りませう。

結 語

以上我が校訓練の概略を述べた。更に進んで各學年の系統が示されなければならぬのであるが、この問題は又廣汎に亘るので何れ後の機会にまつことにした。

思ふに訓練の理想が明らかになり、その體系や實行方案が示された以上これを運用する人を得なければならぬ。吉田熊次郎博士は曾てこの事を「訓練は一にも教師、二にも教師」と述べられて、これが徹底の全責任を教師にありとされた。各級の中心は擔任教師にあり、學校の中心は主事にある。こゝに全職員、全兒童一致協同して、圓融無碍にこの訓練案の徹底を期す確信のもとに奮闘しつゝある。

時局に鑑み訓練上特に留意すべき点に就きて

高松市築地尋常小學校訓導 谷本卯之助

一、序

我が國現下の情勢を顧みるに國內問題として最も重大なものは國民思想に關する事項であります。即ち極端なる過激思想が擡頭瀰蔓し來つて教職員の中にさへ犯罪者を出すに至つたことは洵に残念に堪えません。想ふに我が國の思想及び文化は從來外國のそれにより尠からざる影響を受けて來ましたが然も其の外來思想及び文化は我が國固有の國體觀念によつて完全に我が國のものとして融合統一せられて來たのであります。

然るに明治維新以後歐米の思想及び文化を無批判的に謳歌するの傾向を生じ我が國體に關する透徹せる認識と確乎たる信念の缺如が我が國現時の思想界動搖の主なる禍根となつたのであります。

この憂ふべき思想問題は教育方面の力のみによりては全効を奏することは或は困難であるかも知れないが將來の國民を教養する使命を擔ふ教育者の責任の重大なることを自覺せねばならないのであります。而して之が對策は論理的説明によつてその實行し得ざること又は絶對的眞理にあらざること等を明かにすることも結構であるがそれよりも我等の祖國は如何なるものであるか。我が建國の精神は如何なるものであるか。我が民族の使命は如何なるものであるか。即ち我が國體觀念を明徹にして國民としての信念を確立せしめなば其の知識と情意とは自の克くその正道を踏みその歸趨を

誤らず眞に脈々たる生氣を得混沌たる思想界は明朗なる曉の光を望むことが出来るのであります。

次に憂慮に堪えない問題は我が國家並に國民は經濟上容易ならざる難局に直面してゐることであり、嚮に大正十二年長くも國民精神作興に關する詔書を煥發せられ國家興隆の本を固くするの道をお示しになりひいて政府の勤儉獎勵となり教化總動員となつて思想經濟の難局を打開して健全なる國家の進展を期せんと努めました。が爾來今日に至るも依然としてこの難局は打開されず愈々深刻に赴き若し現狀のまゝに推移せば之が恢復は到底望むことが出来ないと思ふのであります。

これ一面には世界的不景氣の影響を受け財界の不況が長きに涉つた事に依ることは勿論であるが又一面我が國民が往年世界大戰の餘波を受け國運發展の惰力に騙られて浮華放縱なる生活と輕佻詭激なる思想行動とは安逸浪費の流風と共に多年の慣習を馴致せしめ其の勢今日に至るも依然として社會に瀰漫し剛健實勤勉力行の美風は影を潜め實に國民經濟の前途に不安の暗影を投ずるに至つたものであります。

これが難局打開の方策は國民が自覺して嚮に煥發せられた國民精神作興に關する詔書の御聖旨を奉體して實實剛健の民風を作興し國本を不拔に培ふにあり、

更に今春帝國は我が所信を貫徹し東洋の禍根を除かんがため國際聯盟離脱の止むなきに至りて對外的關係の破局を來し又一面滿洲國問題に關して多難なる前途に直面し非常時の加重は多々益々國家の將來に於ける艱難を豫想せしむるに至つて國民の覺悟を要するの急愈々緊切の度を加へて來たのであります。

この秋に當りまして聖上陛下には國際聯盟離脱に關する大詔を煥發あらせられ國民の嚮ふ所を明示なされ給ふと共に大義を宇内に顯揚せさせ給ひ歎慮深遠感激恐懼の極みであります。

前述の如く思想經濟外交等内外幾多の難局に直面し眞に内憂外患空前の危機に際し國民教育の重責を擔ふ者深く歎慮

を奉體し内閣告諭文部省訓令の趣旨を體認し益々奮興起渾勵其の分を盡して奉公の誠を竭さなければならぬのであります。吾人はこの非常時を教育の力によつて匡救せねばならぬ意氣と力を持つて居なければなりません。然るに教育者にして果して非常時其物を正しく認識してゐるであらうか。口に時局艱難を叫び憂ふるも其の多くは非常時を極めて皮相的に眺めて我等の關する所にあらずと對岸の火災視してゐるものも少くないのであります。此の國家存亡の危機に際し我が高松市立小學校は協力一致して國民教化の實を揚げんがため別項記載の通り特に時局に留意したる訓練綱領を定め小學校各教科と連絡し又學校の訓練上の施設に織込みて非常時訓練の徹底を計り社會方面に於ては青年團婦人會等各種の教化團體の施設を充實して市民の非常時教化の實績を揚げつゝあるのであります。

一、學校教育に於ける訓練

一 三大實踐綱領

イ、忠 君 愛 國

中正なる思想を堅持し各その分に勵み奉公の誠を竭さしむる事

尊皇敬神

ロ、敬 神 崇 祖

國體觀念を明徴にし家族精神を闡明にし國民精神の振作を期する事

イ、正 義 博 愛

共存共榮

時局の眞相を明かにし正義博愛に立脚せる國民的信念に徹せしむる事

質實剛健

- ロ、協同自治
 - 團体的訓練の徹底を圖り統制ある行動に習熟せしむる事
- イ、心身鍛錬
 - 身軀の鍛錬に努め堅忍持久の精神を涵養せしむる事
- ロ、勤儉力行
 - 浮華放縱を斥け勤儉力行の氣風を強調する事

2 各學年實踐指導要目

尋高科第一學年

徳目	修身題目	實踐指導要項	他教科との聯絡	備考
尊皇敬神	第一一、 オヤノオン 第一二、 オヤヲタイ セツニセヨ 第一三、 オヤノイヒツ	一、親と呼ばれたら直ぐ返事をする事。 二、親の前では行儀をよく坐はる事。 三、親には口返事をせぬ事。(口答への事) 四、お使ひを言ひつかつたら直ぐ出掛ける事。 五、他所へ行く時は許しを受ける事。		

共存共榮		ケラマモレ	第一六、 テンノウヘイ カ	第一七、 チウギ	第四、 トモダチハ タスケアヘ	第五、 ケンクワスル
		一、登校、下校の際は必ず奉安殿に敬禮すること 二、伊勢神宮、皇城を遙拜すること。	一、お國の爲め廢兵となつた人達を敬ふこと。 二、入營退營兵の見送り出迎へは出来るだけ行くこと。 三、お國が國民から寄附をつつた時は眞先に行ふこと。	一、友達が雨や雪に降りこめられて困つてゐた時はのせてやること。 二、友達が學用品を忘れて困つてゐる時は貸してやること。 三、物を見失つて困つてゐる時は共に探してやること。	一、友達が誤つて足を踏んだ時はけんくわするな 二、靴をかへて穿いてゐても喧嘩するな。	
			尋讀一〇五 日ノ丸ノハタ			

ナ	<p>三、傘や、合羽をかへてみたのを見つけても直ぐ喧嘩するな。</p> <p>四、友達が叩いたといつて直ぐ喧嘩などするな。</p> <p>五、友達などが突き當つたといつて直ぐ喧嘩せぬこと。</p> <p>六、人の悪口は決して言はぬこと。</p> <p>七、自分が悪いと氣附いたら直ぐあやまること。</p> <p>八、人が詫びた時は心よく許してやること。</p>
第八、 ギョウギラヨク セヨ	<p>一、教室内では正しい姿勢をすること。</p> <p>二、隣生と授業中には私語せぬこと。</p> <p>三、用便の際は階段の上へ上つてすること。</p> <p>四、來客があつた時、隠見したり、笑つたりせぬこと。</p> <p>五、歩きながら物をたべぬこと。</p> <p>六、人前裸体にならぬこと。</p>
第四、 キヤウダイナ	<p>一、弟妹のものを横取りせぬこと。</p> <p>二、邪魔にならなければお使ひなどになるだけ連れて行つてやること。</p> <p>三、着物や服を着せてやること。</p> <p>四、お菓子、果物等を弟妹に分けてやること。</p> <p>五、弟妹を遊ばせてやること。</p> <p>六、兄姉の命令をよく守ること。</p> <p>七、兄姉が無理しても堪忍すること。</p> <p>八、兄姉と仲善く遊ぶこと。</p>

カヨクセヨ	<p>れて行つてやること。</p> <p>三、着物や服を着せてやること。</p> <p>四、お菓子、果物等を弟妹に分けてやること。</p> <p>五、弟妹を遊ばせてやること。</p> <p>六、兄姉の命令をよく守ること。</p> <p>七、兄姉が無理しても堪忍すること。</p> <p>八、兄姉と仲善く遊ぶこと。</p>
第二〇、 ジブンノモノ トヒトノモノ	<p>一、物を拾つたら直ぐ届け出ること。</p> <p>二、友人に物をねだらぬこと。</p> <p>三、無暗に物を貸りしたり、與へたりせぬこと。</p> <p>四、許可なくして他人の草、花、鳥、果實を取らぬこと。</p>
第二一、 キンジョノヒ ト	<p>一、近所の人とは毎朝挨拶すること。</p> <p>二、近所に留守のない時はしてあげること。</p> <p>三、近所の人の悪口雑言はいはぬこと。</p> <p>四、間違つて近所の手紙や端書が配達されたら持つて行つてあげること。</p>

第二四、		
一、壁などに落書せぬこと。	<p>第二三、 オモヒヤリ</p> <p>一、可愛想な者が物を貰ひに来たら氣持よく與へてやること。 二、車を挽いて困つてゐたら後から押してやること。 三、召使を大事にしてやること。 四、傘がなくて困つてゐる者には之を貸してやること。 五、電車や自動車の中では老人や幼児などに席を譲つてあげる事</p>	<p>五、近所に物がなくなつて困つてゐる時は貸してあげる事。 六、近所のお使ひなどしてあげる事。 七、近所の邪魔になるやうな大きな音などさせぬこと。 八、人が近所を尋ねて来たら親切に教へてあげる事。</p>
		我が身をつめつて人の痛さを知れ

實實剛健	
第一、 ヨクアソビ ヨクマナベ	<p>ヒトニメイワ タツカケルナ</p>
<p>一、教室内では静肅にして仰有ることをよくきくこと。 二、隣生と私語などせぬこと。 三、教室内では姿勢を正しくすること。 四、宿題は怠らずして來ること。 五、休日、日曜日等運動して身体を丈夫にする事</p>	<p>二、他人の草、木、花、果實などを取らぬこと。 三、道路で球なげ、其の他の遊びをして人に迷惑をかけぬこと。 四、道は左側を通ること。 五、電車、汽車の軌道上では絶対に遊ばぬこと。 六、電線の近くで風揚げをせぬこと。 七、人の通る所へ危険物を棄てたり置いたりせぬこと。 八、家込みで花火、ピツクリ玉などを弄ばぬこと。 九、痰唾は所定の所へ吐くこと。 一〇、汽車、電車内で不作法なことをせぬこと。 一一、便所を汚さぬこと。</p>
尋讀一―一四 ガツカウ	

<p>第二、 ジコクワマモ レ</p>	<p>六、夜は早く寝、朝は早く起きること。 七、勉強中は遊ぶことなど考へぬこと。</p>		
<p>第三、 ナマケルナ</p>	<p>一、学校の行き歸りはサッサと歩くこと。 二、約束の時刻を違へぬこと。 三、お使ひの途中で道草を喰はぬこと</p>		
<p>第六、 ゲンキヨクア レ</p>	<p>一、一寸突かれたり、叩かれても泣かぬこと。 二、返事は元氣よくすること。 三、体操、遊戯は元氣よくすること。 四、夜便所へ行くことを恐がらぬこと。 五、前へ出て来る時、立つ時手を舉げる時は元氣よくすること。</p>		

<p>第七、 タベモノニキ ワツケヨ</p>	<p>一、甘い／＼といつて過食せぬこと。 二、未熟の果物をたべぬこと。 三、食物はよく噛んでたべること。 四、寝る前に物をたべぬこと。 五、間食は可成せぬこと。 六、氷の類は可成控へ目にすること。 七、「勿休ない」といつて腐敗しかけたものをたべぬこと。 八、消化し難いものは可成避けること。 九、身体によい物だと言つて過食するな。</p>		<p>腹八合</p>
<p>第一〇 モノワソマツ ニアツカフナ</p>	<p>一、學用品其の他のものは大事に使用すること。 二、わだ使ひをやめて貯金をすること。 三、使用出来るものを棄てぬこと。 四、身分に過ぎたものを用ひぬこと。 五、「安い安い」といつて澤山買はぬこと。 六、買食ひを止めること。</p>		<p>塵も積れば山とな る</p>

尋常科第二學年

徳目	修身題目	實踐指導要項	他教科との聯絡	備考
尊皇敬神	第一、 カウカウ	一、家事の手傳ひを喜んですること。 二、常に父母に心配をかけるな。 三、先祖の命日にはお墓又は佛前に参ること。 四、祖父母に對しても親と同様にすること。 五、食物や着物の不足をいつたり、ねだつたりせぬこと。		
	第一五、 テンノウヘイ カ	一、登校、下校の際は必ず奉安殿に敬禮すること 二、伊勢神宮、皇城の遙拜を行ふこと。 三、新聞、雑誌の皇室に關するお寫眞を粗末にせぬこと。 四、勅語、詔書は謹んできくこと。		
	第一七、 チウギ	一、入營、退營兵の見送り出迎へは可成すること 二、演習の時兵士が來たら可成宿らせてあげるこ と。		

共存共榮				
第二、 シンルイ	第十九、 ソセンヲタツ トベ	一、親類は時々通信したり、往來すること。 二、佛事などの場合には必ず焼香すること。 三、春秋祭などに案内のあつた場合は精々繰合して行くこと。 四、親類に手の足らぬ時は行つて手傳つてあげる こと。	三、お國の爲めに廢兵となつた方を敬ふこと。 四、お國の爲めになる寄附は眞先きに行ふこと。 五、祝祭日には自分で國旗を掲揚すること。	
第三、 キヤウダイナ カヨクセヨ		一、弟妹のものを横取りせぬこと。 二、大して邪魔にてならぬ限りお使ひなどに連れていつてやること。 三、弟妹に服や着物を着せてやること。 四、お菓子や、果物を弟妹にも分けてやること。		

<p>第一〇、 トモダニシン セツデアレ</p>	<p>五、弟妹を遊ばせてやること。 六、兄姉の言ふ事をよくきくこと。 七、兄姉が少々無理しても堪忍してゐること。</p>	
<p>第一一、 ブサホフナコ トラスルナ</p>	<p>一、友達の悪口を言はぬこと。 二、友達が病氣などに罹つたら見舞であげること 三、友達が雨や雪で困つてゐる時は傘にのせてあげること。 四、學用品を忘れて困つてゐる時は貸してあげる こと。 五、物を見失つて困つてゐる時は共に探してあ げること。 六、友達のお使ひなどもしてあげること。 一、繪本、團扇、帯、新聞などを決して踏んでは ならぬこと。 二、人前ではだだ抜きになつたり、裸体にならぬこ と。 三、人前で無暗に咳唾を吐かぬこと。</p>	

<p>第一二、 人ノアヤマチ ヲユルセ</p>	<p>一、あやまつてした事はとがめ立てせぬこと。 1 足を踏む 2 ボールをなくしたこと。 3 合羽をかへる。 4 靴をかへたこと。 二、あやまつて悪い事をした時は潔く謝罪するこ と。</p>	<p>ならぬ堪忍するが 堪忍</p>
<p>第一三、 ワルイスマメ ニシタガフナ</p>	<p>一、學校を無断で欠席せぬかと誘はれても應ぜぬ こと。 二、買ひ喰ひせぬかと誘はれても従はぬこと。 三、他人の草木、果實、花等をとらぬかと勧めら れても従はぬこと。 四、學校の垣抜けせぬかと誘はれても應ぜぬこと</p>	

<p>第一七、 ヤクソクヲマ モレ</p>	<p>五、落書せぬかと誘はれても應じてはなりませぬ 六、拾つた物をとらぬかと勧められても應ぜぬこ と。</p>
<p>第二四、 キソクニシタ ガヘ</p>	<p>一、学校の垣をくゞらぬこと。 二、天気の日には教室で遊ばぬこと。 三、朝會には必ず出て行くこと。 四、學級會、學校園内には立ち入らぬこと。 五、神社、佛閣、學校、公園等の樹木草花をとら ぬこと。 六、道は左側を通ること。 七、道路上で球投などして通行の妨害をせぬこと 八、電車、汽車の軌道上では遊ばぬこと。</p>

<p>第二五、 人ノナンギヲ スクヘ</p>	<p>九、數人横に並んで道路と歩かぬこと。 一〇、痰唾は痰壺の中に吐くこと。 一一、電線近くで風揚げせぬこと。 一二、道路上に小便せぬこと。 一三、無提灯にて自轉車に乗らぬこと。 一四、月謝などは期間中に納付すべきこと。</p>
<p>一、雨降り、雪降りの日など友人が困つて居つた ら傘を貸してあげること。 二、電車、汽車の中では老人、幼兒に席を譲つて あげること。 三、土地不案内の人には親切に道を教へてあげる こと。 四、道路上に危険な物や邪魔物があつたら取り除 けてあげること。 五、荷車など動かなくて困つてゐる時は後押しを してあげること。 六、可愛想な物乞ひには物を恵んでやること。 七、友達が學用を忘れて困つてゐる時は貸してや</p>	

實實剛健	第四、 ジブソノコト ハジブソデセ ヨ	ること。
第五、 ペンキヤウセ ヨ	一、登校の準備は前夜して置くこと。 二、學用品の整理は自分ですること。 三、手拭、ハンケチの類は自分で洗濯すること。 四、自分の遊び道具は自分で片付けすること。 五、履物は自分で下駄箱へしまふこと。 六、頭髮は毎朝自分ですること(女子) 七、自分の着物は自分でしまふこと。 八、夜具の敷き上げは可成自分ですること。	まかぬ種ははえぬ

第六、 キマリヨクセ ヨ	一、止むを得ぬ場合の外は遅参、早引、缺席せぬこと。 二、寝る時間、起きる時間をキツパリ守ること。 三、始業の合圖が鳴つたら早く集まること。 四、服装は常にキツパリすること。 五、机の中は常に整頓して置くこと。 六、勉強と遊ぶことをキツパリ區別すること。	健康は幸福の母、 腹八合、
第九、 カラダヲヂヤ ウブニセヨ	一、日光は身體によいこと。 二、朝起きた時、寝る前に齒を磨く習慣をつけること。 三、冷水摩擦、深呼吸を毎朝行ふこと。 四、トラホームの人の手拭を借らぬこと。 五、早起、早寝の習慣をつけること。 六、傳染病の病人の近くへは寄りつかぬこと。 七、よく手顔を洗ひなさい。 八、暴食、間食、夜食せぬこと。 九、飲食は腹八合にすること。	

尋常科第三學年

<p>第二二、 シンボウツヨ クアレ</p>	<p>一、何の仕事も中途で棒を折らぬこと。 二、徒競走の途中で止めぬこと。 三、宿題の途中で止めぬこと。 四、豫習、復習は根氣よくすること。</p>		<p>短氣は損氣</p>
<p>徳目 修身題目 第一 皇后陛下</p>	<p>一、御眞影奉拜の心得を實習すること。 1 最敬禮。 2 服裝。 3 心持。 二、朝の遙拜をなすこと。 三、奉安所前を通過の際は敬禮をすること。 四、君が代の歌詞をよく學ぶこと。 五、敬語の使用に注意すること。 六、行幸啓に對する敬禮法實習。 七、家庭に 兩陛下の御眞影あらば最も清淨なる</p>	<p>他教科との連絡</p>	<p>備考</p>

<p>第二、 忠君愛國</p>	<p>一、諸社境内の戦利品戦勝記念品及び忠魂碑等に就いての態度を正しくさせる。 二、軍人慰問文發送。 三、健康の増進勉學の方法等に。一層深い進んだ態度をとらしめ學友として又は各個人として實踐要目を定めさせること。 四、國産品の愛用をさせる(學用品) 五、國家奉公のために廢兵になつた人を慰める。 六、國旗掲揚日には必ず自らなすこと。 七、入退營兵士の送迎に加はること。 八、國家功勞者の銅像及び戦捷記念碑軍人墓地等に對する敬意を失はぬこと。</p>		<p>忠臣は孝子の門に出ず 照憲皇太后御歌 天の神しろしめす らむまめやかに君 につかふる臣の心 は</p>
	<p>場所に奉掲して禮拜し御高德を感謝し奉ること。 八、家庭にあつて皇室に關する記事を見聞する時の心得を授けて守らしむること。 九、皇室に關する記事あるものは粗末に取扱はぬこと。</p>		

<p>第二二、 自分の物と人 の物</p>	<p>第一一、 行儀</p>	<p>友 連</p>
<p>一、學友の學用品を承認なく使用せぬこと。 二、なるべく學用品を貸借せぬこと。 三、物品を落したり拾つたりした時は直ちに先生に届けること。</p>	<p>一、言葉遣ひ。 敬師、友人に對して明瞭上品敬稱を忘れぬこと。 二、敬禮を守れ。 三、服装に留意せよ。 四、戸窓等の閉閉。 五、晝食の仕方。 六、歩きながら食せぬこと。 七、臥して書見せぬこと。 八、お客様のある時の態度。</p>	<p>ず助力する。 二、友達が互に禮を守る。 三、友達の病氣は早く見舞つてあげること。</p>
<p>尋讀二一六 犬ノヨクバリ</p>		
		<p>り 眞の友達 は兄弟に もまさる</p>

<p>第九、</p>	<p>第七、 正 直</p>	<p>第十六、 祀 日</p>	<p>第十五、 皇太神宮</p>
<p>一、友達が難儀してゐる場合は自らの力を惜しま</p>	<p>一、凡てかけ日向なくすること。 二、拾ひ物は先生に届けること。 三、はい、いゝえをはつきりいふこと。 四、學校外の拾得物は交番へ届けること。 五、事を誇大にいはぬこと。</p>	<p>一、儀式の心得。 1 必ず登校参列すること。 2 特に規律を守ること。 二、國旗を掲揚しせめること。 三、當日は明朗に送り遊ぶこと。</p>	<p>一、氏神々社には時々参拜すること。 二、皇太神宮参拜。 三、神社前を通過の際は敬禮すること。 四、神社境内に於ける心得。 五、神棚のある家庭に於ては禮拜せしむ。</p>
<p>朋友は一身同体な</p>	<p>正直の頭に神宿る 正直は一生の寶</p>	<p>明治天皇御製 新玉の年をわかへ て萬民一つ心に國 祝ふらん。 元旦や一系の天子 富士の山。鳴雪</p>	<p>西行法師作 何事のおはします か知らねどもかた じけなさに涙こぼ るる</p>

<p>第一〇、 規律に従へ</p>	
<p>一、児童相互の間に定めた規則は守ること。 二、学校の競技遊戯に定められてゐる時間を守る こと。 三、登校歸校の途中道ぐさせぬこと。 四、家庭にて定められた事項を守ること。 五、交通の妨とならぬこと。</p>	<p>四、所有品には記名して置くこと。 五、借りた物は決して又貸せぬこと。 六、物は大切に使用し始末をよくせよ。 七、一時の慾に迷はされ或は他人に教唆されても 決して他人の物には手を觸れぬこと。 八、假令自家の物たりとも父母の許可なくして持 出さぬこと。 九、借用品は大切に使用し早く返却すること。 一〇、校外で物を落したり拾つたりした場合 必ず警察に届け出ること。 一一、汽車電車等で忘物をした時は直ちに係に申 出しておくこと。</p>

<p>第二〇、 寛大</p>	<p>第一八、 慈善</p>
<p>一、人の嫌ふ事を言はないこと。 二、過はすぐわびること。 三、悪口あだ名等をいはれても黙過すること。 四、友連の過を許すこと。 五、お互に譲り合ふこと。 六、すべて怒を殺せんとする時はだまつて一應考 へること。 七、家人の過に寛大であること。</p>	<p>一、人のなりふり等を見て輕んぜざること。 二、弱者をいたはること。 三、よく吟味して衷れな者には施をしてやること (父母に相談して) 六、軌道は通らぬこと又踏切は敏速に通過するこ と。 七、落書放尿等はせぬこと。 八、校外指導の規則を守ること。 九、道路山林等の立札の掟を守ること。</p>
<p>堪忍は一生の寶 怒は恩で報ぜよ</p>	<p>ならぬ堪忍するが 堪忍</p>

<p>第二三、 共 同</p>	<p>一、教室の掃除自治會其の他の共同的作業或は團體遊戯等の際にはよく共同の精神を體し眞剣に自己の本分をつくすこと。 二、級の悪風は級全体でなほすこと。 三、家事の手傳をよくすること。 四、公衆衛生を守ること。</p>	<p>五指のかわるくく 弾くは一手の搏ち たるに如かず</p>
<p>第二四、 近所の人</p>	<p>一、教室内に於ける隣席の友とは殊に親密にすること。 二、隣室の學友と争をせぬこと。 三、近所の友達は長幼の別なく誘ひ合はして登校すること。 四、同學級の學友の家の吉凶については喜憂を共にすること。 五、朝夕必ず隣人に挨拶すること。 六、近所の人々の噂や悪評をせぬこと。 七、近所の吉凶禍福に對しては相當の世話と適當なる送迎贈答をすること。 八、自分地位によつて親密の度をかへぬこと。</p>	<p>遠い親類より近い 他人 向ふ三軒兩隣</p>

<p>實實剛健</p>	<p>第二五、 公 益</p>	<p>一、教室内及び廊下を歩行するときは靜肅にすること。 二、便所は殊に清潔にすること。 三、運動場の手入をすること。 1 小石を拾ふこと。 2 水溜土をもること。 四、洗眼を怠らぬこと。 五、道路の左側通行を勵行すること。 六、道路及び家の周圍を清潔にすること。 七、道路にては通行の邪魔になるやうな遊びをせぬこと。 八、道路の障害物は之を取去ると共に車其の他通行の障害物となるものを道路上に置かぬこと 九、船車内では人の迷惑になるやうなことをせぬこと。 一〇、樂書をせぬこと樂書は見つけ次第に消すこと</p>
<p>第四、 仕事にはげめ</p>	<p>一、掃除當番に精を出し花園等學級受持の場所をよく掃除する。</p>	<p>尋讀三一五 お 花 精神一到何事不成 春に花なきものは</p>

<p>第一四、 勇 氣</p>	
<p>第一二、 勇 氣</p> <ol style="list-style-type: none"> 一、体操遊戯は勇壯活潑にやること。 二、各教科の發問發表を元氣にやること。 三、遊戯中等に言語が粗暴にならざること。 四、女子の優柔不斷をいましめること。 五、惡戯をせぬこと。 六、自己の務を憶せず遂行すること。 七、人に物事をきかれた時自己の所信を憶せず發表すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 二、當番日記をつける。 三、毎日時間割を定めて勉學を實行すること。 四、家にて仕事に精出すこと。 1 自分の力にあふ仕事をみつけて毎日實行すること。 2 何事も自から進んでやること。 3 喜び勇んでやること。 4 仕事はよく考へて順序よくすること。
<p>第一四、 勇 氣</p>	<p>尋讀三―一一 五―ぢいさん 尋讀四―二〇 一本杉</p>
<p>第一四、 勇 氣</p>	<p>秋に實なし 岩をもとほす桑の 弓</p>

<p>第一七、 儉 約</p>	<p>物事にあはてるな</p>
<ol style="list-style-type: none"> 一、學用品に對する指導。 1 選定品を購求すること。 2 叮嚀に取扱ふべきこと。 3 處理を上手にして失ふ如きことなからしめること。 二、自分不相應なものは買はぬこと。 三、貯蓄についての注意を實行せしむること。 四、正月祭等に小使錢を亂費せしめぬこと。 五、所持品を大切に扱ふこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 二、運動遊戯時にも沈着にすること。 三、非常時の訓練をしておくこと。 四、電車道を横切る時はあはてず速く通ること。 五、道路通行中自動車、自轉車、荷車、はなれ馬等にあつたときのおちつき、 六、家庭の非常時の場合を考へておかす事又それを發表せしめること。
<p>第一二、</p>	<p>一、トラホーム患者は治療を怠らぬこと。</p>
<p>第一七、 儉 約</p>	<p>一錢を笑ふ者は一錢に泣く 塵もつもれば山となる</p>

健康	<p>二、校内の掃除及び通風をよくすること。</p> <p>三、姿勢に注意すること。</p> <p>四、唾痰を妄りに吐き散らさぬやうに痰壺の準備のある場所では必ずその中にはくこと。</p> <p>五、飲食はよくかみ又過食せぬこと。</p> <p>六、身体の清潔に留意せしめること。</p> <p>七、よく睡眠を取り夜更しせぬこと。</p> <p>八、歯の手入をよくすること。</p>	オクスリ
----	---	------

尋常科第四學年

徳目	修身題目	實踐指導要項	他教科との連絡	備考
尊皇敬神	第一、 明治天皇	<p>一、御眞影に向ひ又は近づきたる時の姿勢と敬禮方法實習。</p> <p>二、御肖像に對する注意菊花御紋章について。</p> <p>三、行幸啓の際に於ける心得と實習。</p> <p>四、教育勅語は朝顔を洗つた時や夜寝る前に正しく机に向つて心をおちつけて奉讀すること。</p>	尋讀五―一 大日本	<p>明治天皇御製 とこしへに民安かれと祈るかな、わが世を守れ伊勢の大神</p> <p>古の書見るたびに</p>

第二、 能久親王	<p>一、教科學習のみならず自己の責任作業に對する精勵。</p> <p>二、子として兄弟として社會人として家庭作業に精勵すること。</p>	尋讀五―一 大日本	<p>明治天皇御製 みなし子にかたりきかせよ國の爲命すてにし親のいさを</p>
第三、 靖國神社	<p>一、常に祭神を尊崇して行くこと。</p> <p>二、氏神參拜を定例日になすこと。</p> <p>三、常に祖先を崇拜すること。</p> <p>四、氏神様に暇ある毎に參拜して境内等を清掃すること。</p> <p>五、祝祭日には必ず國旗を出すこと。</p> <p>六、靖國神社の例祭、大祭には國旗を出すこと。</p>	尋讀六―二四 記念の木 同 八―二四 廣瀬中佐	<p>思ふかなおのが治むる國はいかにと</p>

<p>第五、 皇室を尊べ</p>	<p>七、車内にあつても神社の近くを通る時には黙禮をなすこと。</p>	
	<p>一、大廟、宮城の遙拜。 二、皇室に對しての用語及び文字は深く注意して不敬にわたらないやうに心掛けること。 三、皇室に對する言葉として敬稱（陛下殿下）敬語を忘れないこと。 四、祝日に於ては式場に於て特に静肅にすること 五、御眞影の奉安室にはいつた時の敬意を忘れないこと。 六、皇室に關するお話を聞く時に特に姿勢を正しくして聞くこと。 七、國旗掲揚式及び宮城遙拜。 八、行幸啓の場合には奉迎送して尊敬の誠を表現する。 九、皇室に關する記事書冊は決して粗末に取扱はないこと 一〇、皇室方の御寫眞、御肖像畫に對しては反古</p>	<p>尋讀五一 大日本 同七一八 木下藤吉郎</p>

<p>第二二、 國旗</p>	<p>一、旗行列等をなす場合はなるべく旗を破らぬ様に又破れた時には道に散亂させぬ様。 二、國民として國旗を敬愛する如く生徒としてはその校旗の校を敬愛する事。 三、國旗の掲揚法はその場合に就いて實習すること。（祝祭日）（弔旗）（半旗）（外國國旗との交叉法） 四、家庭に於ける祝祭日等の國旗掲揚は兒童の手によつてなしその掲げ方をいねいに又その精神を鼓吹する事。 五、玩具の國旗も決して粗末に扱はぬ事。 六、外國の國旗を見たる時の態度に就ての指導。</p>	<p>尋讀四一三 十一月三日</p>
<p>第二三、 祝日、大祭日</p>	<p>一、祝日には學校の拜賀式に必ず參列する事。 二、拜賀式には赤誠を以てのぞみ鄭重に儀式を行</p>	<p>尋讀四一三 十一月三日</p>

<p>第二二、 博愛</p>	<p>一、善行表を作りて之に博愛欄を設けてこの行に務めるやう仕向ける。 二、校内に少年赤十字を設けて簡單なる應急手當法等を講習して働かしたい。 三、衛生室の助手。 四、近隣の人々と事を起さぬやうにすること。 五、家庭に来る乞食物もらひ等に對する態度。</p>	<p>尋讀一―一五 信子さんの家</p>
<p>第二四、 法令を重んぜよ</p>	<p>一、學校の諸規則を守らせる。 1 通學の時 2 運動場で 3 教室内で 4 朝會の時 5 服 裝 二、授業料其他納付について。</p>	<p>尋讀八―二〇 税</p>

<p>共存共榮</p>	<p>第七、 兄弟</p>	<p>ふこと。 三、祝日、大祭日には兒童自身の手にて國旗を掲揚する。 四、祝祭日の前日には家の掃除も可憐になし當日は身心共に清爽を保つこと。 五、祖先の祭日及家人の誕生日、記念日等には家族打揃つて行事を齎すこと。</p>	<p>尋讀二―一、 ミヨチヤン 同四―二四 曾我兄弟</p>
<p>第九、 規律</p>	<p>一、相互に難儀あれば助け合ふこと。 二、下級の生徒には親切に上級の人には兄と思つて言に従ふこと。 三、遊戯道具等を獨占せぬこと。 四、學校を一つの大家族たるの精神を以て見ること。 五、家事は互に助け合ひて手傳をすること。 六、兄弟の病氣等の場合は靜かに世話をすること。 一、登校下校の時刻を定めること。 二、遅刻したる時の心得。</p>		

<p>實 剛 健</p>		<p>んぜよ</p>	<p>第四、 志を立てよ</p>	<p>尋讀三一八 小野のたうふ 同 一二三 立 志 同四一五 しひの木とか しのみ</p>	<p>照憲皇太后御歌 月に日にひらけゆ く世の人心 わかはん方をまづ 定めてよ</p>
<p>第八、 勉 強</p>		<p>一、勉強の仕方の合理化。 1 規律正しく。 2 自發的に。 3 専 心。 4 姿勢を正しく。 5 食物と勉強、</p>	<p>尋讀二 目と耳と口 同 三 をのたうふ 同 八 塙保己一</p>		

<p>第二五、 公 益</p>		<p>第二六、 人の名譽を重</p>	<p>一、學校園の手入。 二、町及び學校に於ける樂書を消す。 三、便所、水道の使用を町等に取扱ふ。 四、船車内に於ての心得。 五、屋外に於ける歩行の心得。 六、公衆浴場での態度。 七、社會奉仕 八、家事の手傳。 九、電氣の節約。 一〇、發見發明に心掛ける。 一一、夜遅く安眠を妨害せぬこと。</p>	<p>尋讀五一九 用 水 池 尋讀七一二三 加藤清正</p>	
<p>三、友達間で定めた規約を守らせる。 四、電車道、鐵道等の規則を守ること。 五、道路上の遊びについての規則を守ること。 六、通行止の道を通らぬ事。</p>		<p>一、人の悪事をあばかぬ事。 二、確かでないことを言ひふらさぬ事。</p>			

	<p>6 書物の取扱方。 二、學習訓練上より。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教室で雑談離席せぬこと。 2 疑問は充分尋ねること。 3 復習をおこたらぬこと。 4 寸暇を惜しみて利用すること。 		
<p>第一〇、 克己</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一、長時間に亘る講話、作業、遠足、學習に於ても克を以て行ふこと。 二、携帯品は贅澤にならぬやう且つ欲しくとも不用のものは買はぬこと。 三、共同作業の場合その割當に不足を言はぬこと 四、小遣錢は定められたきこと且つ最小限度たること。 五、食事に就て氣儘を言はさぬやうに訓練すること。 六、學用品衣服に就ても小言を言はぬこと。 七、起臥の時間を守ること。 	<p>尋讀五―一九 用水池 同 七―一八 木下藤吉郎</p>	<p>明治天皇御製 かたしとて思ひた ゆまばなにごと なることあらじ人 の世の中</p>

<p>第一一、 忠實</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一、掃除當番に就ての自己の姿を見ること。 二、正副、級長、其他、役員任務につき自己反省と將來の覺悟を行はしむ。 三、命ぜられたる務め即ち校舎、校具の整理、整頓等に對し反省を行はしむ。 四、家の手傳は些細のことでもまじめにすること。 	<p>尋讀七―一七 安部川の義夫</p>	<p>明治天皇御製 月に見えぬ神に かひて恥ぢざるは 人の心のまことな りけり</p>
<p>第一二、 身体</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一、立座、腰掛、座せる時の姿勢は實際によりて習得せしむ。 二、体操遊戯は各部均齊の發達をはかるものであることを自覺して行はしむ。 三、着物は厚着することなく可成襟巻をせぬこと 四、沐浴 五、淡暗き處にて讀書、裁縫をなさざること。 六、衣服を清潔にすること。 七、齒磨の勵行。 	<p>尋讀八―二四 胃とからだ</p>	<p>明治天皇御製 心からそなふ ことのなしもか な親のかたみと 思ふべき身を</p>
<p>第一三、一四、 自立</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一、作業、遊戯等すべて責任を持ち目的と計畫を立て、なすこと。 	<p>尋讀七―一五 カヂ屋</p>	

自 營	<p>二、家業の手助、自習、作業、身邊の持物、道具等すべて自力によりて行ふ。</p> <p>三、労働を賤み忤折を惜むなどのことなく着實に辛抱強くすること。</p>	尋讀四一二四 曾我兄弟 同 七一一八 木下藤吉郎	
<p>第一五、志を堅くせよ</p>	<p>一、教室での約束、學習、態度等強固なる意志を以て履行すること。</p> <p>二、學用品を最後まで美しく使用する事。</p> <p>三、宿題、勤勞、作業等に中絶せざること。</p> <p>四、日記記入の志を立て最後まで記入して目的を貫徹すること。</p> <p>五、毎日の家庭作業も最後までなし終り途中にて中止せざること。</p> <p>六、友人の勸誘により自己の悪なりと信じる惡戯等に加入せざること。</p> <p>七、惡友の笑罵により自己の志を動かさざること</p>		
<p>第一六、仕事に勤め</p>	<p>一、事を成すにあたっては。</p> <p>1 一心不乱なるべきこと。</p>	同四一二〇 一本杉	尋讀三一一一 五一ぢいさん

				<p>2 順序を考へること。</p> <p>3 細心に注意を拂ふこと。</p> <p>4 能率の向上を考へること。</p> <p>二、日々の學習に精勵すること。</p> <p>三、掃除學校園の手入等本氣でする。</p> <p>四、仕事をする時に骨をおします責任をもつこと</p> <p>五、よく家事を手傳ふこと。</p>		同四一二〇 一本杉	
<p>尋常科第四學年</p>		<p>一、皇城前に皇大神宮遙拜。</p> <p>二、陛下に關する御記事、御寫眞等の取扱保存を鄭重にすること。</p> <p>三、陛下の御事を拜聴する時は姿勢を正すこと。</p> <p>四、皇室に關する談話の際は相當の敬語を用ふる</p> <p>こと。</p> <p>五、國産品の愛用。</p>	他教科との連絡 尋讀九一二四 水兵の母	備考			
德目	修身題目	實踐指導要項	他教科との連絡	備考			
尊皇敬神	<p>第一、我が國</p> <p>第二、皇太后陛下</p> <p>第三、忠義</p> <p>第四、</p>						

實實剛健					
第一二、 進取の氣象	第八、 儉約	第二五、 博愛	第二二、 誠實	第二二、 信義	第二一、 度量
一、物事に工夫をこらし改良進歩をはかること。	一、公共物を大切にすること。 二、衣服を質實にすること。 三、學用品を大切に扱ふこと。 四、必需品以外の物を買はぬこと。	一、天災地變の際は特に同情の意を表はすこと。 二、外人を輕蔑せぬこと。 三、朝鮮人に親切にすること。	一、何事も眞心をこめてすること。 二、引受けたことはあくまでなすこと。 三、獨を慎むこと。	一、人との約束を等閑にせぬこと。 二、熱慮して約束をすること。	一、他人の忠言を容れること。
	尋讀六一一七 けんやくと義 捐				尋讀八一六 吳 鳳

共存共榮					
第一〇、 孝行	第五、 公民の務	第六、 公益	第七、 衛生	第一一、 兄弟	第一九、 朋友
一、父母の心を慰めること。 二、毎日佛前に參ること。	一、電燈、ガス、水道の如き共同事業共同使用のものを濫費せぬこと。		一、食事、寢起、運動を規律正しくすること。 二、暗い所で讀み書きせぬこと。	一、妄りに依頼せぬこと。	一、人をいつはらぬこと。
					一、人の氏名を稱する時は相當の敬語を使用すること。 二、人の談話中に差出口をせぬこと。 三、人の話はよく傾聴し己のみ話さぬこと。

尋常科第六學年		徳目	修身題目	實踐指導要目	他教科との連絡	備考
第一三、 勤 勞	第一四、 勉 學	第一五、 勇 氣	第一六、 忍 耐	<p>一、仕事は終を全ふすること。</p> <p>二、能率が上るやう工夫すること。</p> <p>三、時間を徒費せぬこと。</p> <p>四、豫習復習を充分になすこと。</p>	尋讀三一―一 五一ちいさん 尋讀四―二〇 一本杉	
				<p>一、困難なことでも屈せず實行すること。</p> <p>二、血氣の勇に陥らぬこと。</p> <p>一、一度實行にかゝらば中止せぬこと。</p>	尋讀一〇―一七 言ひにくい言葉 尋讀九―一六 五代の苦心	
			<p>第一、 皇大神宮</p>	<p>一、神社の前を通るときは敬禮すること。</p> <p>二、神社の境内の花木を切り魚鳥を捕へないこと</p> <p>三、殿宇牆壁を汚し紙屑を散らさないこと。</p> <p>四、神社に参拜の折の心得口手をすゞぎ禮を失はないこと。</p>	尋讀一〇 明治神宮参拜	

第五、 忠君愛國	第六、 忠 孝	<p>一、戦利記念品に對しては粗末に取扱ふな。</p> <p>六、皇大神宮遙拜</p> <p>七、皇大神宮大麻を鄭重に取扱ふこと。</p>	<p>一、登校、下校の際の御影の敬禮は充分敬ひの心を以てせよ。</p> <p>二、御肖像菊花御紋章に對する禮儀。</p> <p>三、天皇陛下皇室に對する敬語を忘れぬこと。</p> <p>四、長者の命には素直に従ふこと。</p> <p>五、自分の仕事を力一ぱいやること。</p> <p>六、戦死者の碑には敬ひの心を以て拜すること。</p> <p>七、祝祭日には父母の手をからずして國旗をかゝげること。</p> <p>八、國家の爲廢兵となりし人を敬ひ軍人の遺族及び出征兵士の慰問をなすこと。</p>	尋讀一一 諸葛孔明 尋讀一二 勝安房と西郷隆盛	尋讀一二 明治天皇 國 旗	忠臣は孝子の門に 出づ
-------------	------------	---	---	----------------------------------	---------------------	----------------

共存共榮	第四、 國交	<p>第一八、 國民の務</p> <p>一、常に身体を丈夫にすること。 二、行を慎むこと。</p> <p>一、外國人を侮るな。 二、外國の旗に對して敬意を表すること。 三、特に滿洲國人と仲よくすること。</p>	<p>第七、 祖先と家</p> <p>一、毎日祖先の靈を禮拜すること。 二、毎夕燈明をあげること。 三、春秋彼岸には墓所の掃除禮拜をなすこと。 四、時々佛壇の掃拭をなし香花を奉ること。 五、祖先の命日に祭祀の禮を盡し又祖先の遺訓を重んじ其の遺物を大切に保存すること。 六、一門一族は互に仲よくし凶事ある時は忌服を守るべきこと。</p>			<p>四、他出の時は許しを受けること。 五、家事の手傳ひをせよ。 六、父母の心を慰めよ。 七、常に父母を安心させるやうにせよ。</p>	<p>リヤ王物語 我國民性の長 所短所</p>
	<p>尋一二、 エヂソン</p>						

第一三、 共同	<p>第二二、 公益</p>	<p>一、紙屑を拾ふこと。 二、危険物を拾ふこと。 三、道路往來の激しい所で遊ばぬこと。 四、人に迷惑をかけないやうにすること。 五、公園、學校、社寺等の花卉を折るな。 六、道路橋などにいたづらするな。 七、掃除は互にきれいにしつかりする。 八、傳染病をかくすな。 九、學校の道具を大事にせよ。 一〇、兒童文庫の本を大切にし整頓が亂れてゐたら直しておく。 一一、學級學校の仕事は進んで町噂にやる。 一二、自己の利益ばかりを考へるな。 一三、電燈、ガス、水道の如き共同事業共同使用のものを濫費するな。</p>	<p>尋讀一二 平和な村 尋讀一一</p>
------------	--------------------	---	-------------------------------

<p>第一四、 慈 善</p>	<p>四、爲さんとすることの正邪善惡を考へてせよ。 五、手段の適當な否かを考へてせよ。 六、雷同附和するな。 七、共同遊戯共同作業に於て共同精神を忘れないこと</p>	<p>自治の精神</p>	
	<p>一、道に迷ふた人を助けよ。 二、外國人を輕蔑したり珍らしさうに後をつけたりするな。 三、朝鮮人に親切であれ。 四、弱いもの幼いものをいたはれ。 五、病人をいたはれ。 六、戰爭其他公共の事業のために不具廢疾になりたる者には殊に親切にせよ。 七、召使に惡口をいふな。 八、知らぬ人でも難儀に合ひたるを見れば親切に救ふべきこと。 九、虚榮のための施しは何にもならぬ。</p>	<p>尋讀一 鐵眼の一切經</p>	

<p>第一五、 清 廉</p>	<p>一、他人の物と自分の物とは區別せよ。 二、物を落したり拾つた時はすぐに届出ること。 三、行にかげひなたなくせよ。 四、物をやつたり貰つたりする時は父母、教師の許しをうけること。 五、人から借りた物は町噺にせよ。 六、妄りに物を交換するな。</p>	<p>尋讀一 ウエリントン と少年</p>	
<p>第一七、 憲 法</p>	<p>一、電線のある所で風をあげないこと。 二、通行止の路を通らないこと。 三、鐵道線路を通行しないこと。 四、授業料の納付を正しくすること。 五、規則を嚴守すること。</p>		<p>笑ふ門には福來る</p>
<p>第二一、 男子の務と女子の務</p>	<p>一、男子の務と女子の務との間には尊卑輕重の別なく互に共同して各其の分をつくすこと。</p>		<p>至誠天に通ず</p>
<p>第一六、 良 心</p>	<p>一、物事をするときよく正邪善惡を考へてからすること。</p>		

	第一九、 第二〇、 國民の務	第八、 沈 勇 第九、 進取の氣象	賞實剛健
二、反省録を記述すること。 三、たしかでないことを言はぬこと。 四、過を人に嫁せぬこと。 五、隣の人のものを見て盗書せぬこと。 六、行ひにかけひなたないこと。	一、税金は必ず期日までに納め迷惑をかけぬこと 二、級長選挙等の時には公正にすること。 三、選挙のときには棄権しないこと。 四、選挙された者は私益を考へず公正にすること	一、物事におじけるな。 二、臆病になるな。 三、悪いすゝめに従ふな。 四、正しいことはどこまでもなすこと。 五、火事、地震等の時にはあはてるな。 六、血氣の勇に陥らないこと。 七、何事も果斷であること。	第一一、 一、人の力にたよるな。
		尋讀一二 問宮林蔵	尋讀一一
			天は自ら助くるも

自立自營	第二二、 勤 勉	二、工夫して物を作る。 三、何事も念を入れてすること。 四、事をなすには先づ志を立てること。 五、目的を立て、やりかけたことは途中でやめぬこと。 六、自分の力を信じて事にあたれ。 七、物事に最善の努力をつくし困難に屈せず身を立てよ。 八、労働をいやしまぬこと。	一 作業中は他事を思はぬこと。 二、時間割を定めて勉強せよ。 三、嫌ひな學科は一層努めること。 四、豫習、復習を十分にすること。 五、時間を徒らに費さぬこと。 六、仕事は終りを全うすること。 七、豫定して仕事にかゝること。 八、規律よく生活すること。 九、かけひなたなく働くこと。
リンカーンの 苦學		のを助く	

高等科第一學年

徳目	修身題目	實踐指導要項	他教育との連絡	備考
尊王敬神	一、我が國	<p>一、國旗掲揚の習慣を作ること。</p> <p>二、皇大神宮、皇城の遙拜をせしむること。</p> <p>三、奉安殿に對する敬禮と奉仕作業。</p> <p>四、御陵墓參拜のこと。</p>		<p>高小國史上―三 皇太神宮の創立 高讀二―四 鎮守に詣で、</p>
	第一〇、 工夫	<p>一〇、家事の手傳ひを進んですること。</p> <p>一、物を見るときは注意して觀察すること。</p> <p>二、人の眞似ばかりせず自分で「よいことではないか」と考へる習慣をつけること。</p> <p>三、圖畫、手工、綴方等のときは特に新しい工夫をこらして製作すること</p>		

	二、愛國	<p>一、自分の仕事を眞剣で爲す。</p> <p>二、我國の國際的地位の理解徹底を圖ること。</p> <p>三、國家功勞者及び戦病死者の墓碑に拜禮すること。</p> <p>四、出征軍人に對し慰問狀等を贈ること。</p> <p>五、軍人家族及び遺家族の救護並に慰問を爲す。</p> <p>六、廢兵に對して敬意を表はすこと。</p> <p>七、愛國勸金等には進んで之に應ぜしむること。</p>	<p>高小國上一―二 元 寇 高小國上一―四 吉野朝廷 高讀一―三〇 故 郷 高讀二―一六 護國の眼と腕 高讀二―二四 福澤諭吉</p>	
		<p>五、勅語詔書の略誦謹寫せしむること。</p> <p>六、常に新聞雜誌等の宮廷記事に注意せしめ特に御寫眞等の取扱ひを鄭重になすこと。</p> <p>七、拜賀式等に於ける敬虔の態度を探ること。</p> <p>八、神社參拜を行ふ。</p> <p>九、敬語の用法に慣れしむること。</p> <p>一〇、祖先の靈に禮拜を怠らぬこと</p>	<p>高讀二―三〇 國史に選れ 高讀一― 照憲皇太后御 歌</p>	

三、家	四、孝行	六、敬老	一〇、責任
<p>一、家長の命に服従すること。 二、祖先の祭祀を重んずること。 三、盂蘭盆、命日、祥月、年忌に於ける慕參を爲すこと。 四、家風を守ること。</p>	<p>一、父母の厚恩に感謝して行動すること。 二、身體を健康に保つこと。 三、行を慎み學習に精勵すること。 四、父母を敬し順良なること。 五、父母に過なからしむること。</p>	<p>一、長老の恩恵を念ふこと。 二、老人の教を好く聴くこと。 三、老人を敬愛せしむること。</p>	<p>一、毎日の行動に就いて反省せしむること。 二、約束は必ず守ること。 三、分擔事務遂行のこと。</p>
			高讀一八 契約

共存共榮

一八、規律	二〇、公德	二一、公正
<p>一、時間的に行動すること。 二、重要行事の豫定を定めて行ふこと。 三、日常事物の整理、整頓に努力すること。 四、校規を嚴守すること。</p>	<p>一、左側通行を守り横列を作らぬこと。 二、公共營造物を大切にすること。 三、公衆衛生を重んずること。 四、集會の時刻を守ること。 五、電車汽車等にては座席を廣く取らぬこと。 六、旅館等宿泊の場合には騒がぬこと。 七、圖書館文庫等に於て他人の迷惑にならぬこと。</p>	<p>一、弱者愚者を侮り苦しめざること。 二、借用物、預物を大切に使用保管し期限に遅れず返済すること。 三、他人の名譽を重じ他人を中傷し過失を發かぬこと。</p>
高讀二一二〇 警察と國民		

二二、共同	<p>四、他人の自由を重ずること。 こと。</p> <p>一、共同事業の目的を徹底せしむること。 二、共同精神を養ふこと。 三、共同事業に當つては協力して行ふこと。 四、分擔せる仕事に對して責任を果すこと。 五、悪事又は誤りに共同なすべからず。 六、共同事業にありては事の如何にかゝはらず感情に動かされて爲すべからず。</p>	高讀二一五 社會奉仕の精神	
二五、地方自治	<p>一、級長其他の役員は最も適當なる者を選ぶこと 二、互選されたる役員は専心其の任務を果すこと 三、授業料の滞納をせざること。 四、級會其他兒童文庫學校新聞掲示、各種檢閲等は各係員によりて自治を以て行ふ。</p>		
二六、國交	<p>一、絶へず時局に對して注意せしむること。 二、國際心を養成し外國の元首、國旗に對して敬意を表はすこと。</p>		

實剛健	一一、勇氣	<p>三、滿洲國に對する理解と親善を圖ること。</p> <p>一、宿題、豫習、復習等の豫定を必ず遂行すること。 二、學習上難問題に對し自ら解決に努力すること 三、早起、日誌等一旦着手したことは飽くまで繼續執行に努むること。 四、節約を重んずること。 五、悪習慣の矯正に努むること。 六、誘惑を退けること。 七、遠足行軍等の場合には困苦缺乏に耐へること 八、如何なる仕事に従事するも恥ずることなく行ふこと。</p>	高讀一―二四 スバルタ武士	格言 「義ハ勇ニ因リテ 行ハレ勇ハ義ニ因 リテ長ズ」
一二、進取の氣象	<p>一、卒業後の目的を確立し向上心を養ふこと。 二、穩な成績の向上に安んぜざること。 三、勉學上諸種の障礙に打克ちて勉勵すること。</p>			
一三、身體	<p>一、入浴、洗顔、齒磨、洗濯等に勉むること。 二、掃除を十分にすること。</p>		格言 「健全ナル精神ハ	

	<p>三、衣服、寢具の日光消毒及び日光浴をなすこと 四、教室居室の通風換気を圖ること。 五、休み時間には必ず運動場に出て遊ぶこと。 六、飲食の節制を守ること。 七、海水浴、早起体操會等には進んで参加すること。 八、力めて厚着を避け襟巻、手袋、足袋等は使用せぬこと。 九、常に姿勢を正しくすること。 一〇、何か健康法を繼續して行ふこと。 一一、毎日の生活を規律的にし早起早睡のこと。</p>	高讀二一 農 業	健全ナル身體ニ宿ル
一四、聯 業	<p>一、商、工、手、書、家、裁等の學科及び各種作業に眞面目に努力すること。 二、喜んで家事を手傳ふこと。 三、職業如何を見て其人を評すべからずこと。 四、なるだけ早く職業を選択すること。 五、父、兄、先輩、教師等の指導を受ける。 六、自己の性能、境遇、社會の需用等を考慮すること。</p>	高讀二一 農 業	

高等科第二學年

一五、勤 勉	<p>一、學校の課業に努力すること。 二、各種の作業に懸命なるべきこと。 三、進んで家事を手傳ふこと。</p>	高讀二一 賴 山 陽	格言 「精出せばこほる間もなし水車」
一六、自立自營	<p>一、自己のなし得る事は人手を借らざること。 二、豫習復習を怠らず課題は必ず自力解決すること。 三、質素な生活になれること。 四、父兄の地位、財産等を誇らざること。 五、金錢學用品等を借らぬこと。</p>		
一七、實 業	<p>一、學用品及其他の品物を粗末にせぬこと。 二、不必要品を持參購入せぬこと。 三、遺失物は必ず届出ること。 四、外見を飾らぬこと。 五、冗費を省きて貯金すること。</p>	高讀女二一 廢物の利用	

徳目	修身題目	實踐指導要項	他教科との連絡	備考
尊皇敬神	第一 建國の精神 第二 御歴代天皇の御盛徳	一、家に神棚の設あるものは常に敬意を失はざる様注意すること。 二、朝夕神佛を禮拜すること。 三、神社參拜。 1 參拜の心得 2 神社に對する心得 四、神社に對する奉仕作業。 五、祝祭日國旗掲揚を兒童自らなさしむ。 六、國旗に對する心得。 1 國旗掲揚法 2 國旗の取扱 七、行幸啓の際の心得。 八、伊勢大廟宮城を遙拜せしむること。 九、御陵神社の前を通過する時の心得 一〇、御陵を參拜すること。 一一、奉安殿を通るときは必ず最敬禮をなすこと 一二、御影禮拜の際に於ける態度と心得。	高三年讀上三〇 皇室に關する敬語 高三年下讀三 國旗と軍旗軍艦旗	

第三 國民の精忠	第四 國体の精華	第二二―第二三 義勇奉公	第二四 皇運扶翼	第二五 忠孝一致
一三、勅語詔書奉讀の際の心得。 一四、勅語詔書を誦讀謹寫。 一五、御影に近づきたる際の敬禮。 一六、陛下の御尊影は最も清淨なる所に奉掲すること。 一七、皇室に關する記事寫眞等の取扱保存及び敬語の使用。 一八、國歌に對する態度。	一、「父母に……義勇奉公」までの道を実踐躬行し以て皇運を扶翼すること。 二、萬邦無比の國体と現時に於ける國際的地位の理解と國民の態度。 三、常に身體の健康を保ち智識を増進し品行を慎しむこと。 四、苟くも外國人の感情を害するが如き言動をなさざること。 五、國家の功勞者戦病死者の墓碑戦捷記念物に對し敬意を表し時々參拜すること。	高三年讀下四 乃木大將 高三年讀上二五 富國の急務 高讀四―三〇 國語と愛國心 高讀三―三〇 興國の民 高國下五九 國民の覺悟		

共存共營		<p>六、軍隊慰問。 七、出征軍人に慰問状及慰問品發送。 八、入退營兵士の送迎。 九、軍人家族出征軍人遺族を慰問と救護すること 一〇、廢兵に對する敬意と同情。 一一、國産品の愛用。 一二、愛國儲金に對する態度。</p>	<p>高國下四一 尊王論と國學の勃興 同 五七 歐洲大戰と我國の地位 高國上二五 吉野朝廷</p>
第六 友愛	第八 朋友	<p>一、朋友相交はるの道は信を以てす。 二、水く交りて代へざること。 三、互に助け合ふこと。 四、親切であること。 五、約束は已むを得ざる場合の外は必ず嚴守すること。 六、朋友の疾病其他不幸なる場合には相當の注意と情誼を重んずべきこと。 七、悪友なればとて猥りに排斥せざること。 八、決して黨派を組まざること。 九、朋友に正しからざる行あれば忠告して改悛せしむること。</p>	<p>高讀一―一三 眞の知己 高讀三―一五 感情</p>

第九 恭儉		<p>一〇、朋友より忠告を受けたる時は喜んで聽入れること。 一一、朋友は胸襟を開いて互に缺點や過失について注意し不善に陥らざる様誠め合ひて共に智徳の發達を圖ること。</p>	<p>高讀二―一〇 保 險 高三年讀下二一 言 語</p>
		<p>一、言葉遣に注意すること。 二、長上の人に對して敬意を表すること。 三、手紙に對する注意。 1 文句は丁寧 2 送事は速かに 3 信書は秘密に 四、人の前に出る時の容儀服裝に注意すること。 五、人と食事を共にするときの注意。 六、戸障子の開閉。 七、集合場停車場渡船等に於ける注意。 八、船車内に於ける心得。 九、行列を横ぎらぬこと。</p>	

<p>第一〇 博愛</p>	<p>第一五第一六 公益世務</p>	<p>一〇、道路取締規則をよく守ること。 一一、集合時間動行。 一二、訪問は早朝夜遅く食事の時間をさけること 一三、吉凶慶弔の禮を忽にせぬこと。</p>	<p>一、猥りに生物を苦しめざること。 二、家畜類に對してはなるべく愛養を施すべきこと。 三、不具廢疾者を指笑せぬこと。 四、乗物に於て幼弱者不具者に席を譲ること。 五、外國人を指笑し又は之に附纏はざること。 六、義捐金又は慈善袋等の募集あるときは應分の寄贈をなすこと。 七、近所の困つてゐる人を成るべく救助すること</p>	<p>高三年讀上一〇 濟世會</p>	<p>高讀二一五 社會奉仕の精神</p>
-------------------	------------------------	--	--	------------------------	--------------------------

<p>實實剛健</p>	<p>第九 恭儉</p>	<p>第一七 第二八 第一九 第二〇 第二一 國憲國法</p>	<p>一、常に學校の諸規則を重んずること。 二、道路通行の規則を守ること。 三、船車内に於て其規則を守ること。 四、兒童役員選舉に於ては良心に従つて選舉すること。 五、授業料の納付を後れざる様にする事。 六、學校に於て自治制を尊重すること。</p> <p>四、近所の人の迷惑にならぬ様注意すること。 五、職業に従事して其改良進歩を計ること。 六、發明發見に心掛けること。 七、公共物を大切にすること。 八、社會奉仕をなすこと。</p>	<p>高讀二一〇 警察と國民 高讀四一七 法律と命令 同 一八 道徳と法律 高讀三一五 租稅</p>	<p>高讀二一〇 保險</p>	<p>一、自己のなすべきことは直に實行すること。 二、良習慣は常に繰返して習慣とすること。 三、學校にて規則は必ず實行すること。</p>
-------------	------------------	---	---	--	---------------------	--

第一學問	
第一學問	<p>四、勉學運動等も時間を定めること。 五、堅忍不拔の精神を涵養すること。 六、一度實行にかゝれば中止せぬこと。 七、善いと信じたことは進んでやつて見ること。 八、學習作業を忠實にすること。 九、自己—信頼—自決—自信 一〇、自省—正道—嘲笑—輕蔑—妨害に堪ふるこ と。 一一、志を堅くして儉約を實行すること。 一二、學用品又は日常の携帶品は猥りに流行を追 ひて購入せざること。 一三、貯金は己が力によりて得たるものをなすを 本旨とすること。 一四、身體を強健にする爲高一の實行要目を勵行 すること。</p>
高讀一—一四 職業	
高讀四—一	

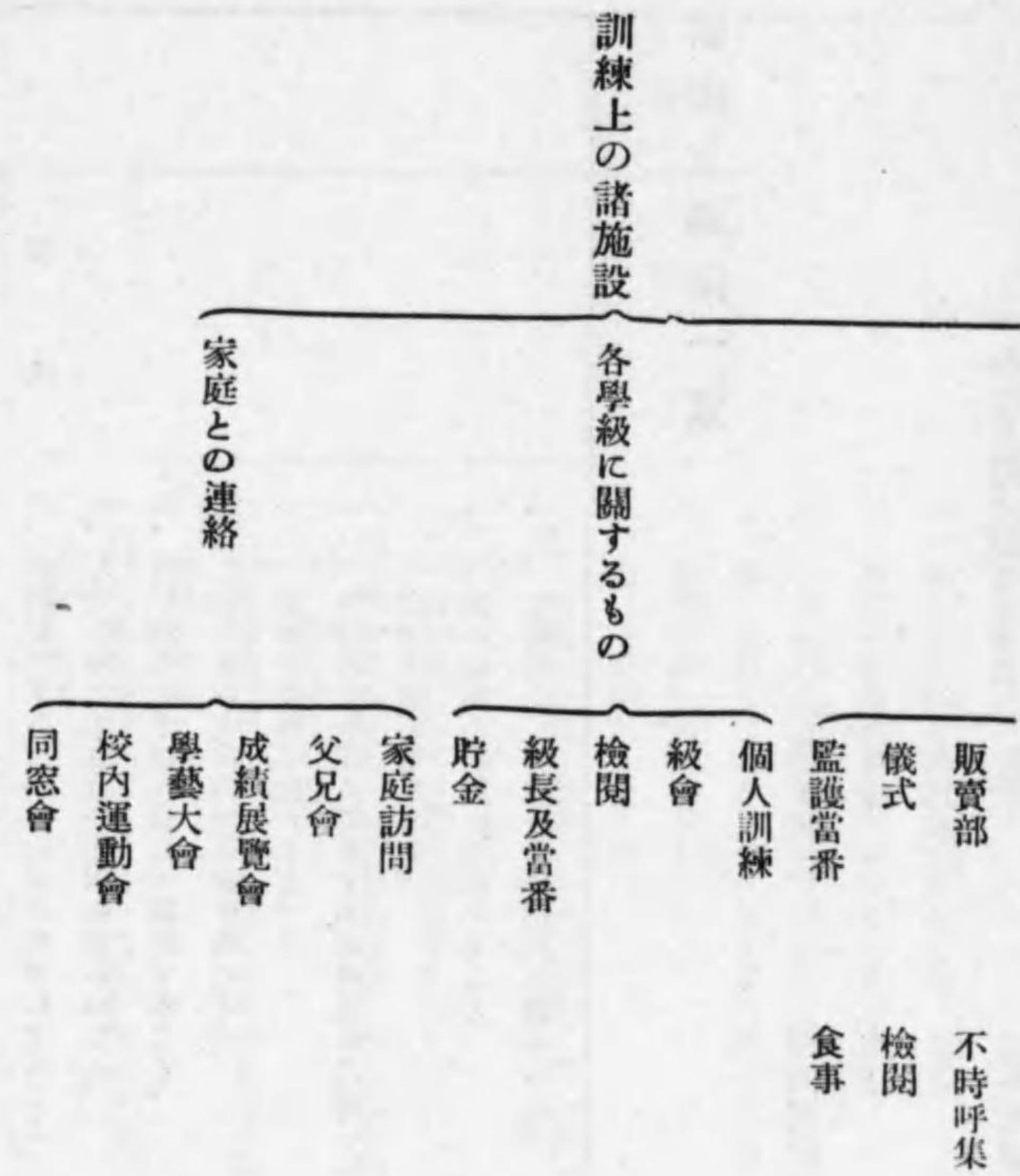
3 訓練上施設一覽

第二習能	<p>四、労働を賤まず何事も辛抱強くすること。 五、作業を尙ひ勤勞を樂しむこと。 六、共同してする仕事は人より先きすること。 七、人知らぬとして自分の仕事を怠らぬこと。 八、物を見るときは注意して觀察すること。 九、人にたよらず自分で工夫すること。 一〇、家事の手傳に勵むこと。 一一、學校にて作業に従事する時は常に忠實にし て己の仕事を果すこと。 一二、常に時間の利用に注意すること。 一三、在學中よく自學自習の習慣を養ふこと。</p>	讀書

〔學校全體に關するもの〕

- | | | | |
|-------|----|------|------|
| 講堂訓話 | 朝會 | 早起參拜 | 校外取締 |
| 校內運動會 | 水泳 | 遠足 | |

三、社會教育に於ける訓練
A 高松市青年團



- 1 奉 仕 事 業
 - イ、神社佛閣掃除
 - ロ、夜警及び交通整理
 - ハ、入退營送迎及び軍人並びに軍人遺家族慰問救護
 - ニ、大島療養所慰問
 - ホ、金品献納 等
 - 2 體 育 施 設
 - イ、競技練習
 - ロ、武道練習
 - ハ、遠足 等
 - 3 講 習 會 講 演 會 研 究 會 談 話 會 等
 - イ、皇室に關するもの
 - ロ、時局に關するもの 等
- B 高松市立青年訓練所行事
- 日常訓練開始前に次の行事を行ふ
- 1 宮城遙拜 皇恩を感謝し且つ皇室の御安泰と御繁榮を祈り奉る爲一同宮城に對し最敬禮を行ふ。
(喇叭『君が代』吹奏)
 - 2 宣 誓 私は眞面目と元氣と感謝とを信條として次の三ヶ條の實行を誓ひます。

一、忠孝を本とし人の爲、世の爲、國の爲に盡します
 一、質實剛健を旨とし萬事に最善を盡します
 一、規律節制を守り禮儀を正しく致します

3 奮闘朗唱 奮闘なるかな。奮闘なるかな。奮闘離れて休養なく娛樂なし。命懸けの奮闘。血の汗が滴る全身全靈の緊張。其間に感ずる得も言はれぬ奮闘の妙味。片々たる區々たる小娛樂は語るに足らず。奮闘を離れて向上なく充實なし。立つも倒るゝも生くるも死するも。奮闘又奮闘。人間の特權なるかな。

4 忠君愛國體操（兩手を腹の前にて組み『忠君愛國敬神崇祖』を唱和しつゝ上下す）

5 太平洋乗切運動（左「右」足を約一步踏出し左の歌を歌ひつゝ船を漕ぐ要領）

一、屋島さやかに豊坂昇る。清き朝日を心にて。

天皇壽ぎ一筋に。我等の使命を勵まん。

二、島を後に水尾曳く船路。父母幸くと祈りつゝ。

友を勞はり勞はられ。八重の高潮いざ越えん。

三、行手の希望に輝く我等。曇らば曇れ吹かば吹け。

鐵より堅きこの腕。血潮の汗も滴るも。

四、奮闘努力は我等の信條。友よこげこげ諸共に。

いでや押し切れ玉藻丸。高松健兒の意氣を見よ。

あゝえんや〜。あ進み行け逆巻怒濤も何かある。

よいしょ〜〜〜〜〜

0 高松婦人會（附處女會）

1 生活改善上

イ、豪所改善講習會

ロ、廢物利用講習會

ハ、洗濯、料理、講習會 等

2 奉 事 業

イ、出征軍人慰問並びに慰問品募集

ロ、軍人遺家族慰問救護

ハ、傷病軍人慰問

ニ、大島療養所慰問

ホ、金品献納 等

3 見學旅行遠足

イ、官公衙、軍隊、工場等見學

ロ、神社佛閣巡拜

ハ、各所史蹟巡覽

訓育の徹底方案

丸龜市城乾尋常高等小學校

序 文

一、訓育の徹底といふことは中々大問題で吾人教育者が終日終夜苦心に苦心を重ねても尙且つ寸功だに見出しかねて長嘆大息を禁じ得ない所である。従つて此少論文を以て徹底方案などいふことは頗る恐縮千萬な次第であるが自分としての最大努力であり、全部であるから假りにそう命名としても差支ないかとも思ふので勿論普遍性はないことを知つて居るけれども由來訓育の方案といふ様なものは其時と其場所を舞臺とし過去の事情や將來の豫想を背景として各人獨特の方案が生れるもので、何所でも誰れにでも直ちに採つて用ひられるべきものでないのが當然でないかと思ふ故に此研究を他の人が見たら餘り形骸であるから形式方面からの御批評も多々あることであらふけれども自分としては其一字一句にも生命の躍動がある譯である。

二、教育上特に訓育は家庭に於ける父母と兒童、學校に於ける教師と兒童、社會生活に於ける環境と兒童、とに密接不離の交渉があるから研究の範圍が非常に擴大する家庭の訓育、學校の訓育といふ様に一部分では眞の訓育は徹底するものでないといふ見地から自分は成るべく此等各面を考慮した積りである。

三、第三編第四編は本校の訓育施設を中心として記述したもので空論でないことを特に附言して置くと共に尙修身科の

教育と訓育とは非常に大切な関係にあると常に考へて居るので此点を一層詳細に研究した積りである。

四、最後に一言致し度き点は『時局に鑑み訓練上特に努力すべき点如何』といふ研究題目に即して居ないと言はれるかも知れないが、我々は常に教育勅語、詔書の御聖旨を奉戴し履正執中所信を斷行しつゝありと確き信念を支持する一人である。故に空論でない一般的の各項を賢明なる皆様の前に披瀝したわけである。顧ふに歴史は多くの場合、正反合の辨証法的發展を歩むものである限り、必然的に一切を忘れて極端な道を走る様に思ふ。故に自分は敢て我々の一般につきて記すことゝしたのである。勿論最初に述べた通り『其の時』といふこと即ち時局を考へ將來を豫想して特に努力点を強く取扱ふは言を俟ない。此点につきては意見發表日に特に愚見を述べ現在努力し腐心して居る点を擧げ直接諸賢の御批正を仰ぐ考である。

第一編 訓育概論

第一章 國民教育上に於ける訓育

一、國民教育の目的

教育の理想目的に關しては古今東西の學者或は實際家の間に於て所説頗る多々であるが今之れを一々彼れれと論究する必要はない。事實としての國民教育は光輝ある我國史の成績を基調とし我國土の自然的事情と外國との關係に鑑み特殊の社會組織から生れて來た國民性を考察して決定すべきものであると思ふ。此見地に於て我國國民教育の目的は次の如く定めたい。

身體の發達	我國體の精華を發揚し	善良有爲の國民を育成するにある。
徳性の涵養		天壤無窮の皇運を扶翼し
生活知能の修練	し得る	

蓋し健全な身體は人格の基礎であつて生活知能の堪能は幹枝で正善なる品性は其花であり實である、此三者が圓滿なる發達を遂げて始めて個人として將た公民として意義ある生活を遂行し國家社會に貢獻し得る忠良の人たる事が出来る譯である。

二、國民教育に於ける訓育の位置

國民教育は兒童身體の發達を圖り徳性を涵養し生活知能を修練することによつて善良有爲の國民を育成するのであるが然し此三作用は常に混然として一体をなす場合が多い、例へば身體の發達健康の増進を企圖する體育に於ても規律攝生を守ることや禮讓公正を重んじ堅忍果斷の精神を涵養する所多大である。又知能の修練を企圖する各科教授の場合に於ても道德的知見を開發し善美な情操を養ひ或は規律、勤勉、消費節約、時間尊重、禮儀、公德等の習慣を養ひ幾多の徳性向上に寄與するものがある。特に修身科教育の如きは訓育と密接不離の關係にある様な次第で何といふても教育の大部は訓育に關係して居る。又事實國民生活乃至人生生活の成敗は其人の品格徳性といふものが重大關係を占めて居ることは勿論で多少身體は虚弱であつても知能は幾分貧薄であつても徳操の堅固なものは存在を許されるが身體強健、知能優秀でも不徳不義の者は社會的に葬られるのである。彼様に考へると教育の目的は道德教育にある様に思はれる而して道德教育を煎じ詰めると訓育となる譯であるから一般に養護教授訓育といふけれども訓育が教育上重要な地位にあり教育最終の目的は訓育にありといふても敢て過言でない。

第二章 訓育論

一、訓育意義（内容）

一口に訓育といふけれども深く考察すると其の内容は二方面ある。一は兒童の道德的意志を鍛練して其實行を習慣づける直接陶冶と道德的知見を開發して意志實行の方向を指示する道德的知見の確立と又善美なる情操を陶冶して意志實行の動力たらしめるべき間接陶冶の二方面がある。而して道德的知見が進展確立せないと意志實行の習慣は行詰りとなる。意志實行の習慣確立せずして道德的知見のみ進展してもそれは論語讀の論語知らずで全然空虚に終るのである。又善美なる情操の伴はぬ實行や知見は蒸氣の發生を中止せる汽車の様なものである故此三者の併行進展そこに訓育の精華が輝き人格の發展創造がある譯である。要するに訓育とは道德的知見を確立し善美な情操を涵養し道德的意志實行を習慣づけることである。

二、道德的知見の教養

幼少なる兒童は未だ一定の道德的知見なるものはない。彼等の動作は本能衝動の發露である。従つて統一もなく常規もない故に其行爲は善惡の標準を以て律することは出来ぬ。所がそれが段々進んでは自己の快不快の經驗を以て動作の標準とする様になる此時代に於ては頗る主我性を發揮し自己の満足を得ないと激怒號泣中々承知しない。次には段々と他人の快不快を聯想して自己の動作を支配する様になる。例へば三四才の幼兒が母の笑顔を見て喜んで乳房をなぶつたり父の苦い顔を見て泣きさうな態度をしたりするけれども未だそれでは道德的知見によりて行動したとはいへ

ない。眞の道德的知見は年齢と共に兒童の聯想作用が發達し思考作用が進んで来るにつれ漸次養成されるので先づ小學校入學の頃から發達する。而して學校教育時代は勿論人生を通して成長發展するもので所謂創造的進化的過程をとるものである。

三、道德的意志實行の習慣

1 意志發達の階段

イ、幼年期Ⅱ幼稚園時代迄

衝動動作の發現時代にして單純な刺激や感覺或は觀念によつて動作する時代から進んで自己の快苦を動作の標準とし尙幾分は他人の快苦を聯想して行動を支配する時代。

ロ、少年期Ⅱ小學校

此時代に於ては追々複雑多様な事物事象に對して思慮し選擇し決定する有意動作の時代となる。従つて我意を固執し意地を通して自分を赤裸々に發表する。又競争心も中々盛に發露するが頗る純潔で他を嫉むといふ様な點はない。然し此時代の終り頃から自己反省の念を生じ更に段々他人を尊重して利己的行爲より利他的社會的の道德的行爲が發露するに至るのである。

ハ、青年期Ⅱ中學時代

一種の理想が湧然として勃發し其理想を追ふて動作する道德的有意動作として現はれる時代で社會道德の傾向が益々發達し正義のため或は公衆の爲學校の爲友人のために百難を排して邁進するといふ様な強固な精神があらはれて其發露實行の道を要求する時代となる。

2 習慣の養成

道徳的意志の發達は大要前節の過程をとるけれども勿論劇然たるものではなくして青年期に於ても尙少年期、幼年期の特徴を發露することもある譯であるが此三期の心意發達に即して次の如き習慣養成上の注意を要すると思ふ。

幼年期 衝動を正しき仕方で満足せしむる習慣形成

少年期 自己發表の習慣及社會道徳の初歩實行の習慣形成

青年期 社會道徳公民道徳實行の習慣形成

即ち兒童は家庭にありては父母の教訓或は隣人先輩友人等の話殊に學校の教育によりて漸次道徳的識見の發達を見るに至るのであるが未だそれだけでは意志實行には至らぬので父母教師の暗示や指導や獎勵によりて道徳的行動が反覆され習慣づけられ善意の實行實現が多量の満足であり若し實行不可能の場合は不快の感に堪えぬといふ様な人にならねばならぬ。而して一の道徳的行動が習慣となれば更に理想は向上して他の道徳行動の習慣を形成するといふ風に習慣のための習慣ではなくして向上進歩のための習慣たらしめることが大切である。

四、道徳的 感情

道徳的感情は道徳的意志實行の動力である故に感情が強烈であれば實行の意力も旺盛なると譯である。之れを發露する方面から分類すると次の様になる。

1 知 的 情 操

事物の眞理を愛し虚偽を嫌ふ感情であつて眞理に合した行動は他人の事でも自分の事であつても満足と快感がある。之に反した虚偽、錯誤の行爲は他人の事でも自分の事でも不快、不満、不安心な感がする。兒童の生活に虚言の多い

のは眞理を愛するといふ情操の薄弱である爲に生ずることが多い。吾人が人と約束をしてそれを履行せなかつた時一種の不安を感じるのも此情操の満足が出来なかつた爲である。

2 道 徳 的 情 操

善を愛し喜び惡を惡み惡を嫌ふ感情であつて善事は他人の事でも自分の行爲でも安心平和を感じ惡行爲は他人の事でも自分の事でも不快不安心を感じるのは此情操の動きである。之れは兒童が將來道徳實行正善實踐の人となるには非常に大切な感情であつて最初は父母、兄弟、隣人等個人に對する事實によつて生じたものが漸次國家的社會的の問題に目ざめて来る。

3 美 的 情 操

美を愛好し醜を嫌ふ精神状態であつて道徳的情操と關聯する所が多いと同時に知的情操に關聯する統一的調和的のものである。特に正善實行の道徳的行爲には美の要素が含まれ下劣野卑の欲求を捨て高尚にして美はしい品性を好むとか雄大なる自然の美により精神も自然に雄大高尚となる等美感の養成が徳性の涵養に至大の關係があることを考へねばならぬ。

五、訓 育 の 要 諦

訓育の要諦は他律的より自律的たらしむるにある。即ち道徳的意志及行爲には外界の刺激誘導によりて受動的に行爲する他律的のものと自發的自治的に自分の心や行爲を整理統制して正善の實行をなす自律的のものとがあるが最初は他律的より漸次に自律的に進ましめ最後は高尚なる動機を自ら求め自主自律正善を容易に行ひ得る人、孔子の所謂心の欲する所を行ひて然も矩を越えないといふ境地ヘルバルトの内心自由の雅境に達せしめねばならぬ。

六、訓育の機會

人の生れてから死ぬ迄訓育の機會は不絶である。否訓育は胎教より始まるべきであるが然し餘り廣範圍に亘るは此研究の目的でないのであるから大要左記の如く限定して之れが徹底方法を論述したいと思ふ。

1 家庭に於ける訓育

入學前の獨立訓育
學校教育の補助訓育

2 學校に於ける訓育

間接陶冶
直接陶冶

3 社會環境に於ける訓育

物的環境
人事的環境に處して

七、訓育上の難點

兒童は家庭を背景として學校及社會の一部に生活するものである、故にそれ等の總べてが教育的であつて兒童の道德生活を向上善導するに都合よく調和統一して居ると訓練の徹底は頗る容易である様に思はれるが事實は中々左様でない。

第一、家庭に於ては父母が兒童其者を理解することが足りないで愛に溺れて惡習慣を形成する事が多い。又理性的に統一ある指導を缺き時には父母長上自ら頗る芳しからぬ自然性を發揮して惡模範暗示を與へることも少くない。

第二、教師が兒童の個性及び家庭の真相を充分理解せずして劃一的形式的な取扱ひに終ること、例へ兒童其者を相當

理解して居ても周到な計劃と施設によつて繼續的に努力する熱誠が足りない。又一面には學級の兒童數多きに過ぎ到底手の届き兼ねる點も大いに考慮すべき問題である。況んや頻々として交迭轉動等の續出する様では繼續的努力の行はれ難いことも止むを得んことであるまいか。

第三には社會環境は模倣性に富む未だ批判的能力の乏しい兒童に對して日々犯々無遠慮に非教育的な刺激と印象を投じ然も其大部は兒童の低級な本能衝動に迎向され易いため頗る有力深刻な惡傾向に導くものが多くあること等の難點がある故に訓育の徹底を期するには家庭學校及び社會環境の三者を教育的ならしめ努めて善良なる空氣の中に包容すると共に父母教師の周到熱心なる注意努力が大切である、依つて以下各項について訓育方法を論述する。

第二編 家庭に於ける訓育

第一章 兒童に對する理解

一、兒童の生活

兒童の生活特に幼年期に於ては多く本能衝動の生活である。單純なる刺激呼應の生活で殆ど反射運動的生活である兒童は決して大人の縮圖ではない兒童は兒童として兒童期獨特の生活をして居ることを父母長上は先づ理解してやらぬばならぬ然るに曾ては自分も其時代を経過したことを忘れて現在の境遇、經驗、理想、信仰、甚しきは他人に對する虛榮的な考へから徒に兒童を壓迫したり干渉したり或は誘發したり煽動したりして反て兒童を誤ることは眞の愛護ではない、同情のある見方ではないと思ふ。母親は外形的には隨分我が子の爲には心配もし苦勞もして蚊のかんだ跡ま

で知つてゐるが案外心意發達の方面には無頓着なのが多いことは家庭一般を通しての短所ではあるまいか、要は父母は兒童の生活を理解することが訓育の第一歩であると思ふ。

二、兒童の本能

本能は神経系筋肉系内に基礎を有する生得的の活動傾向で其種類頗る多いが其中には兒童期には發現せないものもあるから茲では兒童期に於ける道德育教に關係の深いものを擧げて見ると次の様である。

1 自己保存

求食本能 營養を攝取すべく間斷なく何物かをあさる。

恐怖本能 最初は震動音響等は驚異するも漸次長すると見知らぬ人を恐れる等後には經驗的恐怖、想像的恐怖も混する。

争闘本能 憤怒となり喧嘩となることの多きは争闘本能のあらはれである。

求友本能 友人を求め然も自分の年齢に近きものを好む。

羞恥本能 事毎に恥かしが然し之れは比較的長じて發生する。

嫉妬本能 排他的行爲隘口となつて表はるゝ等之れも比較的長じてあらはれる。

名譽本能 賞讃の辭を喜ぶ。

摸倣本能 言語動作等無批判に真似る。

3 適應本能

好奇本能 何事にも興味を持ち見聞し實驗し研究せんとする。

遊戯本能 少しの間も靜止する事は出来ぬ不斷何事か活動せざれば止まぬ。

2 社交本能

4 所有本能

蒐集本能 木片紙切糸屑等何でも集めてよろこぶ。

所有本能 少しでも多く所有したがる。

5 構成本能

破壊本能 手當り次第に破壊せんと試みる。

建設本能 製作、工夫。

6 發表本能 言語に動作に何でも發表したがる。

三、遺傳の事實

人は人格的には平等であるが生物學的には亦遺傳性の事實を認めねばならぬ。遺傳に關する學説は種々ある。ガルトン氏は祖先遺傳の法則、子孫回歸の法則を述べた。ワイズマンは生殖質の連續説を唱へ、メンデル氏は生殖細胞の潜在性は全く同一のものはない況して相違する生殖細胞の結合する際は新しい特色があるものを生ずるといふ説を立證した。然し今之れを彼是論するは其本旨ではない、要は遺傳の事實を認め訓育上に考慮する爲であるから結論のみを述べると。

1 子は一般に兩親に似るものである。

2 遺傳は祖先からも來るものである。

3 遺傳は還元する傾向がある。

4 遺傳の特徴は成長の期間に於て發現する特に青年期に於て素質がよく發展する。

要するに兒童は單純の兒童でないことを考へたら其性行體格等改善助長に大いに考慮せなければならぬ。何物かゞみとめられる。

四、兒童の道德心發達

兒童の生活は本能衝動の發露で善でもなく悪でもないものが多い。それが父母、長上の賞讃或は非難を受けて始めて社會的規律といふものが合点され或は父母、長上の模範暗示を見たり聞いたりして其所に道德に對する萌芽が現はれかける。又嘉言善行を聞いて幾分は道德に對する理想も芽生えて來るので要は經驗と環境によつて作り上げられる譯であるがそこに本能や遺傳のために道德心の發達を早めたり或はおくらしめたりすることがあるのは勿論である。故に此時代に於て父母、長上者は兒童をよく理解し善良なる刺激と暗示をあたへて本能衝動の純化善導を圖り習慣を形成することが大切である。

第二章 家庭に於ける兒童訓育法

一、訓育の目標

兒童期に於ける家庭教育に於ては身体方面の保護攝食と道德的良習慣の養成が主である。前者は別問題として然らば如何なる良習慣を教養すべきかといふと大要次の各項であると思ふ。

- 1 よく服従すること 強制でなくよろこんで従ふことに迄。
- 2 生活の規律 飲食、睡眠、遊戯等に規律を立てる。
- 3 衝動の自制 各種の欲求をなす時或條件をつけて自制さす。
- 4 自己反省 行爲の結果の善悪快不快より反省さす。

5 高尚な動機 自己のためといふよりも人の爲家の爲大勢のためといふ風に高尚な方面の満足を求める。

二、良習慣の養成

1 教養すべき習慣

- イ、就眠起床食事の時刻を守らすこと(大人と同一でない)
- ロ、洗面、ウガヒをなさしむ。
- ハ、被服、玩具、履物等の整頓。
- ニ、言語、應答を明瞭にすること。
- ホ、言葉づかひを上品にすること。
- ヘ、服装を正しくすること。
- ト、便所を不潔にせぬこと。
- チ、食事の前には手や顔を洗ふこと。
- リ、食品をよく咀嚼し且つ靜にすること。
- ヌ、朝夕、父母、長上に挨拶すること。
- ル、神佛を禮拜すること。
- ヲ、出入を必ず父母に告ぐること。
- ワ、自分のものと人のものとの區別を明にすること。
- カ、間食のために金錢を消費せぬこと。

ヨ、家庭作業を課すること。

- A 物品の運搬補助
- B 簡単な買物をなさしむ
- C 戸障子の開閉
- D 家畜の飼育或ひは餌をやる
- E 室内の物品整理掃除
- F 庭園の落葉を拾ふ
- G 盆栽類の撒水
- H 小庭門前の掃除
- I 菜園の手入補助
- J 臺所の手傳ひ等

2 習慣養成上の注意

- イ、父母長上の善良なる暗示によること。
- ロ、児童の本能衝動を善用すること。
- ハ、適當なる獎勵鼓舞をなすこと。
- ニ、決して高壓強制の手段に訴へざること。
- ホ、全家族歩調を一にして自然に家風に感化すること。

三、児童訓育上の心得るべき事項

- 1 児童は本能的に又經驗的想像的に恐怖しやすい故になるべく恐怖心を起す様な機會に遭遇せしめぬこと、なるべく知識によりて誤解をとくこと、誇張嚇嚇的な話或は妖怪變幻の話をなさしめぬこと。
- 2 児童はよく虚言をいふものである、然しそれは多く座興のこと、記憶と混同したもの、夢と事實を混同したもの等もある、これ等は自然に改まるから深く咎めるにも及ばぬ。然し時には利己主義的の虚言もあるから或は名譽心に訴へ或は將來を誓約さすなど靜かに悔悟に至らしむべきである。
- 3 児童はよく怒るものである、此の場合父母たるものは其の憤怒の動機をよく考察せねばならぬ。そしてそれが生理的方面的の影響であるか或はそれが児童の自我性の發露であるかを辨別し素りに叱責したり或は恐迫したり又物品を與へたりしてはならぬ。而して生理的の障害ならば其の障害を除去すべく自我性の勃發ならば靜に感情の轉換を圖

り然る後に徐に訓諭を施すがよい。

- 4 児童はよく喧嘩をするが又直ぐ仲直りをするものである。而して其多くは權利の侵害、即ち所有物の争奪及侮辱的の言語態度が主因となる様である故に父母は物に對する觀念を明確にし物品の分配を公平にし又幼弱者を嘲弄擲擄するは卑劣な行爲であることを知らしめ父母自らも争論をつゝしみ争鬪に關する自慢話等をせんこと。
- 5 児童は遊びすぎるものである、これ社交本能遊戲本能の發露で何人と雖もこれを壓迫することは出来ぬ。其の遊び仲間の家庭性行遊戲の種類等に注意して成るべく自由に寛大に善導すべきである。
- 6 児童は種々なるものを蒐集するもので雜然と菓子箱の様なものの中へ貯へて喜ぶ、これを父母兄弟が嘲笑したり粗末に蹴散したりしてはならぬ宜しく整理分類命名保存といふ風に導くのである。
- 7 児童は時々自我性を發輝して強情、反抗、不從順な行爲をなすものである、特に七八才頃から此傾向が一層鮮明になり、何事に於ても先づ自己自身を發見し、而して後に他人を見るのである、此の時期に於て父母、長上は干渉壓迫にすぎると消沈無氣力の人間になるか或は不平險惡却て反抗的の人間となるおそれがあるからむしろ靜常の氣分に復するを待つて簡明に訓戒するがよい。

第三章 家庭訓育より學校教育へ貢獻

一、家庭と學校との連絡

家庭と學校とが孤立しては到底訓育は徹底しない宜敷く家庭は學校に接近して家庭に於る児童の生活狀況を詳細に説明し其長所、短所、從來の教育方針、訓育手段等を説明して將來の教育方針を打合すと共に學校に於ける實情を聴取

し協調して個別的訓練の徹底をはかるべきである。特に児童の個性方面は往々愛にからまれて父母としては明瞭に知悉し難い点が多い。所謂子を知る者は親なり、而して子を知らざるも親なりの語は慥に眞理がある。盗人を捕へて見れば我子なりの川柳は此邊の消息をよく洞破して居るもので比較的公平に冷静に判断し且つ教育的に觀察せる學校長受持教師の言は大いに傾聴すべきである。今特に注意すべき点を摘記すると、

- 1 學校及びその學年の教育方針をよく了解し我が子の言動に留意すること。
- 2 下級幼年生は正直に教師の命令を遵奉するものであるから多少教師の命令訓示等に不可解な点があつても児童の面前で非難或は悪評をせぬこと。
- 3 動もすれば教育ある父兄は児童の面前で己れは學校の先生より地位が上だ、先生より己れが學問が上だぞといふ風に威張りたいたいものであるが、何ぞ知らんそれは却つて我子をしてやがて父母教師の命令を破棄する不従順者にならしめんとは、斯る例はすむ分たくさんあることで心すべきである。
- 4 學校は共同訓練の長所はあるが動もすると個別指導に缺陷があるから注意して家庭で補充すべきである。
- 5 前途の方針職業選擇につきてはよく教師の意見を斟酌し徒らに自己獨特の偏見に走つたり虚榮的選擇に陥らない様に心掛くることが大切である。
- 6 我子の性行に就きては忌憚なく教師に開陳し教育方針及方案を協定すべきこと。
- 7 隣保共同して児童の風紀を取締り特に非教育的な興行物或は遊戯等を除去することなど。
- 8 児童の讀物に注意しその内容を調査して輕佻浮薄の思想に感染せしめぬこと。

第三編 學校の訓育

第一章 教師論

一、教師の兒童に及ぼす影響

理論上からも亦多年實際上からの經驗に徴しても教師の兒童に及ぼす影響は多大である、表裏のある教師の受持兒童は何時の間にか表面をつくらふ風が出来る、勤務を怠る教師の受持學級は出席歩合がよくない、磊落粗暴な風ある教師の受持つ兒童は亂暴な傾向が生じ不規律な教師の下には矢張り不規律放縱な兒童が出来る。之れに反して研究心の旺盛な教師に教へらるゝ兒童は何時の間にか研究的態度を養成せられ言語動作の靜淑にして沈着な教師の下にはしつくりと落ち着いた學級が出来ることは多年の體驗によつて立証することが出来る。特に學科の方面に於ては一層その色彩が鮮明である、唱歌の趣味ある教師が受もつと兒童は唱歌を愛好し圖畫に堪能な教師のもとに圖畫の趣味者を多く作り綴方の巧な學級はきつと教師が文の創作に長所がある、能書な教師の受持兒童は筆記帳の文字まで類似して來る蓋し之何を物語るものであらうか。松下村塾に明治の人傑を輩出し水藩に歴代勤王家を出せし等故あるかなである。

二、既成の良教師は得難い

教師の人格手腕の兒童に及ぼす感化の偉大なるは今更論する迄もないことであるが、現在の制度組織に於ては中々縦から見ても横から見ても完全であるといふ様な教師を得ることは頗る難事である。知能に於て徳操に於て体力に於て常に實踐躬行の如くなれといふことの出来るやうな人は千人中一人もあるかないかわからぬ。然らば今の教師先生は皆教育者たるの資格がないといふのかと或は叱られるかも知らんがそれは決してさうでない。何時の世何時の時

代が來ても人間が教師になる間は矢張り今日と大差のない状態が反復されることだらうと思ふ。松下村塾の偉人松蔭先生でもやはり強いて非難をすればないこともない。要は自ら吾は未成品であることを自覺して共學の態度を以て理想を追ふてすゝみ向上の一路をたどる人であると共に職務をたのしみ兒童を愛し而して全体としての學校を思ふ念情厚く道のため趣味のために自己犠牲を辭せない人であればよいと思ふ。

三、教師の人格六條

- 1 明知の人であつてほしい。現在の科學的知識の豊富なるは勿論倫理道德に關しても穩健なる知見を有しそれが修身教授にも他教科の取扱ひにも又平素兒童との交渉にも奥ゆかしくほの見える所に自然に兒童の理解と感動が湧然として發露するのである。
- 2 純真なる性情の人であつてほしい。清く美しく優しく細かな愛の所有者そこに暖味のあること母の如く然も何所かに高潔純真犯すことの出来ない感のする人は兒童の氣分を作興することに偉大な力がある。
- 3 實行に努力する人であつてほしい。議論や話のし流しで尻くゞりの出来ない人、即ち言論の雄者でなく實行の人でなければならぬ。兒童にのみ要求するのではなく自分から先立となつて着々やつてのける。而して先生も中々實行修養に努力してゐるなあといふ暗示と共學の態度を兒童に示すことの出来る人であつてほしい。
- 4 自己改造の出来る人であつてほしい。靜かに赤裸々な自己を眺めて先づ自己を知り如何に貧弱に如何に淋しい自分なるかに氣付いて自覺自憤の念生じた時克己もし自制もし精進努力もして無限に自己改造の出来る人であつてほしい。
- 5 大同協調の出来る人であつてほしい。自分の研究や修養が常に鼻先にぶら下つて我獨り顔を振まひ同僚や四周の人

と調和のとれない人は假令その人が多少卓越した点があつても全校の空氣を惡化して反つて教育の實績が擧がらぬことになる、さらばとて雷同不和の無定見では尙更不可である、所謂圓滿の中に一圭角があつてほしい。

6 圓滿な家庭の人であつてほしい。道德上にも經濟上にも余り故障のない人がよい、家族間が不和であつたり、經濟上の獨立が出来ぬ人は兒童及び父兄の尊信を缺ぐのみならず、其人自身としても何所かに平靜を缺ぐ点があつて落付いた教育訓化の人になれない感がする。

四、教師の道德觀と訓育

1 道德觀確立の必要

學校生活家庭生活を通じて教育は兒童をして將來個人として亦國民としてその生活を道德的ならしむる爲の手段過程にすぎない。故に教師は道德そのものを體驗し信仰するのみでなく常に道德に對する穩健なる知見を有し深遠なる理想のもとに兒童の行爲を批判し推賞し善導する必要がある。統一なく核心なき指導は矛盾を生じ背反となり朝令暮改となり遂に兒童をして歸嚮に迷はしめて人の子を傷ふことになるを思はねばならぬ。

2 道 德 觀

イ道德は人間相互の關係から生じ來る自然の要求である、人間には自然的欲望がある、此方面の欲望に従ふてゆけば主我的となり個人主義となり弱肉強食となる、それでは人類全体は勿論自己の生存も安全でないことになる。所が人間には又一面に相互に共同幸福を望む協調慾といふものがあつて家族と和親し隣保相助け更に國家的世界的に皆共同して文化の發展を遂げ理想の社會を實現することに努力する。茲に所謂國民道德を生じ或は國際道德とか人道とかいふ道德を生じるに至つたものである、故に人間をはなれて道德の必要はない。

□ 道德は受動的消極的のものでない。道德は發動的積極的のものである、例へば從順の徳といへば何事も盲目的に従ふ、この如く考へるのでなくして從順なるべき理由と必要を發見して心から従ふべきである。孝道はその人の境遇に應じて如何にして親を喜ばすか安心さすかといふ仕方の創造である、公益といへば自己を愛する心の擴張として廣く社會を愛する心の表れが色々の事業に實現されたもので止むを得ずとか仕方なしとかいふ様な受動的消極的のものでなく常に創造進化的發展的のものであること。

△ 道德の形式は進化するものである。
 道德の本質は變化なきも其形式は時代によりて變化し進化すべきである。例へば仇討は昔は孝であり忠であつたが今日はむしろ不孝であり不忠である如く、昔は陛下を拜する時は目がつぶれるとて一般に戒めたものが今は克く尊容を拜して皇室と臣民との間を接近せしむべしとなす、昔は父母いままさば遠く遊ばざるが孝であつたが今は海外發展殖民開拓が大なる孝道たる等親を思ふ眞心君に盡す至誠は變らざるも其表現の仕方即ち道德の形式は變化するものである。

ニ 道德は自律的のものである。既成の道德律を以て兒童を律すべきでない之れを資料として自らよりよき道德を自律的に構成し建設せしむべきである。他人の道德律や嘉言善行を注入してもそれで道德は高まるものでない、自己を反省し自己の經驗を改造し自己を成長せしめねばならぬ。

3 教師の國民道德に對する理解の必要

イ 我國國民道德の特質 我國道德は社會組織の事實に基き上下三千年の歴史を背景として發達せしものであるから他國民の模倣追従の出来ない特質を有することは勿論である、されど個々の徳目は中外に共通する。今之れを教育勅語に表はれたる点より考察すると。

A 君民一徳となること。

B 忠孝を重んじ然も孝よりも忠を根本的のものと考へること。

C 忠孝一本なること。

D 總べて徳目は忠孝に歸結すること。

□ 我國國民道德と教育勅語

教育勅語は我國民の守るべき道德即ち我國國民道德を明示せられたものである、故に勅語の道即ち我國國民道德である、今勅語を謹解すると。

一、國體の精華

1 國を肇むること宏遠即皇統の無窮

2 徳を樹つること深厚

3 臣民の忠孝

— 教育の淵源

二、精華發揚の道

父母に孝兄弟に友朋友に信夫婦の和恭儉持己、博愛、知能開發
 徳器成就、公益世務を開き、國權國法に遵ふ、義勇奉公

忠良の臣民 — 忠
 天壤無窮の皇運扶翼 — 忠
 祖先の遺風顯彰 — 孝
 忠孝一致

三、君民一徳内外古今に共通すること。

八、我國國民道德に對する信念の必要

信念即ち意識の統一の意であつて我國國民道德に對し淵源の深遠なること、特質の善美なる事等に對し直接經驗により或は科學的哲學的基礎より理論的に究明することにより確信を有することはやがて兒童に國民道德を體得せしむる根本問題である（而して科學的哲學的基礎は吉田熊次博士國民道德の教養を参照）と思ふ。どうも此點に

信仰を持たない人は動もすれど外來思潮に動搖したり迷ふたりして節操を誤る事になりやすい。

五、教師の準備

兒童の訓育をなす前に先づ自ら其學校の教師たらねばならん（辭令といふ様な任命形式ではない）教師たると共に兒童を知り家庭を知り社會環境の實狀を知つて訓育徹底上の共通施設を考案すると共に兒童各個の訓育方針訓育細目を設定せねばならん。第何學年としては目標はこの點迄進める。而してA生は特にあの點、B生はどの點といふ風に各種の事情及び個性習慣等を考察して具體的個別的指導案を準備せねばならん。兒童調査、家庭調査、環境調査は要するに具體案個別指導案發見の爲である。教師はこの準備を見ないでは到底は望まれない。

六、學校と有機的關係を忘れな

個人としては立派な人であつても學校と云ふ一つの統一體である。共同團體の生活を通じて兒童各個の個性を伸展せしめ併せて共存共榮の國家公民たる精神訓育を行ふに當つては二十人の教師が二十人思ひ／＼の主義方針を以て相談らんといふ風では到底實績は上らん矢張り學校の訓育方針に歩調を合して全職員一體となつて着實に努力せねばならん。

其方法は學年により兒童によつて所謂學級化し自己化することは固より結構である、世間往々中學校等に同盟休校とかストライキとかいふ一種の爭議を勃發することのあるは多くは教師の中に學校と一體にならず有機的關係を忘れて自ら威張らうと思ふたり小野心に驅られたり多少の感情問題から生徒を煽動したりする教師の裡面に潜伏することは珍らしくらい、斯くては到底訓育の徹底は不可能であるのみならず自己自滅破壊に陥るので恰も小學讀本卷八にある

胃と手足耳目などの爭議の様な結果となるのである。

何と言つても全職員の共同之程力強いものはないけれどもそれにはよほど教師が自己を犠牲に供する所の尊い信念に生きて居らんと中々難事がある。然しそれが出来ない人は少なくとも自分一人で私塾でも開くなり兎に角今日の學校といふ所で教師たるの資格はないと思ふ。

要は教師が歩調を一にして學校といふ國體の生命成長を企圖とする眞善共同の人でなければならん。

第二章 訓育の前に兒童を知れ

一、兒童調査の必要

實在の顯在が人間であるから論理的には各一様である様にも思はれる、少くとも従來は左様な見方で殆んど劃一的に取扱つても訓育の全然出來んものではない、然しそれでは眞の徹底したものにはなれない何とならば兒童は身體的にも精神的にも先天的にも異なる素質を有し加ふるに生從の環境や教育によつて更に大なる懸隔が生じて居るからである。恰も開花の時季を異にする草花の種子を同一温床で培養しても同一時期に花は開かん様なものである。園丁の種子が個性を知つて適期に適法を以つて栽培する如く教師も兒童の通性をよく調査して訓育の基調と方案を定め因人説法應病施藥の妙法を案すべきである。

二、兒童調査の方法

1 兒童調査の困難

道徳教育の方面から児童を調査した。文献は寮間で餘り多く耳にせない只先年東京高師の附屬小學校で道徳意識に關する調査を行つた結果を何かの雜誌で見ることがあつた。然しそれとて東京の上流家庭に於ける子弟の道徳觀念が寒村避地の児童にまで普通性があるかないかは全く保證は出来ない。實際児童の個性を一學級六七十人の児童に亘つて適確に調査し一人々々指導の法案を定めても一日三時間や五時間の學校時間では全部の児童を善導する程の機會があるかないか知らん、又教師其人の頭腦の精粗、道徳の理想、信念や乃至氣質、感性等によつて調査そのものが果して適切な結果を得たりや否やも現在の科學的研究法では頗る怪しいと思はれる、さらばといふて無鐵砲、無計劃では尙更頼りない語であるから出來得る限り方法をつくすの外はない。

2 主觀的調査

教師は児童の學校生活を通じて精細に彼等の内面を見出し彼等の道徳的識見、道徳的情操のあらはれ慣習等を密に洞察して指導案を立つること。

3 家庭訪問の聴取

毎年期の始めには児童の家庭を訪問して家庭に於ける児童の生活狀況特に第二篇第二章に詳述せし児童の道徳的習慣の形式狀況を聴取し併せて父兄の訓育方針及意見を聞き尙校外遊戯中に於ける児童の言語、動作、交友關係等をも調査すること。家庭訪問要領は左記の如くである。

知 好父兄ノ 學心ノ	重 兒
	所 住
好兒童ノ 學心ノ	調庭家 兄祖 計父 弟母
	宗職父 教業母

4 試問法

料 資 育 体				料 資 育 徳				料 資 育		
疾既 往患ノ	食間 ル食 カラ	嫌食 物好ノ	眠起 時床 刻就	手家 傳事 フヤ	ナ性 キカ カ癖	ナ從 ルヤ 順	順主 練ナ 者	ノ學 供用 給品	教課 授外	讀家 庭物ノ
希學 校望ノ	希父 兄望ノ	衛留 生意 事項	健父 母否ノ	希學 校望ノ	希父 兄望ノ	見興 ル行 カ物	ハ小 如使 何錢	希學 校望ノ	希父 兄望ノ	狀復 習況ノ

特別に道徳に關する理想及實行に關する問題を提出して口答或は筆答せしめ一は其學年として程度を測定すると共に一は其子供の道徳意識の發達程度を考察すること。(本校の實際例を略す)

5 身體及知能測定

兒童の身體發育及健否の狀況一般知能の發達狀況も又德育上重大の關係があるから可及的詳細に調査測定を行ひ兒童知悉の資料とする事は大切である。特に兒童の氣質感情の方面は身體の生理狀態に左右せられる事が多い。又知能の低格者中からは犯罪者を出すことが比較的多数で少年犯罪者の四分の一はこの低格者である事は統計の示す所であるのを見ても教師は是非研究調を要する問題であると思ふ。

イ、身體方面の調査

A 兒童の生活史 受胎より現在迄の營養疾病發育等 B 身體の機能 主として内藏機關の機能の健否

C 發育現狀 身長、體重、胸圍、頭圍縱徑橫徑、體溫、脈搏、呼吸、睡眠、疲勞程度、視聽力、齒牙、疾病、等

D 身體の發育と精神年齢との關係 E 所謂體力測定 F 身體の機能と知能發達との關係

ロ、知能測定

▲ 知能指數の筆出

一級中兒童の知能年齢の差は可なり著しいものがある。教師は動もすれば之を無視して優劣を判定したり道徳意識を云爲したりする事は珍しくない。而して之の知能を心理學的に檢定しようとするものが所謂ビネーシモンのメンタルテストである。

メンタルテストによりて檢出された知能の段階を年齢的に表はしたものが、精神年齢である曆の年齢で精神年齢を除したものを知能率といふ。精神年齢と曆の年齢とが同一な場合は知能率は一である。之を百分率で表し

1×100として100以上なるを優100以下なるを劣として次の如く等級を附す。

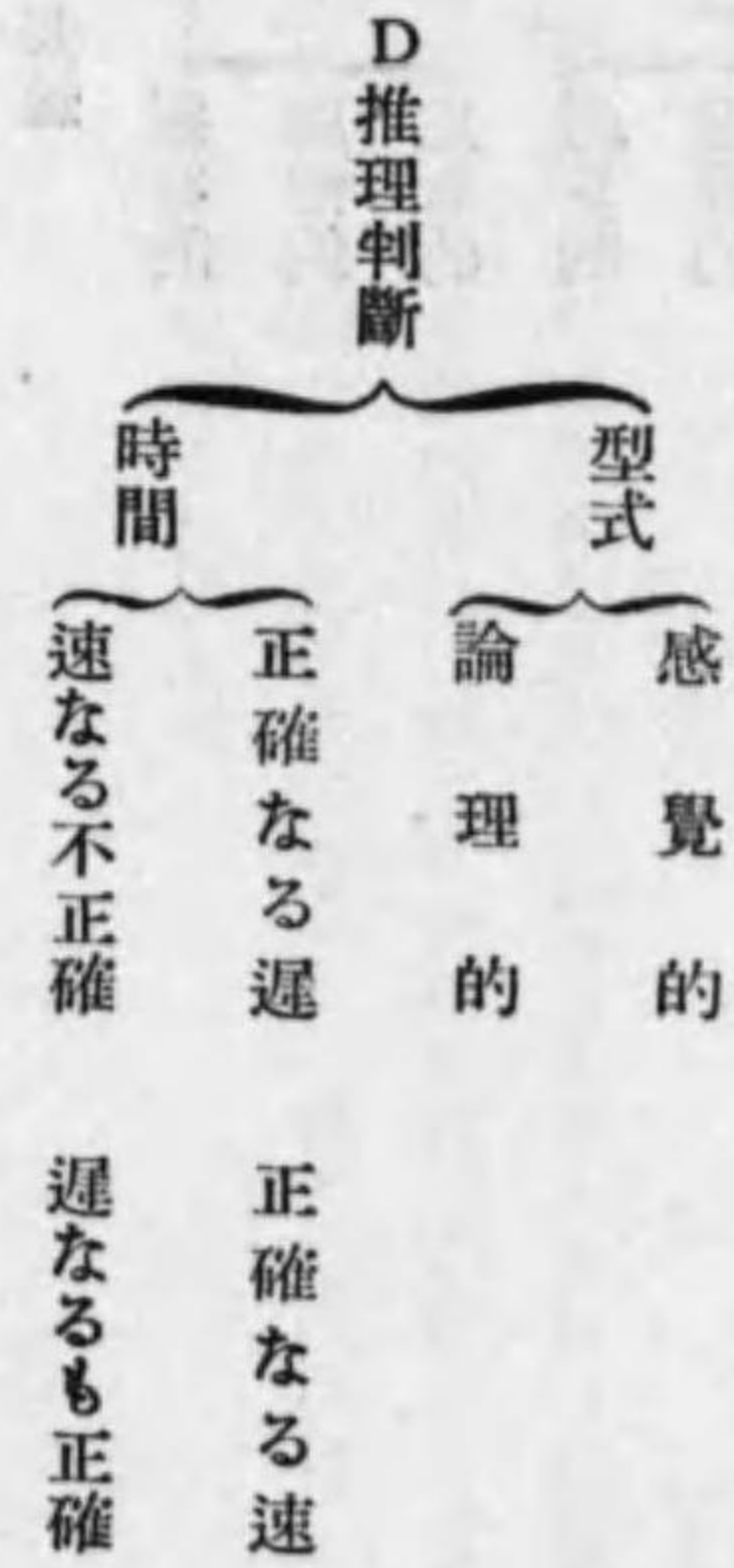
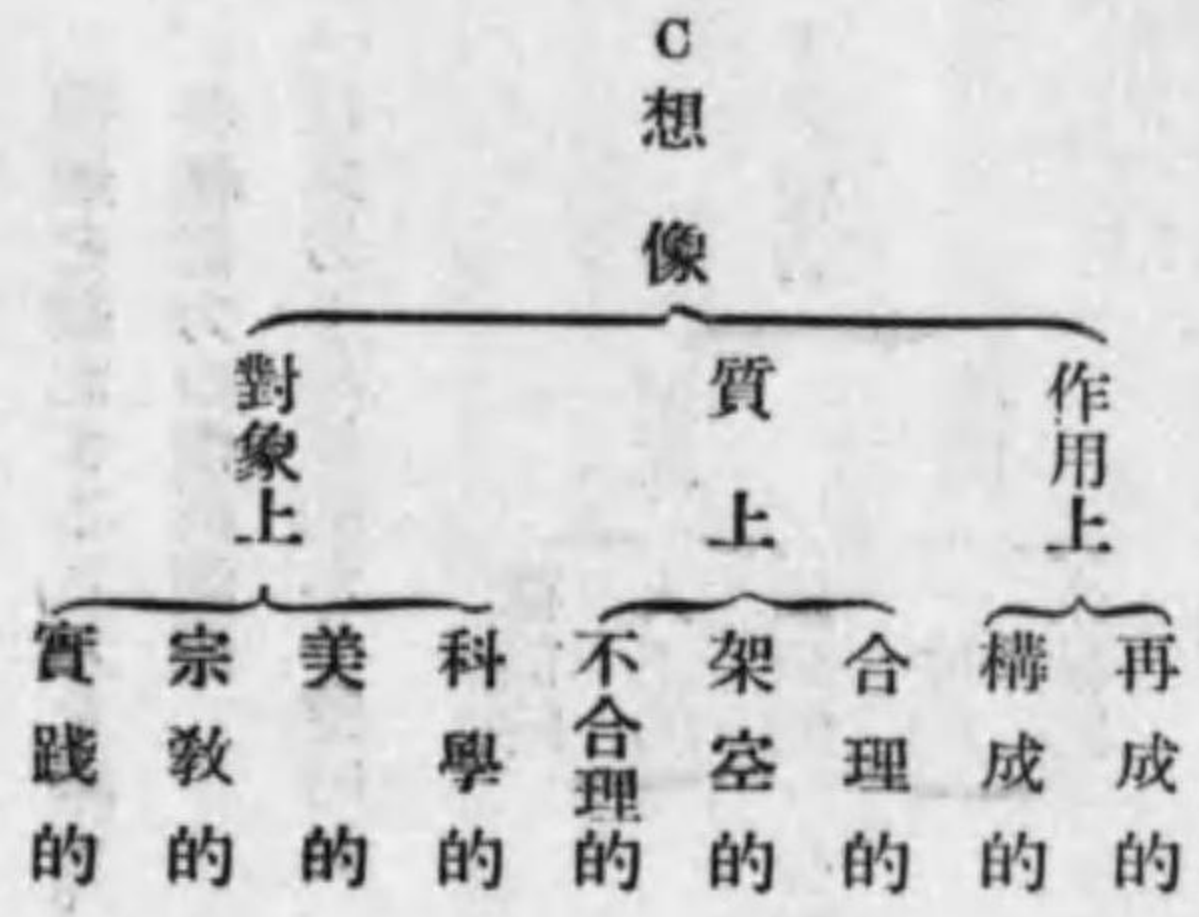
知能率	等級	知能率	等級
140 以上	天才又は天才に近き者	120-140	極めて優秀兒
110-120	優秀兒	90-110	普通兒
80-90	遲鈍稀に精神薄弱兒	70-80	劣等兒
50-70	精神薄弱	25-50	低能兒
25 以下	白痴兒		

知能年齢を拾出する問題は研究家によつて多少の相違があるが文學士江上秀雄氏の問題が適當であると思ふが問題を摘記することを略す。

ハ、各種能力の個別調査

A 注意力 集注的か分散的か 持續の長短





6 氣質調査の標準

種類	感情の興奮性	變化性	強度	特徴
多血質	易	變易性	弱	快活輕薄社交に長じ才子振る
胆汁質	難	固執性	強	意志強く勇往邁進的傲慢にして剛情
神經質	易	變易性	強	着實敦厚沈思默考優柔不斷、稍厭世的
粘液質	難	固執性	弱	冷靜、恬談

7 氣質調査の必要

氣質は道德實行方面の指導上重大なる關係があるのみならず職業選擇上にも考慮すべき條件であるから教師は各種

の機會を捕へ細心に調査する必要がある。最もよい機會は運動競技、筋肉作業、課題作業、學習作業、遠足運動等の場合によく氣質の特徴を發揮するものがあるから此の機會を逸せないこと。而して氣質の分類は四種に分かれてゐるが實際はかく明瞭區別されてゐるものはない。混合型のものも多いのであるから比較的色彩の濃厚な位に止まるものがあることは豫め心せねばならぬ。

第三章 訓育の前に兒童の環境を知れ

一、環境

生物學的に考へると環境とは有機体の生活機能に關係ある周圍の諸事情であつて生活機能に關係のない事情は環境でないといふ事になる。而して之を分類すると自然的環境、即ち地勢氣候等又人事的環境、即ち人情風俗生業政治經濟通信交通先輩偉人各種社會事象の兩方面がある。之を表示すると次の様になる。

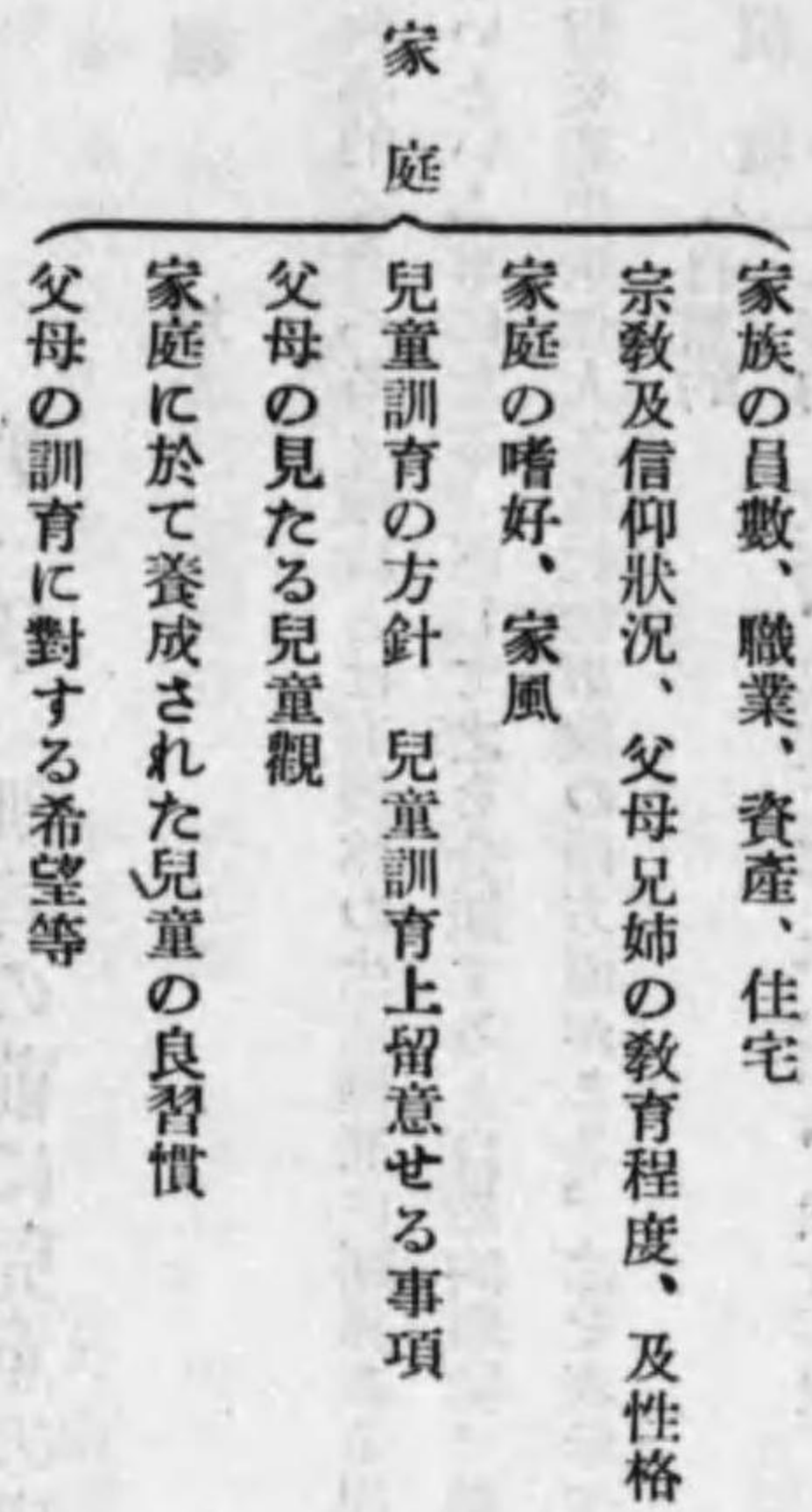


二、環境と兒童

環境は兒童生活の舞臺である舞臺が悪いと役者の活動がよく見えない様に日々夜々環境から與へられる刺戟印象の良否は兒童の徳性涵養上に重大な關係がある。環境を考慮せずに訓育の徹底は圖られない。されど自然的環境は教育的には俄に如何ともしがたいから暫くおいて人事的環境の方面を考慮して兒童訓育向上の資料と思ふ。

三、環境としての家庭調

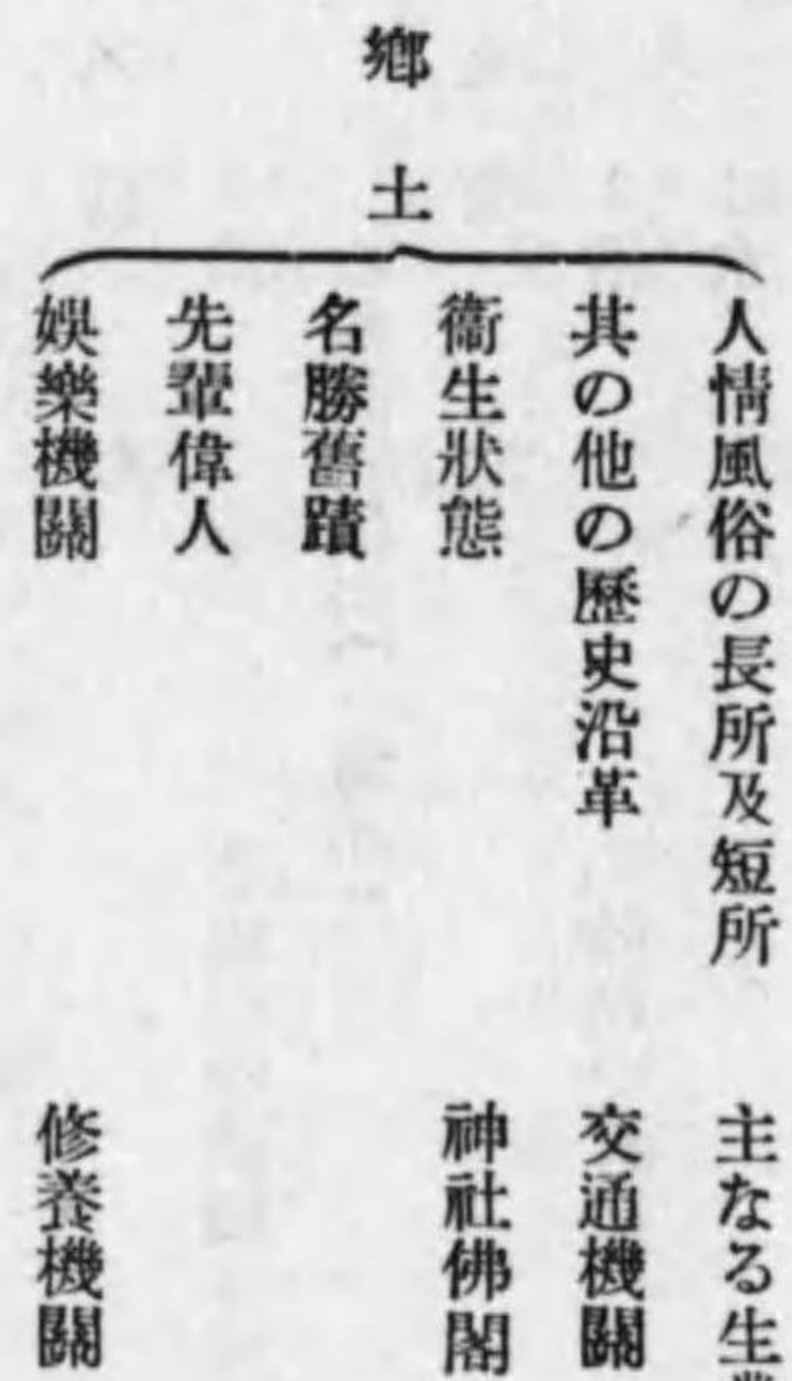
家庭は兒童環境中最も直接的なもので然も生活の大部を占むるもの其の影響は頗る深刻徹底的である。殆ど兒童の將來を左右し教育の成敗を決する鍵を握れる所である。之第二編に於いて特に家庭訓育を詳論した次第である教師は宜敷家庭の状況を可及的精査して之と連絡を保ち歩調を一にして善悪共に兒童に及ぼす影響を知悉善用して兒童訓育の個別の方針を確立して光明の生活を彼等に將來せねばならん。家庭調査の要項を左に掲げる。



四、環境としての郷土調

郷土は家庭と共に有力なる兒童の環境で、拔山秀水偉人を生じた例も多けれども又反對に兒童の前途を奈落の底に誘引するやうな点も少くない。特に都會地は農村よりも一層非教育的な誘引動機が多いことは都會地の教育者の常に頭を悩ます所である。兎も角教師は先づ郷土を精査し善用し利用すべき点は有効に役立てると共に非教育な所は豫防警

戒之を未然に防止し進んでは出来る限り惡環境の改善を期すべきである。郷土調の主要な要目を掲げると。



◎丸龜市民教育資料

〔郷土調の實例〕……………(紙數に制限せられ全部項目のみを挙げる)

第一 沿革

1 歴史的沿革 2 行政的沿革

第二 土地

1 位置及境界 2 面積 3 街區 4 町名の起原〔特殊なるもの二十五〕

第三 住民

1 戶數〔年次に依る變遷〕 2 人口 3 最近拾ケ年間の生死調

第四 行政

1 廳 舍 2 機關〔イ、歴代市長 ロ、同助役 ハ、同市會議長及副議長〕等

第五 財政〔最近拾ケ年間〕

- 1 歳入出豫算
- 2 市費一戸負擔額
- 3 歳入出要項目
- 4 歳出主要使途

第六 産業

- 1 總説
- 2 商業〔イ、藩政時代、ロ、現況〕從業戸數。重要輸出品。重要輸入品
- 3 工業〔イ、從業戸數。ロ、重要製産品〕
- 4 農業〔イ、從業戸數。ロ、耕地反別〕田畑。ハ、重要農産物
- 5 水産物〔イ、漁業〕從業戸數。漁獲物。沿革。ロ、製鹽業〔從業者戸數。鹽田段別。産額。沿革〕
- 6 産業機關〔イ、金融機關。ロ、商工會〕創立以來の會長。主なる事業

第七 教育

- 1 沿革〔イ、藩政時代〕。2 學齡兒童數。3 就學歩合。4 市立學校〔創立年月日。修業年限。初代よりの學校長。〕
- 5 其他學校。
- 6 教育、的會合〔名稱。創立年月日。會員主なる事業〕
- 7 教育後援會。
- 8 感化事業。
- 9 市の教育費（經常部）
- 10 最近數年間に於ける教育經常費諸比率

第八 通信

- 1 沿革
- 2 現在の機關〔局名、種別、其他、電話〕交換局、加入者、自動電話、本市より各地への電話通信料（一通话）

第九 交通

- 1 沿革
- 2 陸路の交通〔イ、鐵道、ロ、電車、ハ、道路、ニ、自動車、ホ、自轉車、ヘ、人力車等〕
- 3 水路

第十 官署

- 1 丸龜稅務署
- 2 丸龜警察署
- 3 區裁判所
- 4 丸龜郵便局

第十一 衛生

- 1 衛生組合
- 2 病院
- 3 醫師
- 4 産婆看護婦
- 5 隔離病舎
- 6 掃除監督
- 7 上水道
- 8 下水道

第十二 警備

- 1 沿革
- 2 組織
- 3 陸軍消防隊

第十三 兵事

- 1 丸龜歩兵第十二聯隊〔イ、沿革。ロ、戰歴〕
- 2 聯隊區司令部
- 3 憲兵分隊丸龜分遣所
- 4 在郷軍人會
- 5 現役軍人

第十四 神社佛閣及教會

- 1 神社
- 2 寺院
- 3 教會

第十五 名勝舊跡

- 1 土居清水
- 2 翠玉の松
- 3 青銅燈籠
- 4 丸龜城趾
- 5 忠魂堂
- 6 明治天皇行幸記念碑
- 7 征清記念碑
- 8 大眞柏
- 9 井上通女宅趾
- 10 尼崎里也宅跡
- 11 蕪村寺
- 12 田宮坊太郎復仇址
- 13 權掘の井
- 14 萬象園
- 15 中の水門
- 16 鬼屋舖
- 17 眞嶋

第十六 人物

- 1 土肥大作〔勤王家〕
- 2 土肥七助〔勤王家〕
- 3 村岡宗四郎〔勤王家〕
- 4 田宮坊太郎
- 5 尼崎里也
- 6 落合猪太郎
- 7 政吉
- 8 吉岡孫一
- 9 新六
- 10 甚左衛門

五、環境としての學校生活

學校は家庭と社會との中間に介在して兩者の長所を兼備する有意成案的な教育環境である。教師は慈母に似て然も愛に溺れず教育的識見と經驗とを以て成案的に訓化善導に努めてゐる學友との交接は社會生活に似て社會の如く複雑でない。恰も家庭を擴大した如く社會を縮小した様である。故に此環境を有意義に整理し善化美化した空氣の中に兒童を抱容することは道德教育特に訓育上に至大の効果あることは異論のある筈はない。

1 校舍校地の清美を保つこと 自外内正は訓育の有力な一手段で特に兒童は凡て感覺的であるから外部四圍の光景から兒童の心情に一種の緊張敬虔の念を自然に喚起し清潔を愛し美を好む様な氣風を作興することは大切な事である伊勢神宮に參拜して不知／＼頭の下るは勿論皇祖の靈德に感銘したのであるが然し神橋を渡つて一步一步進む神域の光景が人心を純化する点多大であると思ふ。此意味に於いて學校園の如きは學校の學校園でなくして學校園中の學校であつて欲しい、學校は風致のよい所であつて欲しい。

2 團体生活の訓練 兒童相互の共同生活によつて家庭に於いては經驗も得ざる公民的道德を體驗する特に親切、公德、公益、奉仕、禮儀、克己、共同、共存等の徳性を涵養する機会が多い。然し反面には惡友の感化誘導も免れない事實であるから教師は兩面の長所短所を考察することが大切である。

3 校風訓致 全校職員兒童及後援者によりて形成せられてゐる學校の空氣が即ち校風であつて此校風の良否が延ひて兒童訓育に影響することは甚大である。校風振作せば規律、元氣、質素、儉約、勤勉、剛健、自治、等幾多の徳性

- 11 井上通女史
- 12 尾池 桐陽
- 13 三田 美勝
- 14 尾池 松灣
- 15 中村 三蕉
- 16 勝田 良延
- 17 加藤 梅崖
- 18 頼山 重嘉
- 19 入江太郎吉
- 20 蓮井 麗嚴

六、國家の特質及國史の成績

を自然に涵養することが出来るが校風癡癡せば如何に二人や三人の教師では其學級に於いて訓育に努力しても恰も大海に一滴の砂粒を点下する様なもので何等の効驗もないことである。故に教師は一致共同校風の作興に努力すると共に自校校風の長所短所を考慮し兒童訓育上に交渉あらしめねばならん。

國家といふ大なる背景は國民教育の重大なる環境である。特に大日本帝國は開國悠々三千年万世一系の皇統を戴ける君民同祖の國忠孝一体の美風を如實に實現して万邦の追従を許さん。國體の精華と惟神の道を繼承して曾て外敵のため一指をも觸れささない國史の成績茲に深刻なる國民的、民族的感銘と感化の偉大なるものがある筈である。教師は訓育の歸着点を此所に求めるべく又此感銘をより大ならしむべく深く思を致さねばならん。

- 1 我國體の萬國に秀で世界に類なき獨自性を保持すること。
- 2 我皇室と臣民の關係は義は君臣にして情は父子の間柄。
- 3 我國民性の長所

イ 敬神崇祖の念に富み忠孝の心深し ロ 犠牲的精神に富む ハ 應化性多く機敏なり
 ニ 自然を愛し潔白である ホ 現在の樂天的である ヘ 尙武的進守的である
 ト 同化統一性である

- 4 我國民的の短所
- イ 感激性にして外部の刺激に感じやすい ロ 創造力に乏しい
- ハ 獨立自治の精神に乏しく堅忍持久力がない ニ 器局狭小にして理想が遠大でない等

七、社會事象

社會公民的生活の経験のない兒童には比較的社會問題は縁遠い様な感じがするけれども之が父兄の座談や隣人の話題を通じて敏感なる兒童の腦裏を刺戟し不知不識の間に訓育上に影響する所が少なくない。教師は豫め社會問題に對する彼等の感想を調査し定見を以つて正鴻なる批判を與ふる等適當なる準備がなければならぬ。特に都會地に於ける労働爭議農村に於ける小作爭議が批判能力乏しき兒童の頭に如何なる印象を残すかは教育者も寸刻も油斷の出来ない事實問題である。然も之が資本家と労働者、地主と小作人間の經濟的取引關係の間は尙恕すべき點があるが一步深入して思想問題に變化したる場合には實に看過しがたき重大問題である。

教育者は深く思ひを茲に致し豫め備ふる。所がなければならぬされど外來の思想必ずしも短所のみではない外來思想なるが故徒らに毛嫌ひしては危險思想と目し寸毫もかへりみないと云ふ事は反て國民を誤るものである吾々の祖先は儒教の教を入れたれども禪讓放代の支那思想は輸入せなかつた如く西洋の思想の長所を取り短所を捨てて、日本化したるものにする事が賢明なる國民の態度であると思ふ。

イ、外來思想の長所 人格を尊重すること 公共心を尊重すること 自治獨立の精神を重んずること

共同連帯の責任觀念の深きこと 門地家格よりも人物手腕を尊重すること

ロ、短所と認める點 主權民在なること 誤たる自由主義に陥りやすき事 機械論的平等觀に這りやすきこと等

第四編 訓育方法論

第一章 訓育方針の確立

一、一般の方針

學校教育特に小學教育の目的は第一編第一章に述べた様に兒童身體の發達徳性の涵養及生活知能の修練を圖り以て天壤無窮の皇運を扶翼し得る善良有爲の國民を育成するのであるから訓育の方針は勿論教育勅語の御趣旨を本體として實踐せしむるにあることは當然である。蓋し教育勅語は我國民の遵奉すべき道德を御示しになつたもので然も獨り我國民のみでなく中外に施して間違ひのない不磨の大經典である。個人としても國家社會の一員としても將た國際仁道といふ様な世界人類としての道德も皆包含されて残す所がない實に立派なものである。故に訓育の一般方針としては勅語の道を實踐躬行せしむることを以て方針とせねばならないことはいふまでもない。而して勅語の内容を謹解すると次の様である。

一、國體の精華

- 1 國を肇むること宏遠即皇統の無窮
- 2 徳を樹つること深厚
- 3 臣民の忠孝

教育の淵源

父母に孝兄弟に友朋友に信夫婦の和

二、精華發揚の道

恭儉持己博愛知能啓發徳器成就
公益世務を開き國憲國法に遵ふ義勇奉公

天壤無窮の皇運扶翼

忠良の臣民一忠
祖先の遺風顯彰一孝

忠孝一致

三、君民一徳 内外古今に共通すること。

二、特殊の方針

教育の作業特に訓育は家庭及郷土の環境別しては兒童の個性を立脚地とせなければならぬ。従つて道德の本質は變らな

いが形式即ち實現實行の方法は時代により場所により人によつて相違があるのは當然である。そしてそれは道德の構成觀、自我の自由創造觀から考へても左様であるべき筈のものと信ずる故に地方により學校により學年によつて道德の實現實行に關する特殊の方針を確立する必要があると思ふ。それが校訓級訓となり訓練細目となり個別指導案となる譯である。

三、特殊方針(校訓訓練細目等)に對する批評と所見

人によると校訓とか訓練細目とかいふものは無用の長物である。訓育といふことは教師が兒童に對し善良なる暗示を與へると共に事に當り物に接して適切有効に指導誘掖すること即ち人格と人格の接觸交渉其所に教育があり訓練があるので態々教師が豫想し立案して斯くの如き場合こんな事も起りさうだなどと故意に仕組んだものは形式であつて徹底するものでないといふ議論がある。之れは誠に道理なことでは非斯くあらねばならんと思ふ。教師が兒童に接觸して人格的感化誘掖に努むると共に地方的缺陷や學校特殊の事情に省み機會ある毎に國民的訓育の到達點へ誘引することは更に錦上花を飾るといふべきではあるまいか。況や學校の現状は決して理想的の教師のみ集合せるものとはいへん。經驗の深きもの淺きもの知能識見の高邁なるもの然らざるもの徳操健實なるもの不健全もの等玉石混在なるは偽らざる事實である。茲に於て學校の必要により校訓或は級訓訓練細目の如き特殊の訓育方針を設定し分け上る麓の道行きと定むるは恰も登山者に對する道しるべの如きものではあるまいか此の見地に於て矢張り特殊方針の樹立を必要とするものである。

四、特殊方針は如何に定むべきか

特殊方針は所謂特殊の事情を消極的には防止し積極的には助長改善すると共に國民道德への理想に伸展する地方的具体

的方案である故に之れが樹立設定には大要左記の如き標準を必要とすると思ふ。

- 1 國家及社會組織の特質を体得し發揮するもの。
- 2 地方の長所を助長し短所を改善するもの。
- 3 時代思潮に鑑み特に必要とする道德の鼓吹。
- 4 校風の樹立作興を必要とする徳目。
- 5 時勢の進運を考察し之れに順應對策上の必要徳目。
- 6 比較的兒童生活家庭生活に於て實現の機會少き社會的公民的道德の獎勵等。

五、校訓及校歌の實例

校 訓

愛らしき我兒童等よ兒等は聖旨を奉体し喜んで父母の命を守り楽しんで師の教に従ひ常に強健身を鍛ひ至誠事に當りて其行を直く美しくしやがて大日本帝國の忠良なる臣民たらん事を心掛けよ。

- 一、親しき我兒童等よ兒等は何事をなすにも元氣にして規律正しくあれ。
- 二、親しき我が兒童等よ兒等は常に我身を省みて人に親切なれ。
- 三、親しき我兒童等よ兒等は常に勤勞を貴び物事に辛抱強くなれ。

校 歌

- 一、御空に高き象頭山 幾代變らぬ姿をば 君が恵にたぐへつゝ
- 親同胞や師の君の 教へ尊み畏みて 學びの道にいそしまん

二、千歳を祝ふ龜山の
 心を鍛ひ身を練りて
 鐵にも勝る手に足に
 健き鏡と仰ぎつゝ
 家の業をばいそしまん
 清き誠を慕ひては
 三、垣端に匂ふ紅梅に
 菅原公を偲びつゝ
 悪しきを捨て、善きにつき
 かほりゆかしく咲き出でて
 御國の務いそしまん

校歌曲

mf	3. 5 6 5 6	i 2 6 5	5. 5 6 i	2 — 0	f	3. 2 i 2
	6 i 5 —	5. 3 2 3	5 — 0	mf	5 5 5 6	5 3 2 3
	5. 5 6 i	2 — 0	f	3 2 i 6	5 6 i —	6. 5 3 2
	1 — 0	p	2. 2 2 3	2 1 6 1	2. 2 3 5	6 — 0
mp	1. 2 3 2	i 2 3 —	rit	6 4 5 4	3 — 0	

六、訓練細目

第一學年

第一學期

- きまりよくせよ
- 1 時刻をまもれ
- 2 集合解散を早くせよ
- 3 案りに席をはなれな
- 4 定められた場所以外へ行くな
- 5 道遊びすな

第二學期

- 人に迷惑をかけな
- 1 道路で遊ぶな
- 2 左側通行せよ
- 3 我儘勝手をすな
- 4 不作法であるな
- 5 物品の後仕末をよくせよ
- 6 自分の事は自分でせよ

第三學期

○仕事にはげめ

第二學年

- 仕末よくせよ
- 1 學用品を忘れな
- 2 履物を整頓せよ
- 3 机内を整頓せよ
- 4 成績品を大切にせよ

第三學期

- 兄弟仲よくせよ
- 1 兄姉に従順であれ
- 2 弟妹をいたはれ
- 3 兄姉の過を許せ
- 4 よい事は人にゆづれ
- 5 悪いものは自分がとれ

第三學年

○節約せよ

第三學期

- うそをいふな
- 1 うそを言つて金銭物品を貰ふな
- 2 過をかくすな
- 3 笑談にもうそをいふな
- 4 行に表裏があるな

第三學期

- 辛権強くあれ
- 1 寒さにまけるな
- 2 暑さに弱るな
- 3 腹の立つ事をこらへよ
- 4 苦しい事もがまんせよ
- 5 仕事は出来るまでやれ

第三學期

○學友を愛せよ

- 1 復習や課題を怠るな
- 2 自習時刻に遅れるな
- 3 自習時間を有効に使へ
- 4 缺席や遅参早引をすな
- 5 家事を手傳へ
- 6 常に勞力を厭ふな
- 7 責任を重んぜよ

第四學年

- 1 學用品を大切にせよ
- 2 不必要なものを買ふな
- 3 餘り度々興行ものを見な
- 4 間食に金を消費すな
- 5 貯金せよ
- 6 不用のものも利用を工夫せ

第一學期

○常に我身を省よ

- 1 何か悪いことはなかつたか
- 2 何かよい事があつたか
- 3 我は私の務を果したか
- 4 去年の我よりどれだけ進んだか

第二學期

○進取的なれ

- 1 よい事は進んでやれ
- 2 人にたよるな
- 3 骨惜しみすな
- 4 小成に満足すな
- 5 よりよき工夫と創造を忘れな

第三學期

○共同一致

- 1 知らん事は敬へてやれ
- 2 悪い事は注意してやれ
- 3 善い點は大勢に知らせ
- 4 少しの事に怒るな
- 5 友人の悲しみを慰めてやれ
- 6 友人の難儀を助け合へ
- 7 友人の隘口をいふな

第五學年

第一學期

○公益をはかれ

- 1 近邊の人に對して

第二學期

○身體をきたへ

- 1 毎日運動を怠るな

第三學期

○公共物を愛護せよ

- 1 學校の器物を大切にせよ

- 2 往復の途上に於て
- 3 學校生活に於て

第六學年

- 2 作業中に運動を見出せ
- 3 寒暑を恐れな
- 4 衛生に留意せよ

- 2 道路公園を荒すな
- 3 落書すな
- 4 寺院等で遊ぶな

第一學期

○上級生たることを忘れな

- 1 下級生を善導せよ
- 2 言語動作を慎め
- 3 下級生と同一人格であるな
- 4 下級生をいたはれ

第二學期

○公德を重んぜよ

- 1 公衆の面前で不作法な事をすな
- 2 公衆の衛生を害すな

第三學期

○社會と共に生きよ

- 1 個人主義を捨てよ
- 2 社會的個人たれ
- 3 共存共榮をはかれ

備考

- 1 前學期或は前學年の配當徳目は後期或は後學年にも繼續せるものである。
- 2 兒童には修養録の如きものを持たしめ實行實施の結果を反省せしめる事がよい。

第二章 修身教育と訓育との關係

一、修身科の目的と訓育

小學校令施行規則第二條に「修身は教育に關する勅語の御趣旨に基き兒童の徳性を涵養し道德の實踐を指導するを以て